

目 次
第1号（6月19日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	4
出席議員	5
欠席議員	6
事務局職員出席者	6
説明のため出席した者の職氏名	6
開 会	6
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
諸般の報告	9
請願の委員会付託	11
町長提出第64号議案	11
町長提出第65号議案	11
町長提出第66号議案	13
町長提出第67号議案	14
町長提出第68号議案	14
町長提出第69号議案	14
町長提出第70号議案	14
町長提出第71号議案	14
町長提出第72号議案	14
町長提出第73号議案	14
町長提出第74号議案	14
町長提出第75号議案	14
町長提出第76号議案	14
町長提出第77号議案	14
町長提出第78号議案	14
町長提出第79号議案	24
町長提出第80号議案	24
町長提出第81号議案	24
町長提出第82号議案	24
町長提出第83号議案	24
町長提出第84号議案	24

町長提出第 8 5 号議案	2 4
町長提出第 8 6 号議案	2 4
町長提出第 8 7 号議案	2 4
町長提出第 8 8 号議案	2 4
津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について	3 7
津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について	3 8
津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について	3 9
津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について	4 0
散 会	4 1
署 名	4 2

第 2 号 (6 月 2 2 日)

議事日程	4 3
本日の会議に付した事件	4 3
出席議員	4 3
欠席議員	4 3
事務局職員出席者	4 3
説明のため出席した者の職氏名	4 4
開 議	4 4
会議録署名議員の指名	4 4
一般質問	4 4
3 番 川田 剛君	4 5
8 番 三浦 英治君	5 9
4 番 道信 俊昭君	7 2
9 番 寺戸 昌子君	9 1
散 会	1 1 0
署 名	1 1 1

第 3 号 (6 月 2 3 日)

議事日程	1 1 3
本日の会議に付した事件	1 1 3
出席議員	1 1 3
欠席議員	1 1 3
事務局職員出席者	1 1 3

説明のため出席した者の職氏名	1 1 4
開 議	1 1 4
会議録署名議員の指名	1 1 4
一般質問	1 1 4
1 1 番 岡田 克也君	1 1 4
6 番 丁 泰仁君	1 3 5
2 番 米澤 宕文君	1 5 3
散 会	1 6 1
署 名	1 6 2

第4号（6月24日）

議事日程	1 6 3
本日の会議に付した事件	1 6 5
出席議員	1 6 6
欠席議員	1 6 7
事務局職員出席者	1 6 7
説明のため出席した者の職氏名	1 6 7
開 議	1 6 7
会議録署名議員の指名	1 6 8
町長提出第64号議案	1 6 8
町長提出第65号議案	1 7 5
町長提出第66号議案	1 7 5
町長提出第67号議案	1 7 6
町長提出第68号議案	1 7 6
町長提出第69号議案	1 7 7
町長提出第70号議案	1 7 9
町長提出第71号議案	1 8 0
町長提出第72号議案	1 8 1
町長提出第73号議案	1 8 2
町長提出第74号議案	1 8 2
町長提出第75号議案	1 8 4
町長提出第76号議案	1 8 5
町長提出第77号議案	1 8 5
町長提出第78号議案	1 8 6
町長提出第79号議案	1 8 7
町長提出第80号議案	2 0 4

町長提出第 8 1 号議案	2 0 5
町長提出第 8 2 号議案	2 0 5
町長提出第 8 3 号議案	2 0 6
町長提出第 8 4 号議案	2 0 6
町長提出第 8 5 号議案	2 0 7
町長提出第 8 6 号議案	2 0 8
町長提出第 8 7 号議案	2 0 8
町長提出第 8 8 号議案	2 1 0
町長提出第 8 9 号議案	2 1 0
請願第 5 号	2 2 7
各委員会からの閉会中の継続調査の申出について	2 3 0
発議第 1 号	2 3 1
閉 会	2 3 2
署 名	2 3 3

津和野町告示第 33 号

令和 2 年第 4 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

令和 2 年 6 月 2 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 令和 2 年 6 月 19 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宏文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	沖田 守君

○6 月 22 日に応招した議員

○6 月 23 日に応招した議員

○6月24日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第4回(定例)津和野町議会会議録(第1日)
令和2年6月19日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和2年6月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 請願の委員会付託
- 日程第5 町長提出第64号議案 令和2年度津和野町役場本庁舎(元日原診療所)
改修工事請負契約の締結について
- 日程第6 町長提出第65号議案 小型動力ポンプ付普通積載車の取得について
- 日程第7 町長提出第66号議案 津和野町職員の特殊勤務手当の支給に関する条例
の一部改正について
- 日程第8 町長提出第67号議案 津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正
について
- 日程第9 町長提出第68号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第69号議案 津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第11 町長提出第70号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第71号議案 津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第72号議案 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関
する条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第73号議案 津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正
について

- 日程第 15 町長提出第 74 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 75 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 17 町長提出第 76 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 77 号議案 津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する
条例の一部改正について
- 日程第 19 町長提出第 78 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正
について
- 日程第 20 町長提出第 79 号議案 令和 2 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 町長提出第 80 号議案 令和 2 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予
算（第 1 号）
- 日程第 22 町長提出第 81 号議案 令和 2 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第
1 号）
- 日程第 23 町長提出第 82 号議案 令和 2 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）
- 日程第 24 町長提出第 83 号議案 令和 2 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 25 町長提出第 84 号議案 令和 2 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補
正予算（第 1 号）
- 日程第 26 町長提出第 85 号議案 令和 2 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第
1 号）
- 日程第 27 町長提出第 86 号議案 令和 2 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会
計補正予算（第 1 号）
- 日程第 28 町長提出第 87 号議案 令和 2 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 29 町長提出第 88 号議案 令和 2 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 30 津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙につ
いて
- 日程第 31 津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 32 津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について
- 日程第 33 津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願の委員会付託
- 日程第 5 町長提出第 64 号議案 令和 2 年度津和野町役場本庁舎（元日原診療所）

改修工事請負契約の締結について

- 日程第6 町長提出第65号議案 小型動力ポンプ付普通積載車の取得について
- 日程第7 町長提出第66号議案 津和野町職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第67号議案 津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第68号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第69号議案 津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第70号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第71号議案 津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第72号議案 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第73号議案 津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第15 町長提出第74号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 町長提出第75号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第17 町長提出第76号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 町長提出第77号議案 津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 町長提出第78号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第20 町長提出第79号議案 令和2年度津和野町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 町長提出第80号議案 令和2年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 町長提出第81号議案 令和2年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 町長提出第82号議案 令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 町長提出第83号議案 令和2年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 町長提出第84号議案 令和2年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 町長提出第85号議案 令和2年度津和野町診療所特別会計補正予算（第

1号)

- 日程第27 町長提出第86号議案 令和2年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第28 町長提出第87号議案 令和2年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第29 町長提出第88号議案 令和2年度津和野町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第30 津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第31 津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について
- 日程第32 津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について
- 日程第33 津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について

出席議員(12名)

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宥文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	10番 後山 幸次君
11番 岡田 克也君	12番 沖田 守君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	桑原 正勝君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

本日、令和2年第4回津和野町議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはおそろいでお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

既に、新聞、テレビ等の報道で御承知のとおり、我が国は通常国会が17日に閉会をいたしました。今国会では、新型コロナウイルス対策関連の、補正1次、2次を含めて、58兆円という膨大な補正予算も成立をしたところであります。

国会が終了するとともに、かねてより新聞、テレビ報道で報道されました、広島県選出の国会議員、河井御夫妻、河井衆議院議員、奥様の参議院議員、両議員が現職国会議員として逮捕になったと、まれに見る、公職選挙法買収疑惑のこの逮捕であります。極めて、去年の参議院選挙では、膨大な選挙資金が動き、そうしたものがこの事件に大きく影響しとるのではないかというような報道等もされておりますが、いよいよ逮捕によってその実態が明らかになってくるであろうと、かように思います。誠に類を見ない、我々が経験したことのない、こういう事件が発生をしております。

併せて、既に忘れ去っては困るわけではありますが、森友・加計学園問題、総理主催の桜を見る会等々のこの疑惑も、いまだ解明をされないままに今日に至っておりますが、与野党を通じて、この真意もただしてもらいたい、かように思うところでもあります。

本町においても、町長はじめ執行部におかれては、この新型コロナウイルス対策で、今、世界、日本全国、全ての産業に大きな影響を与えております。人間の命を守ることの大事さもさることながら、経済が誠に疲弊してしまって、いつどういう事態が起こるか分からないという、そういうふうな町の実態、国の実態であります。何とかこの難局を乗り越えて、また成長著しい我が日本に戻ってほしいと、特にそのように思うところでもあります。

町では、独自に様々な施策を講じていただいて、国の施策と併せて何とか救済に努力をしていただいておりますが、何しろ終息を見ない、これからまだ2波、3波が訪れるであろうという、こういう状況下の中でありますので、引き続き御努力をいただかなくてはならないと、かように思います。

また、時節も梅雨時期に入りまして、これから集中豪雨等が非常に懸念される場所でもあります。併せていろいろな御心痛をかけることとなると思いますが、引き続き御奮闘をぜひともお願いをして、災害の少ない、そういう町にぜひしていきたいと、かように思うところでもあります。

本日の出席議員数は、全員の出席12名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

それでは、マスク着用でありますので、マスクをかけて、これから進行させていただきたいと思っております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、丁泰仁君、7番、御手洗剛君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催しまして、今定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について、委員長の報告を求めます。10番、後山幸次君。

○議会運営委員会委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしましたので、報告をいたします。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を令和2年6月15日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日6月19日から6月24日までの6日間としたいと思います。

初日の19日金曜は、議長より諸般の報告を受け、町長提出議案の説明を受けた後、各一部事務組合議会議員の辞職に伴う選挙を執り行いたいと思います。

22日月曜、23日火曜の2日間は、一般質問を行います。今回の一般質問は7人の16件であります。

24日水曜は、議案の質疑、討論、表決、及び請願の所定の処理を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

令和2年6月19日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月24日までの6日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月24日までの6日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

3月定例会招集日以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告書

【3月定例会以降】

- 3月 6日(金) 全員協議会、令和2年度予算審査特別委員会(初日)
広報広聴常任委員会
- 9日(月) 一般質問通告締め切り 正午
- 10日(火) 総務経済常任委員会所管事務調査
- 11日(水) 令和2年度予算審査特別委員会(2日目)
- 12日(木) 令和2年度予算審査特別委員会(3日目)
- 13日(金) 令和2年度予算審査特別委員会(4日目)
- 16日(月) 令和2年度予算審査特別委員会(5日目)
- 18日(水) 議会運営委員会
- 19日(木) 総務経済常任委員会請願審査
- 24日(火) 全員協議会
- 25日(水) 萩・津和野線道路改良促進期成同盟会監査 議長
- 27日(金) 広報広聴常任委員会
津和野町ケーブルテレビFTTH化工事竣工式 議長：中止
- 4月 6日(月) 広報広聴常任委員会
高津川水系治水砂防整備促進期成同盟会監査 議長
- 10日(金) 全員協議会、広報広聴常任委員会 正副委員長
鹿足郡町村議会議長会定例会(吉賀町役場) 正副議長
- 14日(火) 文教民生常任委員会請願審査
- 5月 11日(月) 第3回臨時会、全員協議会、広報広聴常任委員会
山口線利用促進協議会監査 議長
- 13日(水) 高津川水系治水砂防期成同盟会総会 議長：書面議決
浜田市～津和野町間幹線道路整備推進協議会総会 議長：書面議決
浜田・益田間高規格道路建設促進期成同盟会総会 議長：書面議決
- 14日(木) 鹿足郡防犯連合会監査 議長
- 18日(月) 萩・石見空港利用拡大推進協議会総会 議長：書面議決
- 20日(水) 島根県町村議会議長会第1回臨時総会(西ノ島町) 議長：
- ～22日(金) 無期延期
- 24日(日) 全国町村議会議長会研修会(東京都) 正副議長：中止
- ～26日(火) 国会議員との懇談会(東京都) 正副議長：中止

- 31日(日) 第71回全国植樹祭(大田市) 議長:延期
- 6月 1日(月) 全員協議会
- 9日(火) 議会運営委員会
- 12日(金) 島根県立津和野高等学校後援会総会 議長:書面議決
一般質問通告締め切り 正午
- 15日(月) 議会運営委員会、文教民生常任委員会
島根県旅館組合総会(稲成神社) 議長:延期
-

日程第4. 請願の委員会付託

○議長(沖田 守君) 日程第4、請願の委員会付託について。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、所管の総務経済常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

日程第5. 議案第64号

日程第6. 議案第65号

○議長(沖田 守君) 日程第5、議案第64号令和2年度津和野町役場本庁舎(元日原診療所)改修工事請負契約の締結について及び日程第6、議案第65号小型動力ポンプ付普通積載車の取得について、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) 皆様、おはようございます。本日は6月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、契約案件2件、条例案件13件、一般会計をはじめ各会計補正予算案件10件の、合計25案件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第64号令和2年度津和野町役場本庁舎(元日原診療所)改修工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第65号でございますが、小型動力ポンプ付普通積載車の取得について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(岩本 要二君) それでは、議案第64号を御説明をいたします。

令和2年度津和野町役場本庁舎(元日原診療所)改修工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、先ほども申し上げておりますけども、令和2年度津和野町役場本庁舎（元日原診療所）改修工事でございます。

契約の方法でございますが、一般競争入札による契約でございます。

入札業者は3社ございまして、6月9日に執行したところであります。落札率につきましては、98.58%でございます。

契約の金額につきましては、6億2,700万円。うち、取引に係る消費税及び町消費税の額は、5,700万円でございます。

契約の工期につきましては、津和野町議会の議決のあった日の翌日から令和3年3月31日の間でございます。

契約の相手方は、島根県鹿足郡津和野町枕瀬575番地9、堀建設株式会社代表取締役堀大地でございます。

1枚めくっていただきまして、資料1といたしまして、仮契約書の写しを添付しております。

次に、参考資料1が配置図になります。図面下側に、駐車場（新整備）と記載されておりますけども、既存の高台にある駐車場を本庁舎入り口と同じ高さにした場合の、駐車場の配置になります。

また、図面左側になりますが、2階屋上から国道187号線に向けて新設通路橋を設けております。

公用車の車庫、木造でございますが、これを新たに配置をいたします。

次の、参考資料2を見ていただけたらと思います。1階の平面図になります。

入り口にエントランスホールを設け、右側の西中国信用金庫津和野支店日原出張所を設けております。

正面に、税務住民課、左側の元診療室については、出納室、つわの暮らし推進課及び総務財政課を配置をしております。その並びに、副町長室、廊下を挟んで町長室の配置をしております。

図面上段には、建設課及び組合事務所を配置しておるところでございます。

次に、参考資料3が2階の平面図になります。主に議場等の議会関係と、防災及び電算室を配置しておるところでございます。

以上でございます。

それでは、続いて、議案第65号を御説明いたします。

小型動力ポンプ付普通積載車の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、小型動力ポンプ付普通積載車の売買契約でございます。

畑迫地区を担当しております第4分団に配備しております積載車が、購入後23年を経過しており、老朽化が進んでおりますので、消防団総合整備計画に基づき、更新するものでございます。

積載車の仕様につきましては、ディーゼルエンジン搭載のパワーステアリング付四輪駆動で、乗車定員6名でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。指名業者は7社ございましたが、4社辞退されましたので、3社で6月9日に執行いたしました。落札率につきましては、94.92%でございます。

契約の金額につきましては、1,039万5,000円でございます。

契約の相手方は、島根県松江市学園1丁目6-14、株式会社クマヒラセキュリティ松江支店支店長小松幹昇でございます。

1枚めくっていただきまして、資料を御覧ください。

納入期限でございますが、令和3年3月26日を期限としております。

納入場所につきましては、津和野地区消防センター、津和野分遣所でございますが、としておるところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第66号

日程第8. 議案第67号

日程第9. 議案第68号

日程第10. 議案第69号

日程第11. 議案第70号

日程第12. 議案第71号

日程第13. 議案第72号

日程第14. 議案第73号

日程第15. 議案第74号

日程第16. 議案第75号

日程第17. 議案第76号

日程第18. 議案第77号

日程第19. 議案第78号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第66号津和野町職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正についてより、日程第19、議案第78号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてまで、以上13案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第66号でございますが、津和野町職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第67号でございますが、津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第68号でございますが、津和野町税条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第69号でございますが、津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第70号でございますが、津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第71号でございますが、津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第72号でございますが、津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第73号でございますが、津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第74号でございますが、津和野町国民健康保険条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案75号でございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第76号でございますが、津和野町介護保険条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第77号でございますが、津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第78号でございますが、津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第66号を御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、人事院規則の改正により、国家公務員の特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症対策業務に関し、防疫等作業手当の特例が新たに規定されたことに伴い、津和野町職員の特殊勤務手当の支給に関する条例を一部改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

アンダーラインの部分が改正内容となります。

改正内容といたしましては、附則の3として、前段のところ新型コロナウイルス感染症防疫作業場所の要件、次に作業内容に係る要件が定められております。その作業に従事した時は、感染症防疫作業手当を支給する旨が定められておるところでございます。

4といたしまして、感染症防疫作業手当の額については、作業に従事した日、1日につき3,000円、新型コロナウイルス感染症の患者等の体に接触して行う作業等に従事する場合は、1日につき4,000円とすることが定められております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

それでは続きまして、議案第67号を御説明させていただきたいと思っております。

今回の一部改正につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、条例で引用する同法の法律名及び条項を整備するため、津和野町固定審査評価審査委員会条例を一部改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

アンダーラインの部分が改正内容となります。

改正内容といたしましては、現行、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、その名前が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正をされました。それに伴い、関係条項についても整備をしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） それでは、議案第68号について御説明します。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴う町税条例の一部改正であり、原則として公布の日から施行するものであります。

1枚めくっていただいて、新旧対照表を御覧ください。

第1条関係の附則第10条は、固定資産税について法律改正に合わせた読替規定です。

第10条の2は、固定資産税について、法律の改正及び条ずれによる改正です。

その裏、新旧対照表、2ページを御覧ください。

第27項では、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充について規定しております。今回の改正では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるものであります。

その下、附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税について、法律改正に合わせ改正するものです。具体的には、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする改正です。

附則第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について、法律改正に合わせ改正するものです。

1枚はぐっていただいて新旧対照表5ページを御覧ください。

第2条による改正については、今回、附則第25条、26条を追加しています。

附則第25条では、新型コロナウイルス感染症等に係る給付金税額控除の特例について規定しています。

附則第26条では、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について規定しています。

いずれも法律改正に合わせた改正で、施行日は令和3年1月1日としています。

以上で、説明を終わります。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 続きまして、議案第69号津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

本案は、町営で行っておりました日原保育園について、3月末をもって廃止されたこと、4月1日より、社会福祉法人つわの清流会へ運営が移管されたことに伴い、津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例を一部改正するものであります。

1枚めくっていただいて、新旧対照表を御覧ください。

第2条の表中、日原保育園の項を削除するものであります。

附則として、施行期日ではありますが、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するであります。

続きまして、議案第70号津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正するものであります。

1枚めくっていただいて、新旧対照表を御覧ください。

第6条において、国家戦略特区では小規模保育事業の対象年齢の原則を撤廃できること、1枚めくっていただいて、同条に追加する第2項において、代替保育の提供に係る

連携施設の確保が困難な場合には、代替保育の規定を適用しないことができること、第3項において、その場合には代替保育の連携施設として小規模保育事業所または事業所内保育事業所を確保すること、第4項において、事業所内保育事業所について、町長が適当と認める場合には連携施設の確保を不要とすること、第5項において、前項の場合、企業主導型保育事業実施施設や地方公共団体から助成を受けている認可外保育施設を連携施設とすることができることとしています。

1枚めくっていただいて、第23条においては、号の改正、第37条においては、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化しています。

附則として、施行期日ではありますが、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するであります。

続きまして、議案第71号津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、放課後児童クラブにおけるみなし支援員に係る経過措置が今年3月31日で終了したことに伴い、本町としては国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の参酌により、この経過措置期間を3年間延長するため、津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正するものであります。

1枚めくっていただいて、新旧対照表を御覧ください。

附則の第2条中、基礎資格を有する研修未受講者の取扱いの緩和を3年間延長し、令和5年3月31日までとするものであります。

附則として、施行期日でございますが、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するであります。

続きまして、議案第72号津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、放課後児童クラブにおいて今年度のつわのっ子クラブの登録者数が増加したことによる定員の変更と、今年度よりきべっ子クラブの位置が木部さとやま保育園内から木部小学校内に変更したことに伴い、津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例を一部改正するものであります。

1枚めくっていただいて、新旧対照表を御覧ください。

第2条の表中、つわのっ子クラブの定員を「35人」から「50人」に、きべっ子クラブの位置を「津和野町中川567番地 木部さとやま保育園内」から「津和野町中川424番地 木部小学校内」とするものであります。

附則として、施行期日でございますが、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するであります。

続きまして、議案第73号津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金について、支給に関する申請受付等の事務を町の窓口で行うために、津和野町後期高齢者医療に関する条例を一部改正するものであります。

1枚めくっていただいて、新旧対照表を御覧ください。

附則の見出しとして「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する事務」を本文として、3、広域連合条例附則第5条から第7条までの規定により新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給が行われる間は、町は、第2条各号に掲げる事務のほか、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付及びこれに付随する事務を行うものとするを追加するものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するであります。

続きまして、議案第74号津和野町国民健康保険条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、国民健康保険法の改正に合わせ、政令において国民健康保険運営協議会の任期が3年と規定されたこと、また、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給するため、津和野町国民健康保険条例を一部改正するものであります。

1枚めくっていただいて、新旧対照表を御覧ください。

第2条第2項について、委員の任期が政令で定められたことにより、本町の条例からは削除するものであります。

次に、附則の第6項であります。新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われるときに限り、給与等の支払いを受けている被保険者が、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給するということ。

第7項であります。傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とする、ということ。

第8項であります。傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

第9項であります。給与等の全部または一部を受け取ることができる者に対しては、これを受け取ることができる期間は、傷病手当金を支給しないこと。

第10項であります。第9項に規定する者が、その受け取ることができるはずであった給与等の全部または一部につき、その全額を受け取ることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受け取ることができなかつた場合において、その受けた額が傷病手当金の額より少ない時はその額と傷病手当金との差額を支給するということ。

第11項であります。第10項の規定によりこの町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収するということでもあります。

附則として、施行期日でございますが、公布の日から施行し、改正後の附則第6項から第11項までの規定は、傷病手当金の支給を定める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するであります。

続きまして、議案第75号津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免を行うための本文を追加するため、津和野町国民健康保険税条例を一部改正するものであります。

1枚めくっていただいて、新旧対照表を御覧ください。

第24条第2号の次に第3号として、その他特別な事情がある者を加えるものであります。

附則として、施行期日でございますが、公布の日から施行するであります。

続きまして、議案第76号津和野町介護保険条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、一つには、国において昨年10月の消費税率10%への引き上げに伴う低所得者への保険料負担軽減措置を図るため、もう一つは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対して介護保険料の減免を行うために津和野町介護保険条例を一部改正するものであります。

1枚めくっていただいて、新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項において「平成30年度から平成32年度までの」を「平成30年度から令和2年度までの」に改め、第2項において第1段階の年間保険料2万4,200円を1万9,400円に、第3項において第2段階の年間保険料4万400円を3万2,300円に、第4項において第3段階の年間保険料4万6,900円を4万5,200円に、それぞれ減額するものであります。

次に、附則に追加して、見出しを新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免に係る申請期限の特例とし、新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合、または新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる場合の減免の申請期限を新型コロナウイルス感染症以外の場合、普通徴収であればその納期限までに、特別徴収であれば特別徴収対象年金給付の支払いに係る前々月の15日までに申請をしなければならないものを、町長が別に申請期限を定めることができるとするものであります。

附則として、施行期日でございますが、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、改正後の津和野町介護保険条例附則第7項の規定については、令和2年2月1日から適用する。経過措置としまして、この条例による改正後の津和野町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第77号について御説明をいたします。

津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

今回の条例改正は、今後活用予定のない医療従事者住宅を削除することに伴い、第1条、第5条関係の別表の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、ページをめくっていただきまして、新旧対象表を御覧ください。

名称、野口住宅（A）、位置、津和野町河村1154番地8外、家屋番号、1159番8、利用料、3万100円を削ります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第78号を御説明いたします。

津和野町消防団員等公務災害補償条例の基準となります非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令について、損害補償の補償基準額の支給時の算定に用いる法定利率が改正されたことに伴い、津和野町消防団員等公務災害補償条例を一部改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

アンダーラインの部分が改正内容となります。

内容といたしましては、第5条第2項第1号において、事故発生日についての定義を定めております。

1枚めくっていただきまして、附則第3条の4第5項第2号では100分の5を事故発生日における法定利率に改めております。

2枚めくっていただきまして、最終ページになりますが、別表の第5条関係の補償基準額表をそれぞれの区分に応じて基準額の改定をしておるところでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

また、経過措置といたしまして、改正後の条項や別表の規定は令和2年4月1日以後に支給すべき事由が生じた損害補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた

損害補償につきましては、従前の例によるものがございます。ただ、損害補償のうち、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金の傷病補償年金等につきましては、令和2年4月分以降の月分について、改正後の条項や別表の規定を適用する旨が定められておるところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ちょっと休憩を挟みたいと思います。

午前9時40分休憩

.....
午前9時43分再開

○議長（沖田 守君） 暫時休憩を解き、会議を続行いたします。

日程第20. 議案第79号

日程第21. 議案第80号

日程第22. 議案第81号

日程第23. 議案第82号

日程第24. 議案第83号

日程第25. 議案第84号

日程第26. 議案第85号

日程第27. 議案第86号

日程第28. 議案第87号

日程第29. 議案第88号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第79号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第3号）より、日程第29、議案第88号令和2年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上10案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第79号でございますが、令和2年度津和野町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。歳入歳出それぞれ9億9,261万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ109億4,507万2,000円とするものがございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第80号令和2年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ2,257万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ10億9,450万円とするものがございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第81号令和2年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ2,886万円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ14億1,999万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第82号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ101万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ3億1,755万9,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第83号令和2年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ7万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億9,149万9,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第84号令和2年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算総額を382万2,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第85号令和2年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ226万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ5,567万円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第86号令和2年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1,431万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ3億424万8,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第87号令和2年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的収入を971万6,000円追加し、収益的収入予算総額7億7,630万8,000円、収益的支出を1万4,000円追加し、収益的支出予算総額7億6,660万6,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第88号令和2年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的収入を1,560万4,000円追加し、収益的収入予算総額3億4,047万6,000円、収益的支出を1,625万6,000円追加し、収益的支出予算総額3億776万6,000円に、資本的収入を258万2,000円追加し、資本的収入予算総額1億2,627万5,000円に、資本的支出を264万4,000円追加し、資本的支出予算総額2億486万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第79号を御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。

第2表の地方債補正の追加と変更でございます。総額で、5億5,900万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、18ページをお開きください。

また、お手元に補正予算の概要説明を用意しておりますので、併せて御参照いただけたらと思います。

なお、このたびの補正で歳出の各費目に人件費を計上しておりますが、これは4月1日付人事異動に伴う補正でございます。

総務費では、財政管理費の積立金として、平成31年度の剰余金に伴い減債基金積立金3,500万円を積み立てるものでございます。1枚めくっていただきまして、財産管理費の委託料では、設計監理業務委託料として、津和野庁舎増築棟、実施設計業務委託料1,042万4,000円、公共施設総合管理計画に係る個別施設計画策定業務242万円を増額をしております。

企画費の委託料として、高校生の地域留学推進のための地域留学推進事業委託料871万円を増額、負担金補助及び交付金として、下町コミュニティーセンターのエアコン等修理に係るコミュニティー助成事業補助金220万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、住民協働推進事業費の負担金補助及び交付金として、人と地域を育む畑迫の次世代まちづくり事業に伴い過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金2,000万円を増額をしております。

定住対策費の負担金補助及び交付金として、空き家再生に係る定住支援体制強化補助金1,200万円を増額をしております。

道の駅管理費では、なごみの里管理費の負担金補助及び交付金として、温浴施設脱衣室ロッカーの取替え等の修繕工事負担金641万7,000円を増額をしております。

津和野城山整備事業費の工事請負費として、城山整備事業に係る記念碑設置工事709万5,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費の総務財政課分として、消毒液等の消耗品費923万9,000円、備品購入費として、避難所等への空間除菌脱臭器等の購入に伴い庁用器具費1,079万8,000円を新たに計上しております。

健康福祉課分の委託料として、放課後児童クラブ運営委託料194万7,000円、負担金補助及び交付金として、子育て世帯支援給付金事業負担金564万円、換気システム設置支援事業補助金360万円を新たに計上しております。

商工観光課分の備品購入費として、レトルト製造機等の備品購入費402万3,000円、1枚めくっていただきまして、負担金補助及び交付金として、試作開発支援事業に係る商業・サービス業感染症対応支援事業補助金1,600万円及び新型コロナウイルス

感染対策プレミアム商品券販売事業補助金4,006万5,000円等総額で9,944万1,000円を新たに計上しております。

34ページをお開きください。

民生費では、社会福祉総務費の修繕料として、津和野町福祉センタートイレ洋式化等改修費123万1,000円、委託料として、国保オンライン資格確認等の社会保険・税番号制度システム整備委託料305万4,000円、繰出金として、国保及び介護特別会計へ繰出金991万8,000円、子育て世帯支援給付金事業費の負担金補助及び交付金として、子育て支援給付金事業費負担金564万円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費へ組替え計上しております。

1枚めくっていただきまして、児童福祉総務費の委託料として、日原保育園建設工事基本設計業務委託料869万円を増額、負担金補助及び交付金として、各保育園の新型コロナウイルス感染症対策に係る保育環境改善等事業補助金215万円、放課後児童クラブ等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金400万円を増額しております。

46ページをお開きください。

衛生費の保健衛生総務費の繰出金として、人事異動による人件費の増や配水管移設工事等により、水道事業会計への繰出金1,273万2,000円を計上しております。

続いて、52ページをお開きください。

農林水産業費では、農業振興費の負担金補助及び交付金として、新規就農者整備支援に係る農業施設機械等導入及び整備補助金363万9,000円、新規就農者整備支援事業費補助金336万7,000円を増額しております。農地費の委託料として、小瀬ため池廃止測量設計業務229万9,000円を工事請負費から組替え計上、農道橋樑梁点検診断業務委託料209万円を増額しております。

56ページをお開きください。

林業振興費では、使用料及び賃借料として、原木・チップヤード建設地土地借り上げ料72万円、工事請負費として、原木・チップヤード建設地敷地整備工事123万4,000円を増額しております。有害鳥獣駆除等事業の貸付金として、県交付金の内示に伴い津和野町有害鳥獣被害対策協議会貸付金666万円を増額しております。林道費の委託料として草刈り作業による林道管理委託料265万円を増額、工事請負費といたしまして、林道火の谷分谷線災害対策工事1,500万円を新たに計上しております。

60ページをお開きください。

商工費の商工振興費から新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費への組替え分として、委託料の町内消費等消費拡大キャンペーン委託料100万円、備品購入費としてレトルト製造機等の備品購入費394万2,000円を組替え計上しております。負担金補助及び交付金として空き店舗活用としての地域商業活性化支援補助金600万円、日原賑わい創出施設と道の駅の二つを拠点とする地域づくり人材育成事業等に

に伴い、日原賑わい創出推進協議会補助金2,000万円を増額、1枚めくっていただきまして、業績悪化緩和運転資金補助金2,700万円等を組替え計上しております。

観光費の委託料として、畑迫地域の市場調査等シェアリングエコノミー活用推進事業委託料631万9,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、歴史的風致維持向上事業費の津和野駅周辺整備事業費では、委託料として駅舎等の施工監理業務委託料2,333万1,000円を新たに計上、工事請負費として駅前周辺整備工事費2億3,618万1,000円を増額、補償金として(株)JRサービスネット等の移転補償費522万3,000円を新たに計上しております。

高質空間形成施設整備事業費では、多目的トイレの施工監理業務委託料895万4,000円、工事請負費として、多目的トイレ整備工事費6,930万円を新たに計上しております。

街並み環境整備事業費では、委託料として駅前小公園整備工事工損調査業務委託料123万2,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、土木費の土木総務費の委託料として圃場整備に伴い、奥ヶ野地区の登記事務委託料108万8,000円を増額、繰出金として、津和野町下水道事業特別会計繰出金309万円を減額をしております。

地籍調査事業の委託料として、相撲ヶ原地区ほか3地区の境界伐開業務委託料389万1,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、道路維持費の工事請負費として、町道戎丁天神丁線道路舗装工事252万1,000円を増額、備品購入費として、ミニバックホウ等道路維持機械購入費556万円を新たに計上しております。

道路新設改良費では、滝谷1号線ほか2路線の工事請負費793万5,000円を委託料等へ組替え計上しております。

1枚めくっていただきまして、消防費の非常備消防費の報償費として、消防団員7名分の退職報償金394万2,000円を計上しております。

災害対策費の消耗品費391万円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費へ組替え計上しております。

74ページをお開きください。

教育費の教育諸費の委託料として、津和野小学校プール改築工事管理業務委託料等313万9,000円を増額、工事請負費として、津和野小学校プール改修工事費5,465万9,000円、木部小学校グラウンド整備工事費1,752万8,000円で、合計7,218万7,000円を新たに計上しております。

80ページをお開きください。

社会教育費の修繕料として、日原公民館外部階段改修工事費等338万1,000円を増額、1枚めくっていただきまして、委託料として、山村開発センター解体工事施工管

理業務委託料198万円を増額、工事請負費といたしまして、山村開発センター解体工事費1億7,549万4,000円を新たに計上しております。

文化財保護費の工事請負費として、城山作業道復旧工事費3,023万2,000円を新たに計上、貸付金として民俗芸能保存協議会貸付金413万6,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、旧堀氏庭園管理費の修繕料として欄干修繕等104万1,000円を増額をしております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りください。

国庫支出金の総務費国庫補助金として、高校生の地域留学推進のための地域留学推進事業に伴い、地方創生支援事業費補助金881万円、人と地域を育む畑迫の次世代まちづくり事業に伴い、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業費補助金2,000万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,120万1,000円を増額しております。

民生費国庫補助金として、放課後児童クラブ等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止事業等に伴い子ども・子育て支援交付金460万8,000円、各保育園の新型コロナウイルス感染症対策に係る保育環境改善等事業に伴い保育対策総合支援事業費補助金315万円を増額をしております。

商工費国庫補助金として、津和野駅周辺整備事業及び高質空間形成施設整備事業に伴い社会資本整備総合交付金6,320万円、日原賑わい創出施設等道の駅の二つを拠点とする地域づくり人材育成事業等に伴い、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業費補助金2,000万円を新たに計上をさせていただきます。

商工費委託金として、畑迫地域の市場調査等シェアリングエコノミー活用推進事業費に対するシェアリングエコノミー活用推進事業費補助金749万7,000円を新たに計上しております。

県支出金の総務費県補助金として、空き家再生事業等に伴いしまね定住推進住宅整備支援事業費補助金1,026万5,000円を増額をしております。

農林水産業費県補助金の農業費補助金として、新規就農者整備支援事業費補助金336万7,000円を増額、林業費補助金として、木質バイオマス事業の交付金内示に伴い林業・木材産業成長産業化促進対策交付金3,151万6,000円を減額、林道点検診断保全整備事業に伴い農村漁村地域整備交付金300万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、商工費県補助金として、空き店舗活用に伴う地域商業活性化支援事業補助金300万円、試作開発支援事業による商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金1,200万円を増額しております。

土木費補助金として、ミニバックホウ等道路維持機械購入に伴い電源立地地域対策交付金453万8,000円を増額をしております。

教育費県補助金として、山村開発センター解体工事に伴い空き家対策総合支援事業費補助金3,051万5,000円を計上しております。

寄附金といたしまして、城山整備事業に係る記念碑設置工事に伴い総務寄附金709万5,000円を計上しております。

繰入金として、財政調整基金繰入金1億500万円、森林整備基金繰入金315万5,000円を計上をしております。

繰越金として、平成31年度剰余金6,470万8,000円を計上しております。

諸収入の貸付金元利収入として、津和野町有害鳥獣被害対策協議会貸付金返還金66万6,000円を増額、民俗芸能保存協議会貸付金返還金413万6,000円を減額をしております。

雑入として、消防団員7名分の退職報奨金394万2,000円、つわの暮らし推進課では、下町コミュニティーセンターのエアコン等修理に伴い、コミュニティ助成事業補助金220万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、町債の総務債の一般単独事業債では、津和野庁舎増築棟実施設計業務に伴い合併特例990万円を増額しております。

農林業債の過疎対策事業債では、木質バイオマス事業の補助率の修正に伴い自然エネルギー利用施設3,150万円を増額、林道火の谷分谷線災害対策工事に伴い緊急自然災害防止対策事業1,580万円を新たに計上しております。

商工債の過疎対策事業債では、駅周辺整備事業費、高質空間形成施設整備事業費及び街並み環境整備事業費に伴い観光施設整備事業2億8,130万円を増額をしております。

教育債の一般単独事業債として、木部小学校グラウンド整備事業に伴い合併特例1,660万円を増額、過疎対策事業債として、津和野小学校プール改築事業及び山村開発センター解体事業に伴い教育の振興事業2億390万円を増額をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第80号令和2年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページを御覧ください。総務費の一般管理費14万円減は、職員の人事異動によるものでございます。12ページを御覧ください。傷病手当金50万円増は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給するものであります。14ページを御覧ください。特定健康診査等事業費5万3,000円増は、特定保健指導用リーフレットを購入するためのものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページを御覧ください。県支出金の保険給付金等交付金50万円の増は、歳出で説明しました新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に支給する傷病手当金に係る特別調整交付金であります。

その下、一般会計繰入金14万円減は、歳出の総務費で説明しました職員の人事異動によるものであります。繰越金2,221万2,000円増は、平成31年度分の繰越しであります。

以上であります。

続きまして、議案第81号令和2年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページを御覧ください。総務費の一般管理費318万5,000円増は、職員の人事異動によるものであります。12ページを御覧ください。地域支援事業費の包括的・継続的ケアマネジメント事業費748万6,000円増は、これも職員の人事異動によるものであります。14ページを御覧ください。諸支出金の国庫支出金等還付金538万2,000円増は、前年度の介護給付費負担金及び支払基金交付金の還付金であります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページを御覧ください。国庫支出金の介護予防・日常生活支援総合事業交付金5万円増、包括的支援事業・任意事業交付金31万円増、支払基金交付金の介護予防・日常生活支援総合事業交付金6万7,000円の増、県支出金の介護予防・日常生活支援総合事業交付金3万1,000円増、包括的支援事業・任意事業交付金15万5,000円増、一般会計繰入金のうち、包括的支援事業・任意事業繰入金687万3,000円増は、歳出の地域支援事業で説明しました、職員の給与等に係るものであります。一般会計繰入金のうち、職員給与費等繰入金318万5,000円増は、歳出の一般管理費で説明しました職員の給与等に係るものであります。

繰越金1,818万9,000円増は、平成31年度の繰越金であります。

以上であります。

続きまして、議案第82号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、10ページを御覧ください。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金101万7,000円増は、前年度分の確定によるものであります。

1枚戻っていただき、8ページ、歳入であります。繰越金101万7,000円増は、前年度分の繰越しであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） 議案第83号を御説明いたします。令和2年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。営業費の業務費でございます。人件費でございますが、給料、職員手当、共済費につきましては、職員の人事異動に伴うもので、合計7

万4,000円を減額しております。処理場費につきましては、7万4,000円の財源振替を行うものでございます。

続きまして、12ページ、公債費でございます。公債費の元金として301万6,000円の財源振替を行うものでございます。なお、財源につきましては繰越金でございます。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。一般会計繰入金として309万円を減額しております。繰越金につきましては、平成31年度の剰余金として301万6,000円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第84号を御説明いたします。令和2年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。営業費の業務費につきましては13万6,000円の財源振替を行うものでございます。なお、財源につきましては繰越金でございます。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。繰越金につきましては、平成31年度の剰余金として13万6,000円を計上しております。これによりまして、一般会計繰入金を13万6,000円減額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第85号令和2年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）について、御説明をいたします。

歳入の8ページ、9ページを御覧ください。繰越金として平成31年度剰余金226万4,000円を計上しております。

1ページめくってもらいまして、歳出の10ページ、歳入の繰越金226万4,000円を予備費として計上します。

以上でございます。

続きまして、議案第86号令和2年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入の8ページを御覧ください。繰越金として平成31年度剰余金1,431万1,000円を計上しております。

1ページめくってもらいまして、歳出でございます。歳入の繰越金1,431万1,000円を予備費として計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第87号令和2年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

3ページを御覧ください。下段の収益的支出の医業費用の給与費1万4,000円の増額は、法定福利費によるものであります。

上段の収益的収入を御覧ください。医業外収益の負担金交付金1万4,000円の増額は、給与費の法定福利費1万4,000円によるものです。特別利益の過年度損益修正益は令和2年2月分、3月分の診療報酬等実績額が未収金計上額を上回った907万2,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） 議案第88号を御説明いたします。令和2年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

予算書2ページの第4条を御覧ください。企業債の変更でございます。170万円の増額補正をしております。なお、詳細につきましては、後ほど御説明いたします。

16ページ下段、収益的収入及び支出の支出を御覧ください。水道事業費用営業費用の原水及び浄水費でございます。人件費でございますが、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費につきましては、人事異動に伴うもので、合計70万4,000円を増額しております。修繕費につきましては、中曽野浄水場ろ過池修繕費として12万1,000円を増額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。人件費でございますが、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費につきましては、合計13万3,000円を増額しております。修繕費につきましては、曾庭橋等漏水修繕、後田地区漏水修繕等により98万2,000円を増額しております。工事請負費につきましては、曾庭橋添加水道管修繕工事、町道滝谷1号線道路改良工事に伴う配水管支障移転工事により、1,320万円を増額しております。

続きまして、総係費でございます。人件費でございますが、賞与引当金繰入金額、法定福利費、退職手当組合負担金につきましては、合計9万2,000円を増額しております。

18ページをお開きください。減価償却費でございますが、平成31年度分としての増額分、有形固定資産の確定に伴い102万4,000円を追加計上しております。

戻りまして、16ページ上段の収入を御覧ください。収益的収入でございます。営業外収益の他会計補助金につきましては、先ほど支出で御説明いたしました営業費用の増額に伴い1,273万2,000円を増額しております。

長期前受金戻入につきましては、先ほど支出で御説明いたしました平成31年度分の減価償却費追加計上に伴う、国庫補助金等の収益化の額で37万2,000円を追加計上しております。

雑収益につきましては、先ほど支出で御説明いたしました町道滝谷1号線道路改良工事に伴う、配水管支障移転工事に伴います移転補償費で250万円を増額しております。

続きまして、20ページ下段、資本的収入及び支出の支出を御覧ください。建設改良費の水道施設整備費でございます。工事請負費につきまして、緊急管路改善事業、日原配水管布設替え工事として264万4,000円を増額しております。

上段の収入を御覧ください。先ほど支出で御説明いたしました工事請負経費の財源として、企業債につきまして170万円の増額をしております。また、国庫補助金につきまして88万2,000円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） はい。以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、10時半まで休憩いたします。

午前10時21分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（沖田 守君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第30. 津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

○議長（沖田 守君） 日程第30、津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

組合議員でありました、2番、米澤宏文君より辞職願が提出され、組合議長より閉会中の辞職許可がありました。よって、その後任として1名を選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とあります。この選挙については、指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決しました。

津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員に、6番、丁泰仁君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名した丁泰仁君を津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました丁泰仁君を、津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員とすることに決しました。

丁泰仁君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

日程第31. 津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について

○議長（沖田 守君） 日程第31、津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

組合議員でありました、1番、草田吉丸君、5番、板垣敬司君及び10番、後山幸次君より辞職願が提出され、組合議長より閉会中の辞職許可がありました。よって、その後任として3名を選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とあります。この選挙については、指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員に、2番、米澤宏文君、4番、道信俊昭君、9番、寺戸昌子君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名しました3名を津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3名を津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員とすることに決しました。

米澤宏文君、道信俊昭君、寺戸昌子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

日程第32. 津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について

○議長（沖田 守君） 日程第32、津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

組合議員でありました、6番、丁泰仁君、9番、寺戸昌子君より辞職願が提出され、組合議長より閉会中の辞職許可がありました。よって、その後任として2名を選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とあります。この選挙については、指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることと決しました。

お諮りをさせていただきます。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することといたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決しました。

津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員に、5番、板垣敬司君、10番、後山幸次君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました2名を津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2名を津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員とすることに決しました。

板垣敬司君、後山幸次君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

日程第33. 津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について

て

○議長（沖田 守君） 日程第33、津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

組合議員でありました、4番、道信俊昭君、5番、板垣敬司君より辞職願が提出され、組合議長より閉会中の辞職許可がありました。よって、その後任として2名を選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とあります。この選挙については、指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員に、3番、川田剛君、9番、寺戸昌子君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました2名を津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2名を津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員とすることに決しました。

川田剛君、寺戸昌子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

本日までに受理した請願は、既に配付のとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程全て終了しました。

本日は、これで散会といたします。大変御苦勞でありました。

午前10時38分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和2年 第4回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第2日）
令和2年6月22日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和2年6月22日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（11名）

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宏文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	11番 岡田 克也君
12番 沖田 守君	

欠席議員（1名）

10番 後山 幸次君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長				宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	桑原 正勝君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きのお出かけありがとうございます。

これから2日目の会議を始めたいと思います。

今日は、10番、後山議員が欠席であります。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番、三浦英治君、9番、寺戸昌子君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、今日から一般質問が始まりますが、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、本日午後になりますが、視聴覚障がいの方々が傍聴にお出かけでありますので、ここで手話を入れることにいたしましたので、御了解をいただきたいと思います。

発言順序1番、3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 議席番号3番、川田剛であります。

冒頭、新型コロナウイルスによりまして、多くの方々が命を落とされております。御冥福をお祈りいたしますとともに、また生活の多くの場面でこの新型コロナウイルスが影響を及ぼしておりますので、一日も早い終息を願うものであります。

では、通告しておりますとおり、質問を始めさせていただきます。

まず、学校教育におけるオンライン技術の活用であります。

新型コロナウイルスにより、小、中、高校が休校の措置が取られておりました。休校の間、児童生徒たちは、家庭での学習を行って過ごしておりましたが、授業を進めることができないことは、今後、大きな課題となっております。特に、進学試験や就職試験を目前に控えた中学3年生や高校3年生、大学生にとっては、進路選択という人生の大事な時期でもあります。

このような状況下、益田市においては、4月時点で就学児童のいる家庭にインターネット環境調査を行っております。それと並行して、コロナウイルス禍においてもオンライン会議システムを活用して、学校にいる児童、家庭にいる児童、そして先生が顔を合わせ、オンライン会議システムでの取組を行っております。

津和野町においては、タブレットドリルを活用し、学習の機会を設けており、5月にインターネット活用調査を実施されております。

大学や専門学校等においては、オンライン授業を実施しており、オンラインの重要性が改めて認識された格好であります。

現在、学校が再開し授業が開始されておりますが、授業の遅れは大変深刻であります。また今後、コロナウイルスが再発したり、新たな感染症が発生し拡大した場合に備え、新たな教育の在り方を検討しておく必要があると考えます。

総務省では、「多様な子供たちを誰一人残すことない、公正に個別最適化された学びの実現」を目的にGIGAスクール構想を提唱し、ビッグデータの収集・分析・活用、校内無線LANの整備、1人1台のパソコンの整備、時間・距離に制約されない学習機会の創出など、既存の教育環境を残しつつも、教育のICT環境整備に取り組んでおります。

そこで、以下についてお尋ねいたします。

このたび行われましたインターネット活用調査の結果についてお尋ねいたします。

二つ目に、この調査後、この調査をどのように活用されていくのかお尋ねいたします。

三つ目に、このたびのコロナウイルスにおいて授業が遅れておりますが、この授業の遅れに対する対策はどのようにされているのかお尋ねいたします。

最後に、校内LANの活用状況、児童生徒1人1台パソコンの設置の考えと、プログラミング教育等、今後の活用策についてお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） おはようございます。本日から一般質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初の御質問につきましては、教育委員会関係の御質問でございますので、私のほうから御回答をさせていただきます。

学校教育におけるオンライン技術の活用についてであります。

最初の質問でございますが、インターネット活用調査の結果についてでございますけれども、小中学校の全家庭に対して行ったところでございますが、全世帯243件に対し、238件の回答があり、回答率は98%となっております。

回答の結果につきましては、インターネットを用いた学習に使用できるネットワーク環境について質問したところ、あると答えた家庭が220件、ないと答えた家庭が18件、無回答が5件となっております。

また、インターネットを用いた学習に使用できるICT機器（パソコンあるいはタブレット等）でございますが、これについて質問したところ、あると答えた家庭が203件、ないと答えた家庭が34件、不明・未回答が1件、無回答が5件という結果となっております。

二つ目の御質問に対してお答えですが、調査の活用については、今回の新型コロナウイルス感染症による臨時休校を機会に、全国的に私立学校を中心とした家庭学習のICT機器利用が進み、一部の公立学校でも対応するような動きがあります。今年度予定をしております国のGIGAスクール構想による補助金を活用して整備を考えております。学校のICT機器について、学校だけでなく家庭学習にも活用できないかと考え、アンケート調査をしたところです。

しかし、今回のアンケート調査の結果を受けて、無回答を含め約1割近くの家庭でネットワーク環境がない家庭があることが判明いたしました。この結果は想像したよりも高く、この家庭に対しては機器の貸出だけでなく、ネットワークの確保をするための工事や毎月のネット使用料等の負担も生じ、大きな課題であることが分かりました。

今後、同様の感染症が発生した場合も含め、オンラインを活用した家庭学習については、さらに検討してまいりたいと考えております。

三つ目の御質問でございますが、授業の遅れに対する対策については、各種の行事の中止と1学期の授業を7月31日まで延長して、夏季休業期間を少し短縮することにより、これまでの臨時休業による授業の遅れを取り戻せるものと考えております。

四つ目の御質問でございますが、校内LANの活用状況については、日々の授業の中で、各小中学校に整備されているタブレット端末等を児童生徒または教員が使用する際に活用されております。また、今回の新型コロナウイルス感染症により、児童生徒が一堂に集まることを避けるため、オンライン会議用アプリを活用した、職員室と各教室での全校集会等で活用も行われております。

現在、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業により、各学校に整備されている校内LANネットワークの整備強化を進めております。これからの1人1台端末整備に対応するため、各教室内でタブレット端末等を同時利用した際の通信速度の低下を起すことのない円滑な活用や、授業の中での動画の視聴にも対応し得るネットワーク環境の整備を行っていきたいと考えております。

また、同時に国のGIGAスクール構想による1人1台端末整備事業も、今年度の前倒し実施が示されていることから、これまでに各学校に整備してきたタブレット端末等を活かしながら、小学校及び中学校に1人1台の端末整備となるよう配備計画を検討してまいります。

これにより、プログラミング教育の授業でもより活用しやすくなることに加え、新型コロナウイルス感染症等による長期の臨時休業が発生し、学校での授業を行えない状況になった場合にも、課題はあるものの、オンラインを活用して家庭学習をすることも検討できるものと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） このオンラインの重要性というのが、このたびのコロナウイルスによって改めて認識されたのではないかと考えております。業種によってはテレワークということで、自宅で勤務することもできるようになりましたし、オンライン授業が実際に行われているという状況であります。昔はインターネットというのは、付加価値的なもので娯楽性のほうが強かったようなイメージがあったと思うんですけども、現在はもうライフラインに変わってきていると考えております。

そういった中で、先ほど調査が行われたということで、約1割近くの方がインターネット環境にないと、そういう認識の中で、今後オンラインを活用した家庭学習を検討しなければいけないということで、課題があると思うんですけども、しかしながら現在、終息にはだんだん向かっているとはいえ、先ほども申しましたように新たな感染症が発生したりですとか、もしかすると、この津和野の地域にも感染者が出てくるかもしれない、そうした場合にまた休校の措置を取らないといけなくなった場合に、このオンラインでの授業、全ては無理だとは思いますが、できる限りオンラインで授業ができる環境を整えておく必要があると思います。

そこで、例えば端末に関しては貸与することができると思うんですが、オンラインの環境いわゆるインターネットの契約がない御家庭に対しては、もうこれは付加的な価値というものではなくて、必要最低限のライフラインということで、何らかの助成ができるのであればしていく必要があると思います。また、ただ単に契約されてないという御家庭があるのであれば、今後のことを考えたときに、インターネット環境の整備というのをお願いしていかなければいけないのかなと思うんですが、オンライン環境の整備、インターネット環境の整備をどのように乗り越えていかれるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） この調査を先般やったばかりでございまして、この結果もほんの先週のところでまとまったぐらいの結果であります。実際には、もう少しいわゆるインターネット環境のない家庭が少ないものと、アンケートを取る前は想定をしておりました。まあ、おつても数人おればというような、そんなイメージで取ってみ

たところなんです、思いのほか多かったというところでありまして、いきなりこれでオンラインでの授業というのは、簡単にはいかないなというのは改めて認識をしたところでもあります。

今、議員御提案のように環境のない家庭に対して、どういう形で整備をしていけるかというのは、本当今からの課題と捉えておりまして、実際今のところ、じゃあこういう形で解決しようという具体策については、持ち合わせをしておりません。補助金を出してネットを整備するところまでは、ある意味できるかもしれませんが、その後、毎月、いわゆる使用料というのが当然かかってきます。そういったものまで、それじゃあ負担が町がすべきことなのかどうか、そういったことも検討しないとイケませんし、9割の方は既に自分の費用でネット環境を整備されて、使用料も使われておるわけでありまして、そこでの整合性も図っていかないといけない、いろいろな課題があるなというふうに思っております。だから、現在のところ、正直なところ具体策として、こういう形で進めていくということが申し上げられないという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 大変難しい問題ではありますけれども、今後のことも備えて、検討を早めにしていただきたいと思います。

それと、授業短縮による影響というのがいろんなところで出てくると思います。例えば、総合的な学習の時間なんかは、授業短縮というよりは、コロナウイルスの関係で言いますと、地域社会とのつながりという部分で、地域の方々には大変授業にはお世話になっているところがあると思います。これによって、できないことはないんですけど、一つは、やはり人との接触を、3密を避けるというところが出てきますと、なかなか難しいのかなと思ったりもしますが、そういった感染症対策ですとか、そういった部分の地域交流については、今後どのような対策を行っていかれるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まさに言われるとおり、頭の痛い課題の一つだろうというふうに思っております。

休校中あるいは6月からスタートしたわけでありましてけれども、こういったいわゆる普通の環境に徐々に戻ってはおりますけれども、そうは言いながら、地域とのつながりについては、遠慮しながらやっているのも現状であります。6月の月については、特に授業の遅れを回復するほうを優先して今、取り組んでおりますので、なかなか主要教科のほうに、どうしても力が入っているというのが現状であります。

それから、今から先週のところ19日から全国的な交流もできるような形に、国のほうも方針を変換をしておるわけでありましてけれども、それに伴って地域でもやはり、少しずつはそういった交流もしていくような形が出てくるだろうというふうには思っております。

ただ、学校へ入っていただけるボランティアのスタッフの方々は、どうしても津和野町なんかでいくと、高齢者のある程度年齢の高い方が多くおられますので、まさに地域学習で地域のいろいろな伝統文化であるとか、地域を伝授していただけるような方となると、まさに御高齢の方が多いいということもあります。そういったことも配慮しながら、今後については、各学校で地域の学習について対応していくような、そういったことになろうかなというふうに思っております。一遍に、前のまんまのような状態にまでは、なかなか今年のうちは回復はできないのかなというような思いを持っておるところであります。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 今年度、小学校の新学習指導要領になりまして、来年度、中学校が変わるということで、大きく変わる場所の一つに、やはりプログラミングというのがあったと思いますし、それともう一つが、この地域交流というのがやはり重要なところになっています。津和野町においても、この地域交流を町の独自の津和野町の教育として取り入れてきたという経緯もあると思いますので、その辺りもしっかり、今すぐにとは申しませんが、せつかくこの津和野町独自の地域交流、地域の伝統などが盛り込まれた授業がたくさんあると思いますので、一刻も早い再開を願うものであります。

先ほど申しましたように、来年度、中学校の学習指導要領が変わるということで、現在、小学生の新学習指導要領が変わりました。津和野町の場合は前倒して、対応してきたということもありますが、来年度からまた中学校のほうも変わるということで、来年度の新1年生は、また新たな授業になっていくということになると思います。

この授業の遅れの部分で、長期休暇を減らしたり、行事の中止によって対応されるということなんですけども、やはり行事というのは、一つの生徒にとっては心のゆとりといいますか、ゆとりが持てる時間といいますか、教科から離れて外でいろんな体験をしたりですとか、例えば、町小体、運動会に向けて、体力づくりをしていくというのがなくなったりしております。そういった部分での児童生徒の心のケアですとか、ストレスの対策、僕もサッカーの指導をしておりますけども、5、6年生はあまり影響はないと思うんですが、見てみますと3、4年生、低学年というのは本当に疲れやすくなっているといいますか、だいぶ体力落ちているんだなというのも、見受けられます。

また、授業の短縮によって長期休暇がなくなるということは、学校での暑さ対策も必要になってくるのかなと思っております。

年間1,015時間ですか、カリキュラムをこなさないといけない中で、本当にぎゅっと授業日数を短縮して、長期休暇を短縮したりして、行事を短縮して教科のほうに持ってくるんだらうと思いますので、その暑さ対策やストレス対策、心のケア。それと、指導される教員の先生方のこの授業準備というのは、ちょっと私も、どういった授業準備か内容は分からないんですが、この長期期間中に授業準備をされるというふうに聞いて

たこともありますが、いろいろこのたび、ごたごたしている中で、授業準備は大丈夫なのか。その辺りをお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、授業の時間数については、一応、7月いっぱいまでこのまま休校等の特別なことがない状態でいきますと、何とか取り戻せるというような思いがしております。ですので、2学期から通常のスタイルに戻れる、授業時間については、戻れるというふうに想定をしているところであります。

ただ、行事については、1学期はもう休みというような状況で、コロナの影響でいろんなイベントが必然的に中止になったというところで、かなり行事に対する時間というのを、結構、特に小学校なんかは準備やら練習やらということで時間を使います。それがなくなったというところで、かなり時間数は確保ができた、逆にそういったところでもあります。2学期については、運動会は、一応、今のところは形は若干縮小ぎみでやるような形になるかとは思いますが、コロナの影響を考えながらの実行にはなろうかと思いますが、それなりに、一応、計画は各学校しております。ですので、そういったことについては、今後、徐々に平常時に戻っていくのかなというふうな思いをして。

それから、暑さ対策でありますけれども、幸い、当町は全学校、教室にエアコンが整備されております。暑い日は当然エアコンを使いながら。課題なのは、一方で3密で換気をしなさいという方向もありまして、エアコンをかけながら、窓も開けながらというような、ちょっと複雑な、環境上はあまりよろしくないのかもしれませんが、そうはいいながら今年については特別な事情でありますので、換気も取りながらエアコンもかけながらというような、そんな形で学校のほうでは暑さ対策を行っておるようになります。当然、熱中症は毎年のことですので、対策を怠りなく、しっかり水分を取らせながら活動はするというような形を取っております。

それから、体力についてであります。確かに休み明けはかなり体力が、特に小学生については落ちておったようであります。当町では、それぞれ学校で体力落ちた部分についての対策も、学校それぞれで練りながらいろんな対応をしております。例えば、津和野小学校でいえば、3分間走というのを今年になって、4月になって始めたようでありまして、始めて、じきまた休みに入ったというようなところで、その2度目の休みが明けた後にもう一回3分間走をやりますと、前は続けて走って周回しよった子が途中で歩き始めたりとか、そんな話が学校行ったときには聞くことがあります。ただ、その後ずっと続けておりまして、かなり体力も戻ってきたというふうに聞いております。

一方で、心配しておりました中学校でありますけれども、これは意外だったんですけれども、日原中学校のほうで運動の体力テストをやったそうなんです、なぜか体力のほうに上がっておった。結果が高くなっていたという、どういうことなのかという解析ができてないというような状態ではありますけれども、そういった話も聞いております。ですので、まんざら100%落ちるもんでもない。いろんな中学校ぐらいいいな

ると、自分で逆に気をつけてやっておる子もおるんだらうなというふうな想像をしたところでもあります。

ただ、部活動等かなり制限が加わっておりましたので、そういった部分のストレスの発散とか、そういった部分にはかなり学校側も気を遣いながら対応しているというようなところではあります。今は、もう県内での交流試合等も可能になっておりますので、中国管内でも可能になっておりますが、実際には、交流試合というような形にはなりませんけれども、徐々にそれも回復をしていくのかなというふうな思いを持っているところでもあります。

あと、このコロナ対策によって、逆に生活のスタイルがある程度きちんとされてきたのかなという印象も持っております。例えば、給食など、本来は楽しい時間で、おしゃべりをしながら給食を小学校などは食べるわけではありますが、やっぱりちょっと間隔を取って、私語をしないで食べなさいというようなことで、給食を食べる時間が極端に早くなったとか、今まで食べ残しをしていた子が、なぜか食べれるようになったとか、そういった逆の効果もどうもあるようでありまして、給食の残量が、実際に減った学校もございます。そういった、悪いことばかりでもないんだなというふうな思いを持ちながら、今後のことも考えながらということで、運営を今しているところでもあります。

先生の授業のいろいろな対応でありますけれども、これについては、従来とそんなに変わる話ではありませんので、そのようにそれぞれの学校で対応をしているところでもあります。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 新学習指導要領ですが、ちょっと飛んだりもしましたけれども、結局は、もしもまた再発したときという思いがありますので、いろんな準備をされて、平常時に戻ればそれにこしたことはありませんが、今年度、もしくは来年度、またいつ来るか分かりませんので、オンライン授業ができるように、また、学校の先生もオンラインの授業は慣れていないと思いますので、そういったオンライン授業の特化された会社などもあるかもしれませんし、そういったところも勉強していただいて、もしものときに備えていただければと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

障がい者などの居場所確保対策についてであります。

現在、町内有志の方々が、障がいをお持ちの方やその親御さんたちのために、ボランティアで居場所を提供されております。自宅にいることが難しい方を預かったり、御家族の相談を受けたりし、様々な支援を行っておられます。このような取組に対し、津和野町として支援すべきと考え、以下について質問をさせていただきます。

まず、相談体制についてどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

ふだん、またコロナ禍での居場所の確保はどのようになっているのかお尋ねいたします。

三つ目に、コロナ禍における各家庭の状況は調査されたのかどうかお尋ねをいたします。

四つ目に、コロナ禍における各家庭への支援はどのようなものがあったのかお尋ねいたします。

五つ目に、このような活動に対し支援を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、障がい者等の居場所確保対策について、お答えをさせていただきます。

現在、町内には、相談支援専門員が障がい者の生活全般の相談を受け、障がい福祉サービス利用などの支援を行う機関として、社会福祉法人つわの清流会と津和野町社会福祉協議会が行っている2か所の相談支援事業所があります。

町では、このほか、益田市内の2事業所と合わせた計4事業所と契約を結び、障がい者や障がい児の方々の方々の様々な相談に応じる体制を整えております。

通常時、町内においては、障がい児に居場所を提供する事業として、放課後等デイサービスや、障がい者に就労のための訓練の場を提供する就労継続支援B型事業所をつわの清流会が行っております。

また、平成30年10月には、町内の有志の方々が障がい者の日中の居場所を提供する「きんさい家」をオープンしており、毎日数名の利用があると聞いております。特にコロナ禍ということでの通常時との違いはございません。

町内においては、新型コロナウイルス感染症の影響により障がい福祉サービス事業に支障は出ていないと考えております。これまで各家庭への調査は行っておりませんが、特に支援等の必要性を認めたときには、他のコロナウイルス対策とも併せ、検討してまいりたいと思います。

「きんさい家」の開所に当たりましては、お話をお聞きしたときに、特に支援は必要ないということであり、広報についてのみお手伝いをしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 再質問させていただきますが、相談という部分で相談支援事業所ということで御回答いただいているんですが、相談という部分で言いますと、いわゆる現在の状況がどうであるか、声に出して言えるものと、緊急性の高い場合は相談支援事業所、相談支援員の方に相談が行くと思うんですけども、例えば、このたびの場合、相談がなかったとは思うんですけども、どういう状況かという調査は必要だったのではないかなと思っております。

緊急性の高いものはなかったんですが、やはりなぜこの質問を取り上げたかと言いますと、益田養護学校は、県立ですので休校を取られました。たまたまその方は御家族が面倒を見ることができたそうなんですけども、やはり一方で共働きの方ですとか、日中家庭

にいられない方というのは、やはりデイサービスを利用されたりですとかしたみたいなんですけども、その通所などが大変だったんだろねという話を聞いております。ですので、その方が本当に緊急性が高い状態ではないにしろ、急なこのコロナ禍で休校になったという状況をどう把握されていたのかなという意味で質問させていただきましたけれども、その辺の調査というのは行われていなかったんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず、障がい者についてであります。障がい者というのは、身体障がい者、それから精神障がい者、それから知的障がい者等、全て合わせて御報告しておりますとおり、町内には手帳所持者の方が、約500から600名程度おられます。そういう方を特定しながら、現在コロナ禍においてどういう状況でありますかという調査というのは、特にしておりません。なかなかそれは、理由としましては、把握が難しいといえますか、対応について先ほどから町長の答えにもありましたが、本人様が、当事者の方が必要とあらば、必ずついている相談支援事業所、もしくは相談支援事業所がついていない場合には、必ず役場のほうに御相談に来ていただけるような状況というのは、常にできております。その辺を信用して、もし何かありましたら——これは別にコロナ禍という意味ではなくて、常に障がい者の方の相談に本課としても乗っているというところでもあります。

それからあと、益養は、当然、県立学校で先ほど議員言われましたようにずっと休みだったわけですが、基本的に今、益養に行っておられる町内からのお子さんにつきましては、何らかの障がい児のサービス事業を取っておられる方がほとんどおられます。今、両親の方が働いておられて大変であったという方というのが、ちょっとイメージがつかないんですが、もしそういう方がおられましても、つわの清流会のほうは、通常時、つわの清流会で行っています「つくしんぼ」という、放課後児童の預かるサービスがあるんですが、それを使っていなくても、緊急であれば幾らでも使える体制には整っておりますし、言っただけいたら対応ができるかなというところもありましたので、つなぎ役として、町としても何件かの相談は受けましたけど、コロナについて心配であるという方を。それも、障がい者の方であったり、高齢者の方もありましたが。そういう中で、そういう方は、特にすぐに社協、もしくはつわの清流会のほうが相談支援事業行っておりますので、つないでいるという状況であります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ありがとうございます。

それで、この答弁のほうでは「きんさい家」さんと出ていますので、「きんさい家」さんのほうもおっしゃっておいりました、金銭的な部分での支援というのはもう必要としてないと。逆に受けると、自分たちのやりたいことが縛られてしまうこともあるので、できるだけ自分たちがやりたいようにやりたいんだということでやっておられましたし、また、訪れる方も、ほんと気軽に来れる体制だなというふうに思いました。

こういったところが増えていけばいいんだろうなというふうに実感したところでありますので、そういった意味でも、ここに対して何かの支援ということではなく、また新たにこういったところがつくられる際には、何らかの援助、金銭的な援助だけでなく、ソフト的な部分ですとか、ソフト面での支援、そういったところを町としてバックアップしていただければ、より住みやすい町の環境になっていくのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 議員まさにおっしゃるとおりでありまして、私ども、障がい者の方が安心して生活ができるような町にしていきたいというのは、常に思っております。

「きんさい家」につきましては、平成30年10月にできたときに話を伺いまして、発起人の方というか、お世話をしておられるボランティアの方、3人の御家族に障がい者がおられるということで、自分たちの家族にいろんな障がいのサービス受けている、それをまたほかの人にも与えてあげたいということで、行政の手伝いはできるだけ受けなくて、自分たちの力でやりたいと言われてありましたので、決して対立しているわけではなくて、何らかの支援はありましたらいつでも言ってくださいということで、今はいろんな相談に来られた方で、なかなか表に出られない方がいましたら、まず「きんさい家」のチラシでこういうところがありますよとか、連れて行って、一緒に話を聞いてあげるとか、そういうことから始めているというようなことのお手伝いは、今、少しはしておるところであります。

それからまたあとは、障がい児の親の会というのが、また別に町内にはありまして、そこにつきましては定期的に活動をされておられますが、そこには町のほうの補助金が、少しばかり今、出させてもらって、活動を支援しているということもあります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 最後に、町長にお尋ねしたいんですけども、この多くの方々が支援に携わって、障がい者の方々、行くところが今はまだある状況だと思うんですが、ただ最後の生活の部分となりますと、やはり求められているのはグループホームだと思っております。この津和野町において、津和野町に生まれて、最後まで津和野町に住むことができる環境整備という意味においても、グループホームというのは喫緊な課題になってくるのではないかと思います。所見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） グループホームというのは、以前からの検討課題だというふうにも思っております。

ただ、やはり大きな財政的な影響を伴うものでありますので、なかなか、今、本町の財政状況等々も鑑みながら、すぐに結論が出せないというようなところであります。

特に、こうして現在コロナウイルス対策という大きな問題が発生しておりまして、このことは、これから行政の在り方が180度変わってくるかもしれないと。それぐらいの大きな社会問題でもありますので、今後またそういう影響というものをしっかり慎重に検討しながら、またグループホームというものも引き続きの検討課題だというふうに受け止めているところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） やはりコロナ禍においても、平常時を常に意識しながら、対策も取られながら、また、常日頃から通常時のことも気にかけていただきたいと思えます。

これで私の質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、川田剛君の質問を終わり、9時50分まで休憩といたします。

午前9時38分休憩

.....

午前9時50分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） それでは、8番、三浦英治です。通告に従って質問していきたいと思えます。

まず、更生保護についてです。

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間です。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と過ちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

法務省が主唱し、70回目を迎える「社会を明るくする運動」の津和野町としての連携と取組をお聞かせください。

2点目に、今年の2月末に、益田市・松江保護観察所・益田地区保護司会の3者により、益田市が、保護観察対象者を臨時職員として雇用するための協定書の調印式が行われました。全国では、56の自治体で締結されていて、県内では初めてのことです。

再犯防止を進める上では、その人自身の努力に加え、その人の事情を理解した上での適切な仕事や居場所を確保することが重要になります。

津和野町として、どのように就労支援、再犯防止に取り組むか、検討されているのかをお聞きいたします。

3点目に、再犯防止等の推進に関する法律が、平成28年12月14日に国において公布されました。

第4条の国等の責務の中に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じて施策を策定し実施する責務を有する」となっています。

最近の少年非行及び被害をめぐる情勢でも、刑法犯等を中心に検挙人員の減少傾向は続いています。少年の再犯率は3割を超えています。昨年度の刑法犯、少年の再犯率は、国で34%、島根県では23.9%となっています。

再犯防止推進計画について、どのような動きになっているのかお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。更生保護についてでございます。

議員御指摘のとおり、「社会を明るくする運動」における強調月間は7月であり、毎年、町といたしましては、保護司会、警察署をはじめ更生保護女性会等関係団体と連携し、1日のメッセージ伝達式後に、街頭啓発活動を実施しております。

しかしながら、今年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、島根県推進委員会の基本的な考え方の中で、「強調月間中の接触型の広報活動（街頭広報活動、シンポジウム、住民集会等）については、原則として中止又は延期とし、その後の地域の実情等に応じて、通年での実施が可能かどうか検討」と示され、町としての啓発活動については、例年の7月だけに限らず長期的なものとして、桃太郎旗を設置することから始め、毎年、税務住民課担当の人権・同和対策、消費者問題研究協議会の啓発・展示を行っている住民集会の中で、啓発グッズを配布することを検討中です。

また、保護司会が毎年実施しております作文コンテストにおいて、町独自で賞を設け表彰するとともに、町広報誌に啓発記事を掲載したりすることを継続して行っています。

依然、新型コロナウイルス感染症の状況が予断を許さず、計画が不透明な点が多くありますが、3密を避けつつも活動ができるように検討してまいります。

次に、御指摘のとおり、益田市では保護司会、保護観察所と三者協定を結び、就労支援に努めているとうかがっております。町においても、早急な対応とはいきませんが、支援に向けて関係機関と協力をしてまいります。

罪を犯した人の多くは、安定した仕事や住居を確保できないことなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。関係機関が協力連携して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ってまいります。

次に、再犯防止推進計画については、先月に松江保護観察所長、益田地区保護司会会長が来庁され、要望事項や津和野町の状況等意見交換を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、延期となっております。まずは、意見交換を実施し、計

画の内容について関係機関と連携・協働していきながら、策定に向けて動いていく必要があると考えます。

策定の視点としては、平成27年3月に策定しました「津和野町人権・同和行政基本指針」における「刑を終えて出所した人等」の人権が、侵害されないような地域づくりを進めていくことが挙げられます。町としての方向性、関係機関の思い、願いが形になるような計画の策定を目指してまいります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 「社会を明るくする運動」は、昭和24年、戦後の荒廃した社会の中に、町にあふれた子供たちの将来を危惧した東京銀座の商店街の有志の皆様が行った、非行少年の立ち直り支援活動である「銀座フェア」がその始まりであります。非行の予防等を広く訴えて開催し、地域住民から自発的に生まれた活動を原点とする国民運動です。

法務省の統計によりますと、刑務所に再入所した人のうち、約7割の人がその再犯を犯したときには無職であり、出所したときに適当な帰住先がなかった再入所者の約6割が、1年未満で再犯に至っているというデータもあります。

再犯防止を進める上では、適切な仕事や居場所を確保することが非常に重要であり、その人自身の努力に加え、地域の人々や関係機関、団体による支えが必要です。

現在、全国の保護司の定数は、上限が5万2,500人で、現在、これは平成29年度ですけれども、4万7,909人ということで成り立っております。

全国886地区に核となるサポートセンターが配置されている中で、島根県では9地区の保護区で500名の方が委嘱され、活動されております。

益田市、鹿足郡の1市2町で、益田保護区として66名で活動されていますが、今後、団塊の世代の保護司が、今後数年間に多く退任されるので、計画的に保護司候補者となるべき人材の確保が必要になってきます。

まず、津和野町では何人募集されているのかということと、今後この人材確保について、どのような取組を考えているかお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） 議員さん御指摘のとおり、「社会を明るくする運動」については、昭和24年スタートで、昭和26年から法務省の事業として今年第70回目を迎えるところであります。

保護司さんについては、益田管内では1市2町の66名ということですが、津和野町においては11名、津和野地区で6名、日原地区で5名の方が保護司として活躍されております。

こういった保護司さんの活動につきましては、地道な取組でありまして、なかなか周知されない部分もありますが、今後、挨拶運動等により、青少年育成協議会や公民館等

と連携して、今後退職される方の新たな人材確保に向けて、関係機関と協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） この地域の保護の拠点は、益田市総合福祉センター内に設置されています。当地区の保護司に対する窓口はどうなっているのか。

また、保護観察所と連携し、罪を犯した人や非行少年に対する相談窓口を設置して、関係機関と連携し支援することが必要と思うが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） 保護司の関係の保護サポートセンターは、益田にございまして、津和野町では特に設けてございません。担当窓口については、税務住民課のほうで担当しておりますが、何分にも人員的に少ない状況の中で担当しておりますので、十分な相談体制ができていないのは周知しております。今後についても、税務住民課だけでなく、関係担当課とも協議しながら取組を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） これ、25年ぐらい前のことなんですけども、知人が生活に困り果てて、スーパーマーケットに侵入し、窃盗犯として拘留されたことがあります。奥さんから連絡があり、山口県萩市内の警察署のほうに出向いたことがあります。奥さん、車の免許を持ってないということがあって、連絡がありました。身内ではないので面会はできませんでしたが、帰りにこれで何とか食いつないでくれということで、約1週間分の食料を買って渡したことを、今回質問をするに当たって思い出しました。数か月、山口刑務所に収監された後、仕事に復帰しましたが、没頭し過ぎたのか、また透析患者でもあったため、無理がたたり亡くなってしまったんですけども、そのときに強く思ったのが、社会復帰の厳しさ、それと周りの偏見の目、しかし、その中で大切なのは家族ということをつくづく感じました。

各個人の努力だけではかなうものもかなえられない。当事者の努力はもちろんのこと、家族、地域の関わりが大きな力になると思います。早期の再犯防止推進計画の策定を期待しております。

次の質問に参ります。

家庭教育支援法についてです。

2006年に教育基本法が改正され、第10条の「家庭教育」、第11条の「幼児期の教育」が新設されています。

旧教育基本法では、家庭教育への言及は皆無でしたが、改正教育基本法の第10条で「家庭教育」の項を設け、「保護者は子の教育について第一義的責任を有する」として、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会

及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」とされています。

地方では、家庭教育に関する条例化の動きが活発化しておりまして、2013年に熊本県で全国初の「親の学び」などを定めた家庭教育支援条例が施行され、翌年の岐阜県の条例では「祖父母の役割」が盛り込まれています。

今年2月に、国際青少年問題研究所所長の青津先生を招いて、「子供達の健やかな成長と児童虐待問題」と題して、津和野町議会議員研修会が開催されました。残念ながら、教育長は多用のため参加できませんでしたが、教育委員さんも参加され、知見を深めたのではないかと思います。

この3か月、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を強化推進してきて、6月になり様々な行事、会議の開催も緩和されましたが、例年とは違う生活環境は今後も続くと思われまます。感染症拡大防止のため、保育園、小中学校の対応を含め、児童生徒の状況をお聞きいたします。

こうした中で、家庭教育の重要性を再認識しなければならないと思います。家庭教育支援条例の必要性があると思うが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、家庭教育支援法についてのお答えを申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の小中学校での対策についてですが、文部科学省が定めた「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」を基に、各学校において工夫をし、学校運営を行っております。

具体的には、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、いわゆる3密を避けるためにできるだけ席の間隔を空けたり、全校での集まりは極力避けて校内放送で行うなど、身体的距離を確保するいろいろな工夫を行いながら、学校生活を送っており、児童生徒についても、落ち着いた学校生活を取り戻しております。

なお、臨時休業により生じた学習の遅れにつきましては、各種の行事の中止と1学期を7月31日まで延長して授業を行い、夏期休業期間を少し短縮することにより解消できる見込みであります。

また、保育園の対応につきましては、職員はもとより園児及び家族につきましても、検温を行っての登園や、園児にはうがい・手洗い等の実施、園舎での小まめな換気、保育室やおもちゃ等の定期的な消毒、来園者用として玄関口に消毒用アルコールを設置しているほか、職員にはマスクの着用を呼びかけています。しかしながら、保護者や地域の方が大勢集まるような園行事等については、延期や中止などを余儀なくされている状況にあります。

さらに、家庭教育の重要性についてであります。これについては改めて言うまでもなく、重要な取組の一つと考えております。特に近年では、核家族化が顕著で、子供が

帰宅しても大人が誰もいない家庭が多く、親子等の触れ合う時間が少なくなっていると言われており、愛着障害を指摘される児童生徒も少なくありません。町教育委員会としましても、これを少しでも補う取組を進めることが必要であると考え、島根県が開発した親学プログラム等を活用し、親の学びの場を提供してきました。

また、平成29年度に策定した「0歳児からのひとづくりプログラム」にも、親の学びの場づくりの必要性を示し、昨年度は「0歳からの学びワークショップ」という形で、保護者や保育士、教員などがともに学ぶ場づくりを提供してまいりました。「0歳児からの」というと、印象として子供に対する取組の感じが強くなりますが、特に幼児期は家庭教育が必須であり、保護者等の意識や知識の向上が大切になります。

議員御提案の家庭教育支援条例の必要性についてであります。現在、全国においては、2018年6月時点で、8県6市の自治体がこの条例を制定しております。これらの条例につきましても、自治体としての基本理念の下、子供たちの健やかな成長の実現を目指して、関係する保護者、地域、学校等の責務や役割を明らかにし、活動の促進と親としての学びを支援する学習機会の提供、親になるための学びの推進、相談体制の整備などを定めたものと承知しております。一方で、国や行政が家庭のことに介入すべきではないという声もあるようであります。

町教育委員会としましては、家庭教育の重要性を認識した上で、当面は、さきに申し上げた「0歳児からの人づくりプログラム」の中で、家庭教育支援の具体的な取組についても検討し、引き続き推進してまいりたいと考えております。

しかしながら、まだまだこのプログラムが町全体に浸透してはおりませんので、さらに浸透を図り、条例を制定しても絵に描いた餅にならないよう、町の施策として関連部署でしっかりと意識できるよう努めてまいりたいと考えます。

一方で、今回の新型コロナウイルス対策や保育所の民営化等、家庭教育環境の変化に対応するためには、まずは条例を制定し、役割を明確にすることも一つの方法であると考えます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 1学期は7月31日までということですが、始業式はどうなっておりますか。各学校ばらばらというのも聞きましたし、単純には9月1日からと思っていたんですが、ちょっとそれが分かれば。

それと今回、休校中に家庭訪問を実施するというのも聞いたんですが、各学校の取組で。この時期コロナウイルスでなくても家庭訪問というのはあるわけですが、1週間に1回程度は家庭訪問をしたいという話も聞いたんですが、現状はどのような形で進めたのか教えてください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、学校の2学期の始業式ということによろしいですかね。日原中学校が8月25日、それから津和野中学校が8月27日、あと小学校は全

で8月28日を始業式というふう聞いております。今の予定ではそのとおりでスタートするのではないかなというふうには思っております。

それから、家庭訪問ということですが、休み中、長期の休み期間中ということでもよろしいですかね。これについては、学校によって頻度が若干異なっております。それから特に、3月と4月以降の休みの対応がまたちょっと違っておまして。

3月はとにかくウイルスの状況がどんなものか皆目見当がつかない状況で、国の号令に基づいて休みを取ったような状態でありましたので、極力接触を避けるというのがまず基本でありまして、そうはいいながら、週に1回程度は玄関訪問で様子を見るぐらいの家庭訪問をした学校もあったようではありますが、基本的にはできるだけ接触を避けるような状況で、3月については対応しております。

4月以降については、およそのウイルスの状況が分かりつつあるような中でありますので、学習の教材を持って行ったりとか、そういった部分に併せて若干訪問をされた学校もあるようであります。これも週に1回家庭訪問をされる学校もあれば、やっぱり電話で家庭に状況を聞くというような学校もありまして、一律でどうこうという形には整理ができないのが現状でございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 今はもう2学期の行事をどうするかという部分でいろいろ協議をされているようですが、花火大会も中止になったり、地域では盆踊りをどうするかというのが、今それぞれの地区での検討課題になっていると思います。知っているところ、これは益田市ですけども、知っている地区においては、盆踊りはもう中止したという話も聞いておりますし、逆に行事の中で地域住民と関わる部分も多々あると思うんですね。そういった部分も今後のコロナウイルスの状況に応じて、国、県のどのようにするかによっての町の対策も変わってくると思うんで、日々変わるような中で、これまでも対策会議を何度も開かれたと思います。今後もまたそれが必要になってくると思いますので、しっかり現場の情報、声を聞いて対応して欲しいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大による外出規制によって、子供たちがインターネットを利用する機会が増えております。前段の同僚議員からのインターネット活用調査についての質問もありましたけども、私は違う点からちょっと質問したいと思います。

津和野署が、昨年末より郡内の小学生5、6年生と中学生の1、2年生の保護者を対象として、携帯電話使用とインターネット利用状況に関するアンケートを実施しました。それでネット犯罪防止のガイドブックを作成しました。こういうガイドブックができたばかりなんですけども、これがじき小中学校の保護者様に配られると思います。

18歳未満の児童のSNSに起因する犯罪被害は約22%と、非常に多い現状の中で、インターネット利用率は小学生96%、中学生95%このガイドブックでなっております。

す。インターネット環境の整備推進するとともに、その弊害に対する準備も必要ではないかと思っております。この点についてどのように何か考えておられるかどうか。

また、保護者に対する防犯教育の中でも、フィルタリングとか、いろんなことはやられてはおりますけども、今後オンライン授業を含めインターネットの環境はどんどん増えていきますし、いかにそれをどう活用するか——の観点からも必要になってくると思います。教育委員会としてどのように考えておられるかお聞きします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 議員言われますように、ネット環境はもうかなり浸透しております。全世帯ではないというのが今回分かったというところでありまして、それはそれでまた一つの課題ではあります。ネットの安全な利用については、もうこれは年間通して毎年のことですが、特に中学校などは講師を招いて、安全な使い方であるとか危険性であるとか、そういったものを生徒に講演等を通じて、ほぼ毎年とっていいとも思いますが、訴えてきております。

実際に、町内でもネット被害に遭ったケースも今までもあります。件数とすればそれほど多くはありませんけれども、でもゼロではないというのも現実でありまして、非常に大きな課題になろうかと思えます。

ただ、これの対策については、もうネットを止めてしまうか、あるいは使うのであれば、安全な使い方についてしっかりレクチャーしていくしか手がないのかなあというふうに思います。これは、今後も引き続いてしっかりと子供たちにそういった安全な使い方、あるいは危険性について、しっかり毎年のように訴えていくということを繰り返していくしかないかなというふうに思います。

町が今整備をしております計画については、基本的には学校で使う器具としてパソコンを1人1台に渡るように、パソコンというか、機器を、OA機器を1人1台で使えるような形を想定しています。これについては、当初の計画は家庭学習を云々というよりも、学校での授業の展開で活用していくのがメインであるというふうに理解をしております。

その使い方については今はいろんな形がありますので、どういう形でやるかというのは、それぞれの学校でまたさらに研究はしていただくことになろうと思いますが、仮にこれを家庭に持って帰って家庭学習等に使えることができたとしても、これについては、当然有害なサイトに接触できないような設定は当然しますし、その部分については導入する機器については大丈夫だというふうに思っておりますけれども、そうはいいながら9割の家庭には家にありますので、子供たちが知識が増えると同時に、またそういった興味も新たに湧いてくる部分もあろうかというふうに思いますので、その辺の自制については、やはり教育で指導していくしか手がないのかなあというふうにも思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） コロナウイルスによって、様々な価値観の変化というのをすごく私自身も感じているところです。まさか自分が生きているこの時代に、世界的なこういうような形が出るとは思っていませんでした。以前、スペイン風邪は100年前です。その前には黒死病、ペスト、日本では疫癘とか歴史上ではいろいろなことが起きておりますが、そのたびに知恵を絞り、立ち上がってきたのが人類ではないかと思えます。

それと、先ほどの前段の同僚議員の質問に答えた中で、給食の残食が減ったとかいろんな効果ありましたけど、私が聞いた部分ではある高校での状況ですけども、休校になって、5月連休明けに来出して、例年に比べ遅刻、早退、欠席が極端に減ったと、不登校だった生徒が登校してきたと、そういう現場の声を聞くことができました。マイナスもあればプラスもあるのだなと、ただこれをどう精査して今後につなげていくかということが重要になってくると思います。今回一連の、本当数か月の間でいろんなことが起きましたけども、町として、学校現場ではそういう給食の部分のこういうのがあったとかありましたけども、何かほかにちょっと変化というか、例年にない状況があれば、教育委員会に限らず、各課気づいたことがあればお聞きしたいんですけど。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、教育委員会からやりますが、先ほどの給食の件もありますけれども、これは偶然なのかどうか分かりませんが、今年の冬はインフルエンザを発症した子が非常に少なかったというふうに理解をしております。これはやっぱり衛生管理をもう2月、3月から言われておりましたので、その辺の大きな影響があるんじゃないかなあというふうに思います。それから、4月以降はよく風邪で休まれるお子さんが時々出てくるわけですが、今年は本当少ない。そういったいわゆる手洗いとかうがいとか検温とか、毎日のようにそれを言われ続けて、子供たちも一生懸命それを守って対応しているということは、そういった部分では逆に衛生管理が本当子供たちの意識の中に植え付けられたんだなあというふうな、そんな思いは持っている。それは良かったことかなあというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） ほかにはないですかね。通告していないので、これ以上言いませんけども。この家庭教育、この質問の回答の中に、条例を制定しても絵に描いた餅にならないよという回答もありましたけども、一番それを私も危惧しております。何ぼいいものやっても、実質動けなけりゃ意味がないし、また全国には条例は制定したが、動きが見えないというところもあるようです。そうした部分では、まだまだ家庭教育支援条例に限らずですけども、このプログラム、町が取り組んでおるプログラムがなかなか浸透しておらないというふうにも答えておりますけども、これに対する理由というか、例えばいろんな会合とか学校教育に限らずですけども、出席してくれる人はいいんですよ。本当意識の高い人もおりますし、教育委員会の学

びの協働ワークショップ等をずっと続ける中で、本当意識高くなったなあという気がしております。でも、そこ参加していない人たちをどうするか、それを考えると、やっぱり条例を制定した中で進めていくことが、また課を超えた横断的な取組が必要になってくるのではないかなあというふうに感じております。

また答えられているとおり、核家族化が顕著で、なかなか親子と触れ合う機会がない。愛着障害の弊害も指摘されておりますけども、一番気になるのが、放課後児童クラブの利用率が増えましたよね、ちょっと前までに比べて。学校で生活して、放課後児童クラブで時間を過ごして、家に帰って夕飯食べて、風呂に入って、家庭学習が当然必要なんですけど、ほとんど触れ合う機会が少なくなっているように思うんですね。そしてまた、今の子供たちが20年、30年後どのような大人になっていくのかというのが、本当危惧するところがあります。

そうした中で、こういう横断的な家庭教育支援条例、また県によっては家庭教育支援員を廃止して、全児童への家庭訪問を実施したりとか、様々な取組をされております。特にこのコロナウイルスが出たときに、こういったものがあれば、もっと子供たちの家庭のカバーができるのではないかなというふうに思ったところです。

ぜひ津和野町にはそれができる素地があると思います、これまでの取組を見ても。この価値観の変化、このコロナウイルスで感じる部分をちょっと精査して、まずは条例を制定して、それぞれの役割を明確にして、横断的な取組をしてほしいなと思います。最後に何か、教育長、これに向けて何かないですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今議員のほうからご御提案を頂いたわけでありましてけれども、先ほど回答した中にもありますように、当町「0歳児からのひとづくり事業」ということで取組を始めております。言われるとおり、参加される方は理解の高い、本当積極的に御協力いただける方がほとんどであります。なかなかそこへ足を向けられない方々をどう対応して対策を取っていくか、そこへ広げていく手というのが、なかなか難しいのが現状であります。いわゆるホームランのような一発で解決するような策というのは、なかなか見つからないのが現実ではありますけれども、地道にその対応をしていくしかない。ここに引っ張り込むという、一応津和野町自体の人口は小規模でございますので、個人のつながりの中で引っ張り込むのが、一番有効な施策なのかなというふうな思いも持っておりますけれども、言われるように、条例を1本制定して、それに基づいて、町全体で、教育委員会だけでなく町全体でそういう意識を高めていくというのも、基本的にはありだろうというふうには私は思っております。

ただ、私が勝手に条例をつくるというわけにもいきませんので、全体の総意が働いた中で、みんなで町を盛り上げていこうという時期が、全この町の中で統一ができた段階では、やはり条例をつくって下ろしていくというのも一つの方法だろうというふうにも理解しています。また今後、町長とも相談をさせていただきながら、前向きに検討して

いきたいというふうに思っております。ただ、全国の状況を見ますと、まだ町村でつくるところはなさそうな感じなんですよね。一番というのもありかな。というふうな気もすりゃあしますけれども。

家庭教育の重要性というのは、今に始まったことではなくって、昔から言われている重要なことでもあります。私も役場に入った頃は家庭教育学級というのを公民館で、各。僅かな補助金でございましたけれども、補助金の中で、家庭教育学級ということで、それぞれの公民館が取組をしていた時代もあります。ただ、いつの間にかそれがなくなって、忘れ去られた中で、また最近になってこの家庭教育の重要性を叫ばれるようになってまいりました。まあそう時代の流れもあるわけでありますので、一つ前向きに考えてみたいなというふうには思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 今回2点質問をしましたが、その根底にあるのはやっぱり人権に関わる部分ではないか。人の権利、人としてどう生きるかというのが根底にあると思います。防犯推進計画にしても、家庭教育についてもさらなる前進を期待しております。
質問を終わります。

○議長（沖田 守君） はい、以上で、8番、三浦英治君の質問を終わり、10時45分まで休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時45分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序3、4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 今回は、三つの事項を申し上げますけれども、質問いたします。

まず最初に、木部さとやま保育園の件ですが、改築予定でして、そのときに保育園には現在は調理室があって、子供たちは自園調理で楽しく食事をし、それに対して地域の人たちが協力して子供たちによりおいしい物を提供したいという、そういう地域のいろんな協力の下にすくすく育ててきているわけですが、今回の改築移転に関して、調理室を廃止して自園調理はしませんというようなことがあるわけですが、そして食事は外部から搬入すると。それに対して、木部の自治会連合会から廃止はしないでほしいと、自園調理を続けてほしいというようなことがありまして、私もいろんな方面に取材したりとか、それからそういうような会合、集まりに出席したりして、実際にそういう人たちの声を聞いてまいったことを前提に、今回の一般質問をしたいと思います。

通告では、まず小規模保育園、木部は小規模保育園なんですけども、自園調理を原則としています。原則ですね。ただし、その後にただし書というのがつくんですけども、外部搬入も認めようという国の方針があつてというのは、私いろいろ調べたときに、年を追うごとに変わっているんですよ。それで、非常に月日というのが重要だなということで、最終的にはここに事務連絡として、平成29年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課からの県に対しての通達、これは通達なんだろうね、事務連絡と書いてありますけど、これが一番新しいので、これを基にして組み立ててみました。

それで、外部搬入に切り替えるということなんですけども、その理由、これが原則は自園調理だと。もともと自園調理ですからね。特にゼロ歳から2歳までの生まれたばかりの子供たちに対してというのは自園調理ですから、やむを得ず少しずつ外部搬入が認められるようになったというのに、なぜその原則を超えるというか、この理由をまずお伺いしたい。

それから2番目が、小規模保育園というのは連携施設が必要ではありますが、木部保育園の場合はそれがどこになるのかと。これ、委員会のときには畑迫というふうに聞いた覚えがあるんですけども、私の記憶違いかもわからないんですけども、どこでしょうかということですね。

それから3番目に、日原保育園は今度清流会になったんですけども、直地保育園と日原保育園の間では、こういう連携契約というものが取り交わされてきたのだろうかということではあります。それを、ちょっと、また詳しくは答弁の中で、あるいは再質問等々で聞いていきますが、一応通告はそういうふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

それと詳細に関しては、課長でないといわらんとしますので、また課長に聞いたりとか、全体的なことは町長にお聞きしたいとかということになりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

木部さとやま保育園調理室に関してでございます。

小規模保育事業の食事につきましては、津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例により、その事業所等内において食事を調理する、いわゆる自園調理を行うということにはなっておりますが、一方、特例により他の施設等からの搬入により行うこともございます。

今年建て替えを予定している木部さとやま保育園で、今後給食を他施設から搬入することにつきましては、社会福祉法人つわの清流会が法人運営の経営基盤の安定等を考慮し、総合的に判断されたことであり、町としては、その御判断を尊重したところであります。

続いて、現在の木部さつやま保育園の連携施設は、日原保育園ということで申請をいただいております。

次に、現在の直地保育園と日原保育園はともに社会福祉法人つわの清流会が運営を行っているため、法人において内規を定めておられます。

なお、配送につきましては、以前より法人がシルバー人材センターとの契約により行っていると聞いております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは、再質問でいきます。

まず、直地とそれから旧、旧という言い方がいいかわからんですけど、日原保育園との関係をちょっとお聞きしたいんですけども、まず一つ目は、文書による連携契約は交わっていたのでしょうか、ということですね。それと、交わっていたのなら、その内容をお聞きしたいと思います。

そして、当然、当時は日原保育園は町営ですので、町はそれに要した人件費とか、それから水光熱費とか等々の予算措置をしていたのかなというところなんですけど、私の見方が悪いのかもわからんですけども、どこに、これそういうような予算措置とか案分とか、上乘せとか等々がどこにあるのかなというふうに、ちょっとわからないので、この辺りを教えていただきたいと。

それからもう一つ、当然連携契約でしたので、連携による費用が、いわゆる直地保育園には積算されているはずなんですよね。だから、その処理、それ御存じかなみたいな、私もこれ初めて見たときに、ああ積算されているのかみたいなどこなんですけど。まずは、それを再質問としてよろしくお願いします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 議員がおっしゃるのは、この3月までの日原保育園と直地保育園との間の連携のことということでよろしいでしょうか。

これにつきましては、当然、平成28年4月1日から直地保育園のほうがつわの清流会のほうの、民営化されたというところでありまして、28年4月1日に随契をもちまして、日原保育園と直地保育園の連携施設に関する協定書というのでできております。

それにおきましては、当然、給食の内容等も入っておりまして、給食をアレルギー対応ができるかどうか、その後加熱処理の調理機能を有する設備を備えることと、例えば、直地保育園のほうに備えることというようなこともそこには書いてありまして、基本的には給食を搬入するということが主でありましたので、その部分についての協定を結んでおるということになります。

それから、費用ということではありますが、費用につきましては、また別に同日付で直地保育園に搬入する給食調理に関する契約ということで、町とつわの清流会のほうで契約書を結んでおります。これについては、どういう契約かと言いますと、その給食調理の、いわゆる値段といいますと、調理費用ということになります。園児1人につき月3、

500円とか、職員1人につき1日220円とか、一時保育分は1日300円を直地保育園が日原保育園に年度末に精算をかけるというようなことであります。ということで、町のほうには直地保育園からの歳入がありますし、直地保育園からはその部分が町のほうへ支出されておるといふふうに考えております。

併せまして、先ほど議員が言われたことでちょっと一つ気になったんですが、文教民生常任会のときに、私が、木部さんとやま保育園の連携施設が畑迫保育園だと言ったと今言われましたが、もし万が一それが本当でありましたら私の勘違いでありまして、畑迫保育園は、昨年の平成31年の4月1日から小規模保育事業所になっておりますので、連携施設とはなり得らず、当然、昨年度4月1日をもちまして、木部さんとやま保育園の連携施設は日原保育園であるというふうに、法人のほうからも届出が出ておりまして、町のほうも了解をしておったということで、もしそうやって私が発言をしておりましたら、それは勘違いということで御理解をいただけたらと思います。（「町が予算措置をしていたか」と呼ぶ者あり）

今ちょっとそこまで確認ができませんが、雑入のほうに入れておる可能性もあるかなと思われまます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 雑入で一括してということですか。それは、また後日教えてもらいたいんで。

それともう一つ、連携による費用が積算されて、直地には費用が積算されているということは、これは御存じですね。そこのところちょっと伺います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 直地の保育園のというか、つわの清流会のほうに予算措置がされておるかということでもありますか。（「そうそう」と呼ぶ者あり）

それは、私が確認をしたわけではないですが、当然向こうは法人運営をしておりますので、それは向こうの予算の中にそういうものが入っておると。で、支出した後は、決算書のほうにそれが入っておるといふ方には認識をしておりますが、確認を一つずつしたわけではないです。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 細かいようなことですが、あと最後に総まとめのところで、こういう細かいことの積み重ねでちょっと町長質問しますんで、御勘弁いただきたい。

それで、今度、連携施設が日原保育園になるということなんですが、大体外部搬入というのは15分程度、時間からして15分程度、だから10キロ程度じゃないかと思うんですけど、10キロかもうちょいですか、こういうふうにならわっているんですよ。これ、私初めてこれを見たときに、聞いたときに、え、15分じゃ行かんだろうみたいな。その間に、当然、いろんな冷めたりとか何とかというのもあるんですけども、そ

それは温めればええわで済む問題ではないと。だから、私ここの15分程度ですよと、外部搬入は15分程度ですよというところの国の指導みたいなものが、どの程度の強制力を持つのか、あるいはどの程度というのが、ちょっともう一度確認してみないとわからないんですけども、こんなに遠くて、え、と思ったんですよ。だから、その点何かを御存じなのかどうかということをお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 15分、搬入施設から15分程度の距離じゃないといけないというようなことを何に記載してあるのかが、私のほうは存じ上げておりません。私のほうの基準としておりますのは、厚生労働省が出しております大量調理施設衛生管理マニュアルにおきまして、2時間以内に食すことが望ましいというようなことは理解しております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） いけないとか言っている、まだ私も確認を取ったわけじゃないですけど、いけないというふうには言っていないんですけども、普通から考えればさうだろうなということで、私は私でまたもう一回調べますけどね。私が調べた関係では、感じでは、15分程度というふうに私は思っています。それは、またお互いに勉強しましょう。

それから次が、この中で、答弁書の中で気になるのが、これは町長にお聞きしたほうがいいんでしょうけど。まず、なぜ自園調理が必要か、重要かということはこの後テレビでまた放映されますので、私なりに考えた、思ったことは、原則という言葉です。ただし書。私は、これ、ただし書が優先されとるなと思ったんですよ。原則という言葉の重みが全くないなというふうなのが、これ全体的な答弁から感じたんですけども。

自園調理が原則というのは、厚生労働省が子供の立場に立ったときに、要するに、子供というのは言えませんから、あるいはその両親が声高々にというのも難しいと。そうしたとき、子供にとっては当然自園調理でしょうと。だから、それを厚生労働省が代わりに原則という言葉をつけた。あとの例外は順次年数を追って、外部搬入でもやむを得んなというのは、待機児童が増えたりとか、あるいは離島の場合とかという、本当に外部搬入でないといけないというような、本当ただし書なんです。なのに、これ見ると、聞くと、清流会の経営基盤がというところが、この原則を超えるというふうに感じられるんですよ。

取材してみて、お母さん方とかあるいは地域の人たちと話をしてみて感じたのは、食事というのは空腹を満たすだけではない、食事が出るまでの過程を体験することで食べ物への感性が高まる。これ、感性と言ったら何となくという感じがするんですけど、これ実に重要なんですよ。食事を自分が食べてみてというのは、私らよりもっと前の世代は生きるために食べていた。で、私らの世代は満腹になるために食べていた。だけど、今の子どもたちは、いろんな環境の変化で、例えば、アレルギーとかアトピーとかという、

こういう問題が出てきたりしたんですけれどね。だから、その過程で、その感性が高まるということは、これは後から教えられるものじゃないという、このことなんですよ。

それと次が、最初冒頭に言いましたが、地域の人たちの協力があったということはどうですか、地域の人々の協力を目の当たりにすることによって、感謝の心が生まれるという、教育的な感知、これが非常に重要だと。

それから、一番重要なのは、幼い時期は成長発達の個人差が大きいので、一人一人に合わせた食事が必要。ということは、目の前で見ていくということがいかに必要か。何かあったときに、すぐ対処できるという。これ——日原からですと、1時間ぐらいかかるんじゃないかな。これ、できますか、みたいなのことなんですよ。

それから、外部搬入になると、ましてや今のように、今度は多分、冷める、再加熱したりするというようなこと出ます。そうしたときに、再度人の手が加わって衛生上の危険が増す。これね、保健所もちょっと話しに行ったんですけれども、保健所で話すると、これ、非常に憂慮するんですよ。今、コロナなんかで外へテイクアウトというときに、テイクアウトのときの時点ではいいなというふうになるんですが、保健所から見たら、ものすごく怖いというふうに職員さんが言っておられるんですよ。まさに、これ、外部搬入の怖さということが、危険が増すということが、ここに出てくるなというのが出ました。感じました。

それで、これ、町長にお聞きするんですけど、今のことを踏まえてですね。再度申し上げますが、厚生労働省が自園調理を原則としたのは、子供と両親のことを代弁したからにはほかならない。物言わぬ人を代弁したから、原則という、非常に大きなあれをつけたにほかならない。それで、町長は日頃から安心安全を標榜されておられますが、このたびは、経営基盤を考慮して総合的にと言われた。で、経営基盤を優先されましたよね。これ、何でかな。何でここで、非常に大きなコンセプトが、経営基盤というだけで原則がただし書と入れ替わるのかというのが、非常に私は不思議だと。

それで、もう一つ。総合的という言葉が何を意味するのか。それは、例えば、例があれば、一つ、二つ教えていただきたい。

で、もう一つ。もう一つです。

津和野町の基本方針は、基本的な考え方ですよ、人口を増やすという部分、ことがありますよね。定住人口を増やしたりとか。自園調理を廃止したら、人口が増える。両親が、よし、自園調理がなくなったから、あそこに入れよう、うちの子供を、となりまますかということなんです。逆行じゃないですか。で、木部というところはですね、益田へ通勤される方が多い。結構いますよね。で、川登保育園、ちょっと昨日も行ってたんですけど、川登保育園は新しくなって、きれいになって、しかも自園調理をしてというので、万全の対策で、現実に津和野町の人であそこへ子供を預けている人もいます。これがますます、「たれば」ではないんですけど、加速するんじゃないかなあというような危惧を非常に持つんですよ。それが、さっき言いましたように「住民を増やしま

しょう。外部搬入したら増えます」なんちゅうのは、全く逆行じゃないかということがあるんですけども、その点を町長、2点ほど、お答えください。

○議長（沖田 守君） 最初に健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） すいません。町長に質問ですが、一つほど、議員さんのほうに、まあ、問うことはできないですが、私のほうで理解しておりますのは、国の厚生労働省の基準におきましては、食事につきましては自園調理が、まあ、「原則的に」と言われますが、「原則的に」という言葉はどこにも入っておりませんで、自園で調理することが通常であると。それから、その後ただし書といっておられますけれども、ただし書ではありませんで、これは特例という形でありますので、全国的に多くの保育所でこの形の中で給食を提供している施設はあるということで御理解をいただけたらなあというところで、すみませんが、一つ先にお話をさせていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、私のほうから、まず前提条件でありますけど、先ほど課長が申したことと関連いたしますけれども、厚生労働省の通知というのは基本的にこれは助言でございます。その助言を受けて、本町では津和野町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例というのを定めておりまして、基本的にはこの条例に基づいて運用しているというところであります。その中で、食事につきましても第15条、そして第16条、こちらを基にして様々な事業を遂行しているということが、大前提としてあるというところであります。

今回、自園調理を行わずに、他所からの搬入ということにしたわけであります。これは、やはり社会福祉法人つわの清流会が御判断をされたということで、その背景には――昨年も障がい者福祉事業も一緒にやっていたいただいております。この中で、経営が赤字になっておりまして、本町としても1,000万円の御支援をさせていただいていると、そういうような状況でございまして、清流会もある意味一つの法人でありますから、そうした中で経営がギリギリということによって、その法人の存続そのものが危うくなってくるというぐらいの大きな問題だということでもあります。

総合的な判断というのは、あくまでもこれは清流会のほうで総合的に判断されたことでもありますけれども、やはり経営が安定をして継続されるということが第一であります。

町としても、現在、もともと木部のさとやま保育園が継続して維持できている背景には、このつわの清流会がわざわざ手を挙げて立ち上がっていただいて、そしてこの運営を担っていただいているという、そこがまず大きなポイントでもあるということでもあります。その清流会がなくなってしまうたら、今度、じゃあ、はこの木部さとやま保育園の存続そのものにも大きな影響をすることにもつながっていくんじゃないかと。そういうところで、町としてもこの清流会の経営基盤の安定ということの判断を尊重させていただいたというのが、町としての考え方ということでございます。

併せて、先ほど保護者の御意見ということもございましたけれども、6月の4日の日に保護者会から会長さんと、そして副会長さん、お二人町長室にお越しいただきまして、その前に保護者会で改めて話し合いをされたことをもってお越しいただきました。その中で、いろんな御質問も受けまして、その御質問については、後日、町として文書で正式に回答させていただいたというところでございます。

そして、そのときに保護者会としても将来的には自園調理というものをお願いしたいと思っておりますけれども、まずは自園調理でなくてもこの木部さとやま保育園の建築を進めてほしいということなんだということで、お話をいただきました。その上で、今後、その設計段階に当たっては、保護者会の方々ともしっかり話し合いをして、そして詳細なまた設計をしていこうということも、お互い理解の中で話し合いをさせていただいたところでありまして、ある意味、保護者会としても納得をしていただいて、そして前を向いて、次のいいステップに向けて一緒にやっていこうということで、お互いが話をさせていただいたと、そういうところでございます。

ですので、今回、自園調理というものをスタートからは行えませんが、やがてまた園児が増えてきたりとか、あるいは清流会の御判断等で自園調理を行おうということになったときには、町としてもしっかり協力をさせていただくと、このことは以前から約束をしていただいていることでありまして、今後についても今のところその方向性には変わったことはないというところでもあります。そういうことで、今後も保護者会とも、今の信頼関係というのは失うことがないようにしっかり進めていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ちょっと気になるんですけど、なくなったら元も子もないよ的な言い方は、これはちょっとおかしいですよ。何か、逆に言えば脅しに聞こえるんですよ。なくならんのだったら、なくさんからいいだろう、みたいなね。これは、ちょっとまずいなあと、私は思います。

それから、いずれ20人を超えたらというようなことですけど、それと、人数のことはちょっとよくわからない。普通の認可保育園になったら、当然自園調理で作らないけんことなんで、あえてここで言うような必要はないんじゃないかなあ。私が今、ここで議論しているのは、「今」を議論していますんでね、「たれば」で話をすると、あれになりますので。私もちょっと若干、「たれば」も言いましたけれども。これはちょっと、これからもあんまりしないほうがいいかなあというふうに思っております。

それで、私、町の方針が、何か、この清流会から要請があったから御判断を尊重したというような……。そうしたら、自治会連合会の御判断はどうされたのかなということなんですけど、そこを最後にちょっとお聞きしましょう。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） なかなか、いつもこういう言葉の取り上げの云々の質問になってくるんで、なかなか難しいなあというふうに毎回思うところなんですけれども、基本的には、それは事実として、ここは議会の場でありますから、お伝えをしたわけで、御判断の、いわゆる背景というものをお伝えをしたわけであります。決して、それが脅しということに取られるというのは残念でありますし、私どもはその説明責任というものがそれでは果たせないというふうに思っているというところでございます。

そして、その20人ということで、集まったから自園調理を開始するという約束はしておりません。それではなくて、まだ20人に到達しなくても、清流会がそういう判断をされれば、それは町として支援しますということは、これまでも、今回も保護者会でお会いしたときにもお伝えをしていると、そういうところであります。

それから、最後に、自治会の請願、どうなるのかということでございます。これは、ちょっと、議員さん、先ほど最初の御質問でおっしゃられたので、そこは私が、ちょっと事実誤認ではないかなというふうに思っておりますが、自治会の請願は、やがて人数が増えたときに自園調理をお願いしたいと、そういう趣旨の内容であったというふうに思っております。最初に議員がおっしゃられた、自園調理を廃止しないでほしい、そういう請願ではなかったというふうに思っております。ですから、連合自治会の請願は、そういう趣旨の請願であって、そしてそのことについても議会としての請願の採択云々の判断が、まあ、そのときは不採択になったわけでありますが、下されたということだというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 言葉尻の話になってしまうと、ちょっと話がややこしくなりますので、これはもう引きましょう。

それでは、今の、清流会が経営基盤がきちっとしたら、そしたら、という今の言葉ですよね。これは、非常に重要なんだなと思ったんですよ。それで、次の清流会についての質問にここで移りましょう。

そのとき、清流会は社会福祉法人財務諸表、これをちょっと見たんですけど、30年度の損益計算、30年度のね。ちょっと書き方が最初まずくて、31年度は、公表したということですけど、計算では本部がマイナスの1,200万、放課後等デイがマイナス227万、就労施設の――A、Bで言うところとちょっとややこしくなるので、ちょっと1ということにしますけど、184万の赤字で、もう一つの2は72万と、で一方、木部保育園は590万円の黒字、直地保育園は1,041万円の黒字というふうになっております。

清流会の経営基盤が非常に不安定だというふうに言われましたが、この立て直しに対して、これは補助金を出しているところですからね、これに対して、町はどのような指

導をしているか。法人の具体的な、ある程度ですよ、具体的な経営の基盤の立て直しを、あればお尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、つわの清流会についてお答えをさせていただきます。

社会福祉法人つわの清流会の、令和元年度社会福祉事業における各事業活動計画書によりますと、主な拠点区分の経常増減差額は、本部1,243万6,000円の赤字、直地保育園1,057万5,000円の黒字、木部さとやま保育園436万9,000円の黒字、相談支援事業所くすのき129万8,000円の黒字、放課後等デイサービスつくしんぼ243万1,000円の黒字、就労継続支援B型事業所わさびの里186万円の赤字、就労継続支援B型事業所つわぶきの里82万4,000円の赤字、合計で355万3,000円の黒字ということになっております。

ただし、この収支には町が補助金として支出した1,000万円が含まれており、この補助金がなければ、単年度では約650万円の赤字であったということになります。

項目別には、本部経費については、事務職員や役員報酬等の収益を生まない部分の収支であり、ここを他の事業で埋めているということになります。

放課後等デイサービスつくしんぼにつきましては、黒字ということではありますが、町からの補助金が全てこの項目に充当されており、実質的には約756万円の赤字となっております。

障がい福祉サービス事業につきましては、平成30年度の制度改正や町内の対象者数が年により増減があり、本町のような小さな町では、事業を安定的に運営することが難しい状況にはあります。しかしながら、当事者や御家族の方は、町内に通所できる事業所ができたことを大変喜ばれており、つわの清流会としても様々な経営努力を行いながら、使命を全うする気概を持って事業を進めていただいていると考えております。

町としては、つわの清流会に対して、特に経営に対して指導する立場にはないと考えておりますが、各事業の運営については福祉サービスの観点から常に相談、連携しながら取り組んでいるところでございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） この中、最後のほうにですね、経営に対しては指導する立場にはない、ここなんですけど、当然補助金を1,000万くらい出してますよね。しょっちゅう課長も行っておられて、内容を御覧になっている。それで、この、前段のところの経営基盤の安定等を考慮し、経営というのが要するに非常に重要だということを言っているにもかかわらず、ここではですね、経営に対して指導する立場にはない。ここが矛盾するんじゃないかなと。要は、経営でしょう。要するに、お金ですよ。だから、お金が回れば全てがうまくいくみたいな言い方なんですけども、

というんですけど、当然、指導はすごくきめ細やかにされてるんです。それとも、大ざっぱに、まあ、任せるけえ、後は頼むなあ、みたいな。そのあたりはどうなっているんです。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 前段の経営基盤の安定を考慮しというのは、町のほうが申し上げたことではなくてですね、清流会のほうがそうって申し上げて判断をされたということが、前段のところでは記載されております。

現在のところ、先ほど町長が申し上げましたが、町としまして、これは社会福祉法人であります独立した組織でありまして、町がここを指導するということはできません。

例えば、同様に、社会福祉協議会にも本町としては3,500万程度の補助金、それから事業委託を合わせますと数千万ありますが、じゃ、ここに指導的な立場にあるかといいますと、これもまた同様でありまして、それぞれ、社会福祉法人のそれぞれが運営をしていただいております。

ただし、これら、清流会も同じでありますし、社会福祉協議会も同様であります。町と連携して業務を進めていくということは多々ありますので、いろんな事業のところにおいて相談、それから、取組についての会議、打ち合わせ等々、特に清流会につきましては、この4月から日原保育園運営移管ということがありましたので、随分様々な協議をしておる、また、今の段階では木部さつやま保育園の建築のことがありますので、この辺も清流会の御意向等を受け入れながらやっていくということにおきましては、いろんな協議を行っているというようなところで協力をしているというところでありませぬ。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 経営基盤、要するにお金のことなんですけど、これ、連続して、もう、ずっと赤字ですよ。普通、私らが銀行でお金借りるときに、3期連続の赤字のところは、もう貸しませんという、もう倒れますよというようなことが前提になってくるんですよ。

だから、これ、相当抜本的に、てこ入れをしていかないと非常に危険水域ですよ。危険水域に入っているなあというふうに思います。ですから、これは、ある意味、提言ではあるんですけども、1,000万、今回、出していますけど、この分野においてはある程度もう覚悟して、町として、お金を投入していかないと。

ということは、そういうような感覚にいないと、つぶれてしまいますよ。民間企業なら、もう完全に銀行は見放してますから、つぶれますよ。私はつぶしてほしくない、これ基本的な考え方ですから、友人たちがたくさん言ってますからね、だから、つぶしてほしくない。ですけど、今までの状況だと、まずいなということがあるんで、これぐらいなもの覚悟して町は、補助金を出していくという覚悟を持っていただきたいなあというふうに思うんですよ。

これは、町長にお聞きするんですけど、どうですか、今後に対しての、この1,000万の補助金というのは、いや、これでもう「打ち切りだ」みたいなのか、あるいは、場合によったら、こういう方向性でいってよくな、いかがです。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 例えば、津和野町社会福祉協議会さんであります、こちらでも毎年補助金を出しておりますけれども、最近、社会福祉協議会さんも組織的な改革というものをすごくされておまして、介護事業等々で相当な収益を上げていただいております。

そういう中で、毎年の積立金も増えてきたということで、昨年ぐらいから、本年度もそうありますが、町からの補助金を非常に下げさせていただいたということでもあります。

非常に、だから社会福祉協議会さんには、大きな感謝もしていると思っておりますし、その改革というものについて、賛辞といいたまいますか敬意を表したいというふうにも思っているところであります。

同じように、津和野清流会さんも、今、立ち上げの苦労もあってそういう非常に難しい状況であります。特に、障がい者福祉の事業であります、このたび、国のルールが変わりましたので、その分が非常に減収の大きな影響になっているということでもあります。

そういう部分と、先ほどの繰り返しになりますが、立ち上げの苦労でいろいろ人員配置の苦労がありまして、そういう中で人件費等々の管理費がかかった、その部分が大きな赤字の要因にもなったということでもあります。

今後、国の動向というのは、なかなか一経営の努力だけでは解決できるものではありませんけれども、しかし、そうした国の状況も見ながら法人がより一層改革に努力をしていただいて、そして、その上でのサービスの向上に努めていただくということ、そのスタンスが失われるようなことがあっては絶対にいけないというふうにも思っているわけでもあります。

けれども、つわの清流会というのは直地の保育園と、それから木部の保育園、やはり私からすると、これを存続に向けて救っていただいた大変な恩人であるというふうに思っていますし、そして、障がい者福祉サービスを担っていただいている重要なパートナーでもあるということでもありますから、町として最終的に支えていくということに大きな変わりはないということでもあります。

ただ、それに甘えることなく、と言っては大変失礼かもしれませんが、法人は法人としての、やはり改革というものには、常に努力をしていただく、その信頼関係をこれからも構築をしていきたいと思っておりますので、指導ということではなくて、相談と連携というものを、より一層深めてやっていきたいという思いであります。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（４番 道信 俊昭君） その方向で、当然、私も、さっき冒頭言いましたように思っていますので。

それともう一つ、やっぱり気になったのは、事務局長が辞めたということですよね。これね、よくその理由をあれして、断片的に私には情報は入ってくるんですけども、事務局長が辞めた理由というのをまたよく分析して、中の体制の見直しみたいなものも併せてやっていただきたいというふうに思います。

時間もあんまりないので、最後に、青野山。

今回、青野山を取り上げて、まあ前からも取り上げているんですけども、天然記念物とか名勝として、国に指定され、それを祝して、この前、前回、私が言っていたポスター、これができましたよね。

これで地域の人たちに「できたよ」みたいな、要するに、町がそれに「応援してるよ」みたいなことが背景にあるんですけども、この青野山に行ってみて、今回のコロナ関係でテレワークとか、そういうもろもろがあったときに、都会地から津和野に、田舎にやってくることの、ある意味での一つのきっかけになる可能性が非常に出てきた、だから、ここを逆転の発想をしなければいけないんですけども、青野山の再発見と、あるいは再利用を提言するというところで質問させていただきます。

まず、第1に、小川の新しい道ができましたが、ここからの笹山へ向かう新しい道、これ、走ってみて非常に、木がなかったらもっといいなと思ったんですけどね。

それから、中国自然道、舗装されてない道なんですけど、ここは非常に面白いところ、これは観光にとっても非常に面白いなという、まあ、行かれたらわかるんですけど、あそこに立ったら、ちょうど真正面に城山が見えると、同時に、音があそこに集約するんですね。非常に面白いんですよ。

例えば、当時、私が、この前行ったときには豆腐屋さんが「とうふー」みたいな宣伝カー出していたんですけど、もう目の前にあるように、それで地元の人に聞いたら、津和野高校の、例えば、野球部が練習している風景が、もう手に取るようにわかるっていうね、本当、あの場所ってのは面白いロケーションだなというふうに思っておりまして、そこでサイクリングロード、あそこ、サイクリングをやりたいなという集団がありまして、これができたらということも私も要望も受けましてね、ここを整備していったらということ。

それから、次が、昭和2年に設立されて60回目を迎えるハイキングクラブ、これももう一度応援して、もっとこのクラブをね、私たちもみんなが応援していますよという形にしたい。

それから三つ目がですね、心霊スポットとして非常に面白いなと思ったのが、沼原の上のところにある愛宕神社、初めて行きましたけど、すごいですね、岩がね。

これなんか心霊スポットというような、まあ若干軽い感じで言いますが、信者さんがおったら怒られるんですけど。

こういうようなことで観光にも生かせるなあという、一番奥の沼原という地域の活性化にもつながるなあというのは思いました。

それから、風穴、これはね、大分前の町長なんかで、これにすごい情熱を燃やしておられたということを聞いたときにですね、これを再整備するってことは、非常に面白くなっているふうに思って、まあ、ざらっと、四つのことを申し上げましたが、多分、これ以外にも様々な観光施設であったり、これが今の都会地からの人たちを定住として呼び寄せの一つの大きなものになるんじゃないかということを感じましたので、この辺りを、教育長、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、青野山についての御質問に対してお答えを申し上げます。

小川地区から笹山地区につながる林道笹山山入線と、中国自然歩道になっている町道青野山線は、青野山の活用のために必要不可欠なアクセスルートですが、町道青野山線については未舗装の区間が残されておりますが、現在のところ整備の予定はありません。

これらの道路を利用したサイクリング等のイベントについては、青野山の情報発信に効果があると思われませんが、この道を利用される町民の立場からすると、これらの町道でサイクリングをされる方が増えると、カーブが多く急な坂道の続く道路でもあり、事故につながる危険性は高く、十分な安全対策等を行う必要があると考えます。

ヒルクライム等、期間を決めたイベントであれば、通行規制を行うことで対応ができるかと思いますが、実施については、実際に現地を調査した上で、警察署とも協議を行う必要もあり、今の段階では申し上げることができませんが、状況により、今後検討していきたいと考えます。

津和野ハイキングクラブについてですが、毎年5月5日のこどもの日に行われている青野山ハイキングは、主催の公民館とクラブが共催する形で実施しています。

また、小川公民館で行われている津和野小学校の通学合宿にも協力をいただいております。以前は、町体育協会にも加盟していましたが、現在は、10名程度のメンバーで、活動の縮小とともに、特別な会費等は徴収せず、必要な都度声を掛け合って、個人的なつながりの中で活動しており、会員募集もしていないようであります。

今後、ハイキングクラブで、町体育協会へ再加入等をお考えであれば、検討していきたいと思っております。

愛宕神社は、青野山の東側にある小青野山の中腹にある小さなお宮です。地元である沼原地区の住民の方によって古くから信仰されており、新聞等で巨岩信仰として紹介されたこともあります。

現在のところ、愛宕神社の敷地は、国指定文化財である「青野山」の指定地には含まれていませんが、青野山とともに小青野山の成り立ちを知る上で重要な場所です。

今回の指定に当たって、所有者の確認等を行ったところですが、共有地であり所有者は十数人ですが、相続登記がされていない人が多く、関係者は約40人にもなり、当初での指定は断念したところです。

今後は、追加指定等についても検討していきたいと考えますが、現在指定できていない土地については、今後も厳しいことが予想されます。

青野山の山麓には、現在、4か所の風穴が確認されており、そのうち3か所は指定地内です。風穴は、天然記念物として青野山の重要な場所であるとともに、多くの人が興味を引く場所でもあります。

今後、土地所有者の御協力を頂きながら、来年度より策定予定の青野山保存活用計画の中で風穴の調査、保護、整備、活用等について検討を進めていきたいと考えています。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 都会地から津和野へっていうね、このキャッチコピーは、ただ、今はもう、ただのキャッチコピーじゃなくなってきましたんで、ですから、ここは積極的に取り組んでいただきたい。

ついこの前、私んところに、この12月に津和野に移住したいという若者が来まして、それで、やっぱりパソコン持って、これでやったら都会で今やっている仕事も兼ねられると、一緒にできるっていうふうに言ったんですよ。

私、「こっちで何するの」って聞いたら、彼は、ホームページ作ったりとかなんとかというそういう最先端のことを、非常に高学歴の人でして、すごいなと思ったんですよ。

それを置いてこっちに来る、「えっ、どうするのって」聞いたんですよ。「いや、向こうは向こうの仕事をここでもできる」と、これを聞いたときに、まあ、これからも私より半分以上も年も下なんですけど、非常に面白いし、私も彼らと一緒にやりたいって言う……。で、津和野が、今、こういう疲弊した状況の中では、もうネット環境、ネットという、あるいはテレワークとか等々のことを、もう放棄したら駄目というのがもうはっきりわかりましたんで、彼と一緒にまたやっついこうと思うんですけど、こういうのはある意味でのチャンスですんで、ここを生かしてということ。

最後に、田舎の魅力というのがどういうふうに都会地から見たら感じられるかというのを、せっかく、東京から帰ってきた課長、宮内課長おられますし、まあ時間もないですが、田舎の魅力みたいなもの感想をちょっと言ってみてください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。簡潔に。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） この4月から東京事務所から帰ってまいりましたが、議員さんおっしゃるように、今のこういう非常な、僕の個人的な感想になりますが、いろんなアクティブティというか、いろんな体験というのは、都会地から見て非常に魅力的に映るであろうというふうに考えています。議員さんがいろいろ、今日、今回御提案されております内容は、津和野町の特色を生かしたいろいろな活動

であると思いますし、私、東京からの視点で申しますと非常に魅力的に映るんじゃないかというふうに考えています。

よろしくをお願いします。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 具体的な案を我々でも作りますから、町につくってくれとかをいうことは、じゃなくて、我々も、さっきのサイクリングのこととか、いろんな問題を我々も作ります、具体的なやつを。だから、それを提案し提言していきますんでね、ぜひ、温かく受け止めていただいて……。それと、やってくださいね。そのときには、ぜひ。まあ、駄目なものは駄目でいいんですけども、それを今回提言として結びます。

以上でございます。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、4番、道信俊昭君の質問を終わり、午後1時まで休憩といたします。

午前11時44分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 午前中に続いて、一般質問を続けます。

午後は、4番、道信俊昭君が所用で退席をしております。

発言順序4、9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 議席番号9番、寺戸昌子です。通告に従い2項目質問を行います。

まず最初に、聴覚障がい者支援についてです。

聴覚障がい者は、外からは分かりづらい障がいのため、多くの悩みを抱えています。特に、情報が入ってこないことについては、常に悩みや不安を抱えています。

例えば、日常生活の中では、名前を呼ばれても気がつかない、聞こえないので無視されたと勘違いされる、などがあります。また、最近では、口の動きや表情で話し相手の情報を受け取っていたのに、多くの人がマスクをしているので、相手の会話が分かりづらいなど、情報が入ってこないことが、たくさん増えています。

津和野町においては、今までに、ひと月2回ですが、役場の窓口に手話通訳の方を設置されるなど改善がされてきました。しかし、まだまだ改善されるべき点がたくさんあります。

まず、サンネットにちはらについてお伺いします。

サンネットにちはらは、太陽の光がさんとさんと降り注ぎ、町全体が明るく照らし出されるように、情報が隅々まで行き届き、豊かな地域をつくり上げていくという意味をあらわしているとホームページに書いてありました。番組では、町長のメッセージに字幕

がつけられるなど、改善がされてきています。しかし、ニュースサンネットでは、インタビューの会話などは字幕がなく、全く何を話しているのか分かりません。画面の下に表示される文字も隔時間で表示で、毎回の表示ではないことも不便です。また、議会中継の放送は特に分かりづらいと聞きます。文字を増やしたり手話を加えたりするなど、できないでしょうか。

次に、町の定時放送についてお伺いします。

防災無線は文字で表示されますが、毎日夜7時半にされる定時放送は音でしか放送されません。視覚で分かるものを考えられないでしょうか。「先日、インターネットの不具合が長時間続いたとき、何が起きているのか全く理解できなかった」という声がありました。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

聴覚障がい者支援についてでございます。

議員の御質問に関しましては、本来なら鹿足郡事務組合においてお答えすべき問題ではあるかと存じますが、津和野町が事務局を務めておりますので、お答えをさせていただきます。

まず、サンネットにちはらにおける自主番組放送につきましては、内容やナレーションを聴覚障がいの方にも伝わりやすくするため、平成29年4月1日放送分より文字を挿入し、隔時間放送をしております。

また、議会中継につきましては、質問や答弁の時間が長時間であることに加え、内容を要約したり、補足したりすることは番組の性質上難しい状況にあり、字幕を挿入しておりません。手話放送については、放送の後日に手話だけ別に撮影することになり、編集・調整に時間を要するため、吉賀町、津和野町両町の議会事務局との協議・検討が必要になると考えております。

なお、島根県内の各ケーブルテレビ局においては、現時点で字幕表示を行っている局はございません。

NHKや民間放送局と同様に、テレビのリモコンで字幕の表示、非表示をできるようにすることが理想であると考えておりますが、それには、字幕を表示するための機器の導入に加え、内容のチェック・修正を行う人員が複数名必要となることから、今後、鹿足郡事務組合において、吉賀町や鹿足郡事務組合番組審議会の意見等も参考にしながら検討をしてみたいと考えております。

次に、町の定時放送についてですが、現在、吉賀町、津和野町の各町より放送を依頼し、サンネットにちはらにおいて音声を録音し、毎日夜7時30分に加入世帯に対して音声告知放送を行っております。

議員御指摘のとおり、定時放送は音声放送のみではありますが、自主放送チャンネルであります111チャンネルのデータ放送及び112チャンネルのテロップ放送において同様の内容を放送しており、サンネットにちはらのスマートフォン向けアプリでも同様の内容をお知らせしております。

また、ケーブルセンターでの機器や伝送路等での障害が発生した場合においても、音声放送と併せてデータ放送等でも、障害発生の周知を行っているところであります。

文字が表示される画面付き音声告知放送端末機もごさいますが、導入に当たってはシステム改修や機器の購入に費用を要することから字幕放送と同様に今後、鹿足郡事務組合において、吉賀町や鹿足郡事務組合番組審議会の意見等も参考にしながら検討をしてまいりたいと考えております。

令和2年5月27日に発生いたしましたインターネットの障害につきましては、復旧までに長時間を要し、インターネット加入者の皆様に大変御迷惑をおかけいたしました。原因としましては、ケーブルセンター内に設置してありますインターネットサーバーに不具合が生じたもので、鹿足郡内のインターネット加入者約2,200世帯に影響がありました。

6月18日と19日にメーカーによるサーバーOSのバージョンアップ作業を実施し、今回の障害について恒久対策をされたと鹿足郡事務組合より報告を受けております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 回答いただきました中に、サンネットにちはらのスマートフォン向けアプリがあるということがあって、びっくりいたしました。私、今日初めてお聞きしたので、ちょっとその辺を説明していただけたらと思うんですけど。というのは、テレビでそのデータ放送を見ようと思うと、まずテレビのスイッチを入れて、サンネットのチャンネルに合わせて、それから、データ放送のボタンを押して、そのデータ放送が出てきたら、何個も何個も、次の画面、次の画面でいうのを押さなきゃいけないかったりして、自分の欲しい情報を取るのがなかなか難しかったので、このアプリのことをちょっと教えていただけたらなと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 議員御指摘の今のスマートフォンアプリですが、こういった形で、見えますでしょうか、アプリがあります。私の場合、これiPhoneですけども、アップルストアから無料でダウンロードできます。

内容については、今、議員さんおっしゃったように、テロップ放送の内容ですとか、それから防災情報、それから例えば年間イベントの情報等が記載されております。ちょっと違うのは、お悔やみとかお喜びの情報はこちらとごさいませんが、そのほかの情報は、ほぼ網羅されているというふうに御理解ください。それで、これでダウンロードしていただくと、同様の内容がこれで見ることができます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ということは、そのアプリを取ってれば、サンネットが通じなかったとき、インターネットが遮断されたときは、そのアプリで見ると分かるということではないですか。ちょっと、そのサンネットのインターネットが通じなくなってるのにスマートフォンは大丈夫なのかと。すみません、いろいろ知識がないもんで。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 結論から申しますとできます。ケーブルセンターの伝送路の不具合とか出ると、そのラインが途切れるわけですが、携帯電話ですと、いわゆる、最近ですと4Gとかの電波が取れる地域であれば、これで、ケーブルセンターがダウンしてても、サンネットにちはらの情報を取ることができます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 進歩してるなあっていうんで、ちょっとこの辺は安心をしたんですが、聴覚障がいの方が、以前、議会で質問したときに、たしか町内に80人ぐらいおられるって聞いたんですが、もし、今、分かれば教えていただけたらと思うんですが。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今現在、町内で聴覚障がいの手帳の所持者数は47名というふうに把握しております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 私の認識とちょっと人数は少なかったみたいですが、47人もの方がおられるというので、やっぱり、聴覚障がいの方に対して、いろいろと支援をしていただきたいなということを思いました。

サンネットにちはらが文字を下に入れてくれるようになったんですけど、それがなぜか、毎回じゃなくって、入っているときと入ってないときがあるんですが、あれはなぜなのでしょう。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） これは、先ほど、町長の答弁にありました番組審議会等で決められたことのようにございまして、各時間ごとに文字放送がないパターン、あるパターンというふうに交互にするように取決めがなされたということのようにございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 番組審議会の方々がどのような内容だったかは、ちょっとここではお聞きできないと思うんですが、耳の聞こえる方からすれば文字があるのは、ひょっとしたら、ちょっとないほうがいいのかという方がおられるかもしれないんですが、耳の聞こえない方からすれば、さあ、聞こう、見ようと思ったときに文字がついてない、じゃあ、次のにしようかといったら、多分1時間ぐらい後になると思

うんですよ。それをまた1時間後につけて見るというのは、とても不便なことなので、その改善をしていただきたいなと思いますが、それはここで町にお願いすることなのかなあ。その辺ちょっと分かんなくてすみません。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今ここで、町のほうで、立場でお答えはできませんが、また、議員の意見は鹿足郡事務組合のほうで、御報告はさせていただこうと思っています。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ毎回表示されるようにしていただきたいと思います。

それから、回答を頂いた中に、文字が表示される画面付音声告知放送端末機というのがあるけど、システム改修とか機器の購入に費用を要するということなんですけど、それは、もし費用が分かれば、お幾らぐらいか……。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） この端末機というのは、今現在、加入者世帯にある、告知端末機がございますよね、音声の、あの告知端末機の新しいバージョンですと、画面のモニターがついてまして、それに文字放送ですとか、場合によつたらフェース・トゥー・フェースのこういう、通話ができるような機能を今度取りそろえたのが、今度発売予定です。

ちょっと金額的なものは、今、分かりませんが、実は今週の木曜日に、そうした、これ、NECの特約店の方々になりますけど、その導入等についてもいろいろ検討もする予定になっております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ導入のほうを検討していただきたいなと思います。

毎日、私たちは聞こえるので、毎日7時半にいろんなお悔やみの放送があったり、明日はここで何がありますとかいう放送を耳にしてるんですが、私は勘違いをしております。そういう放送は災害時に表示、文字が流れて映る、あれにも出てるんだと思ってました。そしたら、聴覚障がいの方に、おうちにお邪魔したら、「これはもう本当、災害のときだけなんですよ」ということで、「毎日放送されてるのは、私たちは分かりません」ということを言われたので、ぜひ、それができるようにしていただけたらと思います。

それで、手話のことについてなんですけど、手話が、聴覚障がいを持たれてる方で、手話ができる方とできない方とがおられますけど、手話ができる方にとっては、議会なんかで、手話をされてる方が画面に出てくると、とても分かりやすいと思うんですが、その辺は難しいとお話がありましたが、どのくらい難しいっていうか、前向きに何とか考えていただけないかなと。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 先ほどの町長の答弁にもございましたが、議会放送をする際に手話の放送とか文字を入れる場合に、今、島根県内の局はゼロと申しましたが、僕もその後調べてみると、全国でも今なかなかないそうでございます。それで、ただ、お隣の山口県の長門市の議会が、今そういうテストに入ったというふうな状況を手に入っております、ちょっと情報を聞きたいということで、そういうことの申し入れも行っております。なので、議員さんおっしゃるように、まあ、前向きといえますか、そうしたことで我々も情報収集をして、それでうちの鹿足郡事務組合とも協議しながら、それから、まあ、議会放送となると吉賀町との問題も出てございますので、吉賀町の議会事務局とそれから鹿足郡事務組合と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） なかなか取り組んでるところがないっていうのを聞いていたので、長門市さん、それも近いところで取り組まれる方向があるっていうのを今お聞きしたので、すごくうれしいなと思ってます。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それで、御存じだとは思いますが、益田市は、手話言語条例っていうのを制定されました。3月に制定されて、この4月から施行されたと聞いてます。

筆談でするのは、やはりかなり難しい。気持ちを込めたりとか、あと、本当、筆談では情報量が少なくて、手話がもしできると、とつても、手話ができる方にとっては、情報量が格段に増えてくると私は思いました。なので、うちの津和野町でも、手話ができる方をもっと増やしていく取り組みをしていただきたいんですが、今現在、取り組まれていることをお聞きしてもよろしいですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 議員仰せのとおり、益田市が、手話の条例をつくってということで、それよりもっと先進的なのは、鳥取県が手話の条例をいち早く設置しております。

本町には、今、手話奉仕員と言われる方、いわゆる、町が今、隔年で手話奉仕員さんと要約筆記者、今日後ろに来ておられるような方々の、養成の講座を開いておまして、今年も7月1日から手話奉仕員さんの講座を開くということになっております。

ただし、これ、受講されたら、即、手話がもうすらすらできるような形になるということは聞いておりませんで、やっぱり生活の中でいろいろ使ったり、また、もう1ランク上の研修を受けるとか、そういうことによって、やっぱり本当に聴覚の障がいの方に伝わるようなものとなっていくというようなことも伺っているところであります。何よりも、今回は10名の予定で募集をかけましたところ、町内の方が11名、それから益田市の方だと思われませんが、2名ほどということで、13名で今回研修を行うというこ

とも聞いておりますので、当然聴覚障がい者の方を置き去りにするつもりは、本町としても全然ありませんし、一生懸命町としてもこういう手話奉仕員さん、いわゆる研修者の方、養成をさせていただきながら、そういう障がいのある方が住みやすい町となっていけばということでやっていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 先ほど同僚議員の質問に土井課長が答えられているときに、障がいを持っていても安心ができる地域にしていきたい、常日頃からそれは考えているという答弁をされたので、すごい心強いなと思っております。今のお答えもとても、手話をされる方がどんどん増えていけばいいなと思ってうれしく聞いていました。

でも、手話って日常で対話ができないと思うのか、宝の持ち腐れというか……。昔は、大分前になりますが、町の広報にも手話のコーナーがあって、「おはようございます」はこうですよとかいうのが、ちょこっと載ってたりしたんで、頑張っちょつとやってみようかなと思ったんですが、最近では出てないので取り組めないんですが、サークルとかちょつと勉強したいなという方が手話を——日常ほんのちょつとした「ありがとうございます」とか、そういう会話が少しでもできると、聴覚障がいの手話をされる方にとっては、すごくうれしいことだとお聞きしました。以前、町長とお会いしたときに「おはようございます」か何か、挨拶をするときに町長が手話をしてくれたので、すごくうれしかったんですということをお聞きしたことがあります。

熟練する手話をされる方というのを育てるのも、とっても大事なことですけど、日常ちょつとした会話が皆さんができるようなそういう——益田ではサークルをつくられているらしいんですけど、そんなサークルを津和野町にどんどん広がっていけばいいなと思うんですが、その辺の構想はないです。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 先ほど申し上げましたように、また今年も手話奉仕員さんの研修も行うところであります。そういう新たに志を持っておられる方に含めまして、これまで引っ張っていただいております方を中心に、そういうサークルをするというのは、本課としても後押しをしていけたらと思いますし、また、今議員が言われましたように、簡単な挨拶とかというのは、役場の窓口の職員なんか特に必要だなということで、今あゆみの里さんが2週間に1回、本庁舎、津和野庁舎来ていただくわけなんですけど、基本的に津和野庁舎のほうでは、大体2週間に1回、手話の勉強会というのをあゆみの里の職員さんにしてもらってまして、窓口業務等の職員、それから興味のある職員というのに、本当に2人でも3人でもいいんでということで、毎月2回ぐらいだと思っておりますけども、勉強会をしているところであります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 役場の職員の方が、少しでも手話を勉強されているということをお聞きしてうれしいなと思いました。

聴覚障がいの方からお聞きしたんですけど、聴覚障がいを持っている方は耳で聞くのではなく、目で聞くんですということをお聞きました。本当だな、そういうことなんだなと思って、テレビの音を消して聞いてみたりとか、いろいろその立場になって気持ちを入れてみたんですけど、大変な生活をされていると思います。道を歩いているときに、後ろからクラクションを鳴らされても聞こえないということもお聞きしました。

だから、そういう大変な思いをしている方も、この津和野町で少しでも安心して暮らしていただけるように、施策を前進させていただけたらと思います。

では、次の質問に移ります。

次は、新型コロナウイルス感染症対策について質問します。

津和野町でも数多くの緊急対策を取っていただいていますけど、とにかく初めてとか、前例のないことなので、たくさん問題が起きていると思います。

まず、小中学校の再開についてお伺いします。

この新型コロナというのがやってきて、大人も大変混乱しました。まず、テレビをつけると、新型コロナに感染した人は今日は何人だ、亡くなられた人は何人だとか、いろんな情報がメディアから流れてきます。失業者が増えるんじゃないとか、本当不安になるような材料がたくさんメディアから流れてきます。子供たちもそのテレビを見ます。子供たちの心が、私とても心配です。

学校再開に当たっては、子供たちは不安と喜びの両方の思いを抱えています。休校中の遅れを取り戻すという発想では、子供たちを追い込むことになりかねません。子供たちに必要と思われる内容を絞り込んで取り組むことが大切だと考えます。

学校における新型コロナウイルス感染症対策は、どのように行われているのでしょうか。

休校により、かつてない学習の遅れが起きています。休校中の家庭学習では、積極的に取り組める子と、なかなか取り組めない子がどうしても出てきています。それによって、個別の子供の学習の格差が起きています。子供の本音を受け止め、不安やストレスなど、心身のケアを行うためにも、教職員が子供一人一人に丁寧に向き合えるよう、教職員やスタッフの増員を行うなどの対策が必要と考えますが、どのような対策が取られているのでしょうか。

次に、経済的対策についてです。

特別定額給付金や持続化給付金など、緊急経済対策の申請状況と給付状況をお伺いします。

次に、災害時対策についてです。

先日、災害時の避難所対策について、国から万全を期すよう人数など考慮して開設、例えば、ホテルや旅館、親戚、友人宅への避難も考えているという御意見をお伺いしま

したが、新型コロナウイルス感染症対策として、今までと変わるところはどこか、住民への周知はどのように行われるのでしょうか。

次に、医療機関、介護施設の状況です。

日々私たちの命と健康を守ってくれている病院や介護施設は、この新型コロナ感染の不安が長引く中、大丈夫なのだろうかと心配されています。コロナの治療は行わなくても、防護服やフェイスシールドなど感染防護具は必要ですし、全国的には外出を控えるため、大規模な受診抑制も起きています。町内の医療機関、介護施設において、受診控えなどでの減収は起きていないのでしょうか。財政支援が必要ではないのでしょうか。

今まで圏域の医療機関は、役割分担を行い連携することで頑張ってきました。しかし、新たな感染症が生まれることで、現在のぎりぎりの体制では対応ができないことがわかりました。国により進められてきた効率化を優先した医療体制では、新たな感染症の拡大を防ぐことはできません。医療崩壊をも招きます。町民の命を守る医療体制確保のためにも、厚生労働省が公表した、公立・公的病院の再編統合リストの撤回を国に再度求めるべきではないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 新型コロナウイルス感染症対策、私のほうからは小中学校の再開についての問いにお答えをさせていただきます。

学校における新型コロナウイルス感染症対策について。

学校再開に当たり、学校においては文部科学省より「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」が示されており、ガイドラインに沿って、再開後の学校運営を行っております。手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染症拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保を保つような感染症防止の対策を行っております。具体的には、マスクの着用や消毒液による机等の消毒、机と机の距離の確保、また、毎朝検温を行い、発熱等の症状が見られる児童生徒への出席を自粛するなど、感染の防止に努めております。

2点目の休校による学習の遅れの対策についてであります。休校における授業の遅れについては、各種の行事の中止と、1学期の授業を7月31日まで延長して、夏季休業期間を少し短縮することにより、これまでの臨時休業による授業の遅れを、取り戻せるものと考えております。

また、個別の子供の学習格差が起きているという御指摘でございますが、これは個々の児童生徒の能力差や特性、家庭環境等いろいろな要因によるものであり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの対応や支援員の配置に努めており、必要な授業時数の確保が見込める状況になったことで、通常の状態に戻るものと考えております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、経済的対策についてでございます。

特別定額給付金について、当町では申請期限を8月18日までとしており、8月28日までの毎週金曜日に給付を行うこととしています。6月12日時点で給付対象3,486世帯のうち3,284世帯、94.2%に給付しております。6月13日以降も申請の間合わせや申請書の提出が続いている状況にありますので、引き続き周知を行ってまいります。

持続化給付金については、事業主が直接、持続化給付金ホームページへアクセスし、申請することになっており、町では申請・給付状況について把握しておりません。津和野町商工会にお聞きしたところでは、商工会自体も事業主に代わって申請をすることはできませんが、6月15日時点で申請方法等の相談が62件あったとのこと。相談内容については、個人事業主が主で、パソコン等の入力方法など申請手続の相談、支援を行っております。相談件数62件のうち40件が申請されており、6月までの申請分30件については、給付があったと事業主より聞かれている状況でございます。

次に、災害時対策についてであります。大雨や台風のとくに開設する避難所では、3つの密（密閉、密集、密接）が重なりやすく、新型コロナウイルスの感染リスクに配慮する必要があり、開設する場合には感染症対策が特に必要となります。

本町におきましては、避難所内でのマスクの着用や手洗い等を徹底するため、マスクや消毒液、手洗い用石けん等の物資の備蓄を強化すべく、取組を進めているところです。

また、発熱、咳などの症状が出た方のスペースの確保が必要となることから、避難所内に別室を設けることができない場合に備え、できる限りスペースを区分けできるよう、各避難所に間仕切りを整備したいと考えております。

間仕切りによる区分けのほか、世帯ごとに1メートル以上離れたスペースの確保や十分な換気に努めるなど、3つの密に配慮した対応を図るとともに、大雨や暴風などにより、窓を開けての換気が困難な場合に備え、発熱、咳などの症状が出た方のスペースを中心に、除菌空気清浄機を整備したいと考えております。

一方で、マスクや消毒液などの備蓄数には限りがあり、避難が長期間にわたることも想定されますので、避難場所への避難の際は、マスクや消毒液、除菌シート、体温計などの感染症対策物資をできる限り御持参いただきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症が終息しない中でも、災害時には危険な場所におられる人は避難することが原則です。

一方で、避難所に避難するだけでなく、自宅での安全確保が可能な場合は、自宅の安全な場所にとどまることや、安全な親戚や知人宅へ避難することも避難行動の一つと考えております。

これらの情報につきましては、CATVのテロップ放送やデータ放送、チラシ、町ホームページなどにより、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、医療機関、介護施設の現状についてであります。津和野町内の介護施設にお聞きしたところ、現在までのところ、利用制限等を行っている施設はなく、コロナウイ

ルス発生に伴う大きな減収はないと伺っております。一部施設では、利用者側からの利用控えがあった事業所もございましたが、少数名であり、収支に大きな変動はなかったと伺っております。

津和野共存病院においては、3月期と比較して1日入院患者数38.9人、1日外来患者数70.8人で大きく変わっていない現状であります。しかし、支出面において、診療材料費が3月比162%の増となっており、新型コロナウイルス感染症対策に関する費用が増加をしております。

日原診療所においても、1日外来患者数27.2人となっており、収支的に影響はありません。診療材料については、感染症対策に要する物資はほとんど入荷せず、法人内での流用と津和野町の支援で対応をいたしました。これは、通常の物流では確保できないことと、国・県及び看護協会等の支援も、入院ベッドを有す施設を優先させられており、無床診療所まで届かなかつたためであります。

いずれの施設においても、感染症予防対策に伴う手指アルコール消毒剤やマスク等の購入については、調達困難な状況に苦慮しているとお聞きしております。

町としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、財政的支援が可能なものは、できる限り対応したいと考えております。

また、今後においても、医療機関・介護施設等現場の声を踏まえて、必要な支援を国及び県に働きかけていきたいと考えております。

次に、公表されたリストについては、一律の基準により分析したもので、現状を全て反映したものではなく、当町においてはリストが発表された時点で、既に津和野共存病院の機能分担や病床再編は進めておりましたので、これ以上の再編等を前提とした議論は必要ないとの認識が、島根県より示されておりました。

今回の新型コロナウイルスに関しましては、感染症が増加した場合に使用できる病床数の不足を見据え、島根県においては、感染症指定病床を当初の8医療機関30床から22医療機関253床に拡大したところであります。

津和野町におきましては、さきに取り組みました施設の集中により、休止中でありました津和野共存病院3階病棟の49床を老健施設に転換しており、増床スペースの確保も困難であります。

また、万が一、感染症が拡大した場合、医師、看護師をはじめとした医療従事者の確保が困難になることが予想されますので、あくまで感染症拡大防止を理由として、リストの撤回を求める等の行動を津和野町単独で実施することは、現時点において考えておりません。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 学校の再開についてお伺いします。

子供たちは、平常どおりにほとんど戻っているという声は、学校現場の先生からは聞いているんですが、その中で少し気になったのが、少しでなくてとっても気になったの

が、「子供たちの楽しみは一切、今はないですね」という言葉をちょっとお聞きしました。

そういう現状において、県のほうは教職員の増員を何かされるということをニュースで聞きましたが、津和野町では、学習の補助の今までよりも増員ということはないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 新型コロナ対策として、新たに増員ということは現状のところではございません。

ただ、従来から学校現場には、県の配置をしておられます支援員の方と町の支援員の方と、それぞれ配置をしておりますので、ある程度の対応はできるものというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 以前の対応のままで十分ということだと思うんですが、やはりこの見えない心のところが心配です。

先ほどの回答にも頂きましたように、スクールカウンセラーの方とかあいう方をもう少し今だけでも、ちょっと充実させるというわけにはいかないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 当町は、スクールカウンセラーの方とSSW（スクールソーシャルワーカー）の方がおられます。

スクールカウンセラーについては、もう県の事業として各学校に決められた時間がありまして、それに対応していますが、臨時的に、例えば、今回のコロナの関係で心理的な障がいといいましょうか、抑圧がひどいお子さんが現れたと仮定したときには、それはまた県のほうに相談をして、人は増員できませんけど、時間を拡大することは可能です。

それから、スクールソーシャルワーカーについては、町で3名お願いをしておりますけども、この方についてはある程度自由が利くので、そういったところで集中的に必要な場所が現れましたら、それはそれで相談に応じれるというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） そういう子供の状態が悪化しているというのが分かれば、手の打ちようがあるということなので、ぜひ細かく子供の気持ちを酌み取っていただけるように、各学校の先生方をお願いをしていただきたいと思います。

やっぱり各学校いろんなパターンがあるので、今は教育長とお話をしていますけど、各学校でいろんな工夫をされていると思うので、その辺、町としていろいろ支援をしていただけたらなと思います。

それで、今までと学校が違うところの中で、消毒をしなきゃいけないということが出ていたんですが、それはどのような消毒なのか、それは誰が担つとられるんですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 基本的には、スタート時は次亜塩素酸しかなかったので、それで消毒ということで各学校に消毒液を配って、学校の先生なり校務員の方々がやったりしてございましたけれども、どうも次亜塩素酸はあまり効果がないというのが途中から判明したようでありまして、今は、それではない通常の消毒液を配布をして、学校で対応するような形をしております。

基本的には、学校の先生なり校務員の方、まあ子供が対応できるようなものについては、当然子供たちにもそれをやらせるということで対応をしております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今までにはない作業を、現場の先生方それから校務員の方々とかが担われるので、その辺も考慮していろいろ支援いただけたらなと思います。

富山市では、小児科の先生と医学的な資料を基に、子供の心のケアを教育委員会が話し合っ、て、いろいろ対策を練るそうです。

子供の心ってなかなか爆発するまで、症状が出ないということがよくあるので、専門機関とか小児科の先生と意見を聞きながらということは、うちの津和野町ではやっとなされるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 実際、御承知のように小児科の先生というのが、自前で確保できる状態に津和野町の場合はありませんので、小児科の先生と御相談ということにはなかなかならないかと思いますが、各学校に学校医というのが制度としてありますので、必要な分については、学校医の先生と協議をしながら、進める形になろうかというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ、学校医の先生にいろいろ医学的なデータとか頂いて、検討していただけたらと思います。

今、コロナはちょっと下火とか、ちょっと落ち着いた状態になっていますけど、第2波が来るんじゃないかということが言われています。

もし、第2波が来た場合、また休校をされたりすることを、対策を練られると思うんですけど、今回、初めて休校になったときは、何かもうどたばた、保護者側からすればどたばたがあつて、「えっ、もうお休みになるの」という、何かついていけない感覚がすごくあったらしいんですが、休校に踏み切るそのステップの基準とか、津和野町の学校は、ちょっとこれから休みに入ったほうがいいんじゃないかという、その基準というのは何か持たられるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長(世良 清美君) 言われたように、3月2日の閉校とか休校の対応には、我々も大変苦慮した状況です。突然、政府が夕方、休校を全国的に言い始めて、それが金曜日でしたので、どたばたの対応になったというのが本当、否めない事実かなあというふうにも思っております。

ただ、その後、だんだんとコロナの状況なり、発生の仕方みたいなのも徐々に分かってきたような感じがしております。

今は、当面、町内でもし発生が初めてでも見られた場合には、一旦休校という形にしております。その発見された翌日から、休校というのをまずしております。ただ、そのコロナとして発見をされた内容が、確実にもうルートが分かっている、対策が取れる状態であれば、できるだけ早く学校は復活をしようかなというような、そういった基準に大まかではありますけどしております。

で、仮に、その感染経路が不明のままですと、やはりどこでどういう形でうつるか分かりませんので、その部分が見極められるところまでは、休校という判断になるかというふうに思っております。一応まあ大まかには、それをまずスタートとして、ほかの部分については近隣で現れた部分については、しばらくは様子を見ながらというそういう状況で、町独自の判断でやれる場合には、そういう処置の仕方をしようと、対応の仕方をしようというふうに考えております。

○議長(沖田 守君) 寺戸君。

○議員(9番 寺戸 昌子君) ほんと最初の休校のときには、突然の国の発表だったので、津和野町としても大変な状況になられたというのをお聞きしています。

この後というか、今は、新型コロナウイルスに関して、結構いろんなことが分かってきているので、次回もし第2波が来たときには、落ち着いて教育委員会が動いていただけるものと期待しています。

そして、先ほど説明頂いたみたいに、いろいろと先を読んで対策も考えてられるようなので、よろしくお願ひします。

それで次に、就学援助の対象をほかの自治体では結構、直近の収入で判断されたりしているんですが、津和野町でも、そういう直近の収入とかで早くという方向に行くんでしょうか。

○議長(沖田 守君) 教育長。

○教育長(世良 清美君) 就学援助につきましては、通常の申請が終わっておりまして、5月までの提出ということで、既に審査も終わって、今年度分の就学援助の対象者ちゅうんが大体決まっております。

多分、今週のうちにお手元には届くと思うんですが、コロナが原因で著しい収益の減であるとか、そういった事情がある家庭については、また申請をしてくださいという文書をお手元のほうにお配りをして、多分届いているとは思いますが、今週のうちには

それがお手元に届くと思いますので、その申請に応じてまた判断をして、認定になる家庭があれば、認定をしていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ、取りこぼしというか、そういうものがないよう
にお願いできたらと思います。

それでは、もう一つ、災害時の避難対策についてですが、これまでとは変わったことがいろいろ出てくるので、ケーブルテレビやテロップ放送などで、周知させていただくということだったんですが、障がいを抱える方にとっては、あらかじめどうやって行ったらいいかというのを想定しないと、不安に感じるいろいろなあります。

やっぱり、うちの夫ですと車椅子での移動とかになるので、車椅子がここは通れるの
だろうとか、いろんな想定をして、行動を起こしていくという前提があるので、ぜひ、
この周知を早くしていただいて、安心して、もしもの場合にはこうすればいいんだなど
いうことを、御本人がシミュレーションできるようにしていただきたいと思います。

いつ頃、これはお願い、周知をするのはいつ頃になるでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 新型コロナウイルス感染症対策というところでの避
難所運営については、以前も、全員協議会の中で議員さんから質問を頂いておるとこ
ろでありますけども、そのときには、国が避難所の運営マニュアルを示していますと
いうことで、お答えをさせていただきました。

その後、島根県のほうも避難所の運営におけるポイントというものを整理をしてお
りまして、例えば、その今の周知にしても、どういった内容を周知していくかというふう
な、周知の内容について示しております。

回答でもしておりますけども、まずは、災害時に危険な場所におられる人は、避難す
ることが原則ですというところの周知。

次に、ただ避難所に避難するだけが避難ではないんですよと。先ほど、議員もおっし
ゃいましたけども、親戚や知人宅へ避難する方法も検討する必要があると。それと併せ
て、避難所でのいわゆるマスク、体温計、消毒液等については、御持参いただければと
いうふうなところの周知を、図っていきたいというふうに考えております。

そういった情報につきましては、もう6月に入りました、出水期を迎えておりますの
で、先ほども回答しておりますけども、ケーブルテレビのテロップやデータ放送等で住
民の皆様に、周知を図っていきたいというふうに考えております。早めに周知を図っ
ていきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 先日も、津和野町に雨がいっぱい降ったということで、
ちょっと遠くから連絡が、心配の連絡が入ったりするぐらいの雨が降りました。ぜひ、
早くやっていただきたいと思います。

この新型コロナというのは、もういろんなところの生活に影響を及ぼしているので、どこに連絡を入れて役場と相談したらいいのかとか、いろいろな悩みが出てくると思います。いろんなところに電話がかかったりすると思います、住民の方から。ここじゃないよというものでも真摯に対応していただいて、こっちの窓口だからねという紹介とかをしていただいて、住民が迷うことないようにいろいろと対策をしていただけたらと思います。

では、私の質問は、これで終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、9番、寺戸昌子君の質問を終わります。

本日は、手話の皆さん大変御協力頂きまして、誠にありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

午後1時56分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和2年 第4回(定例)津和野町議会会議録(第3日)

令和2年6月23日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和2年6月23日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員(11名)

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宥文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	11番 岡田 克也君
12番 沖田 守君	

欠席議員(1名)

10番 後山 幸次君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	桑原 正勝君	商工観光課長	藤山 宏君

環境生活課長 …………… 清水 浩志君 建設課長 …………… 益井 仁志君
教育次長 …………… 齋藤 道夫君 会計管理者 …………… 青木早知枝君

午前9時00分開議

- 議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きのお出かけありがとうございます。これから、3日目の会議を始めたいと思います。議席ナンバー10番、後山議員が本日欠席であります。ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
-

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、11番、岡田克也君、1番、草田吉丸君を指名します。
-

日程第2. 一般質問

- 議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。昨日に引き続いて、順次発言を許します。発言順序6、11番、岡田克也君。
- 議員（11番 岡田 克也君） 皆様、おはようございます。それでは、11番、岡田克也でございます。通告に従いまして4点御質問をいたします。まず1点目でございますが、津和野町の医療についてであります。まず、日原地域の医療についてであります。今日までの経過として、日原地域におきましては、旧日原共存病院が入院を含む主たる医療提供を担ってまいりました、かつて。臨床研修医制度の改定に伴う医師の偏在、地域医療崩壊の波を受け、一般急性期からケアミックス、老健併設診療所へと形を変え、平成30年11月に施設の集中と効率化に伴い、通所リハビリテーション併設診療所として現在に至っている。平成30年に同地域の開業医が閉院以降、日原地域唯一の一般診療所としてその責を担っています。現在の日原診療所の収支状況をお尋ねします。また、津和野町としての日原地域の医療並びに日原診療所の役割、充実について、どのように考えるのか所見をお尋ねいたします。2点目でございます。津和野共存病院などの現況についてお尋ねいたします。年度が変わり、医師の交代やコロナウイルス感染症に対して緊急事態宣言が発令されるなど、医療を取り巻く状況は大きく変化しています。津和野共存病院の現況及び収支

状況についてお尋ねいたします。また、介護老人保健施設せせらぎの現況及び収支状況についてもお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、11番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町の医療についてでございます。

日原診療所においては、日原地域唯一の一般診療機関であり、専門セラピストを要す通所リハビリテーションと介護予防リハビリテーションを担っております。一般外来診療と訪問診療を行い、必要に応じて津和野共存病院に検査依頼や入院紹介をしています。近年においては、地域の高齢化と人口減少に伴い、受診者数の減少に歯止めがかからない状況であります。具体的には、1日受診平均が平成27年には40.7人でしたが、平成29年度29.7人、平成30年度27.0人、平成31年度26.0人と年々減少しております。介護予防を含む通所リハビリテーションにおいても、1日平均利用者数が平成27年には14.7人でありましたが、平成29年度10.9人、平成30年度9.6人と減少し、平成31年度は12.9人と増加に転じてはいますが全体的には減少傾向であります。

現在の診療所は、レントゲン装置を含め検査機器をほとんど持たず、津和野共存病院と連携で診療を行っております。日原診療所の役割としては、平成30年10月以降、開業医が閉院し、町民の不安が増える中、医療を守り町民が安心して生活できる環境を整えるために、診療所の機能を充実させる必要があると考えております。

また、通所においても高齢化が続く中、介護予防リハビリテーションは、今後も重要な役割であると考えております。

次に、津和野共存病院等の現況についてであります。医師体制については令和2年4月より、津和野町医学生奨学金の貸与を受けた医師2名が勤務され、昨年より島根県派遣の自治医1名とともに3人体制で入院診療を行っていただいております。また、須山、飯島両医師についても順調に復調されており、外来診療を担っていただいております。津和野町医療・介護統括管理者である益田赤十字病院の木谷院長に御支援をいただき、三輪理事長を中心として安定した医療提供に向けて努力をいただいております。

そのような中、新型コロナウイルス感染症流行による緊急事態宣言、医療材料（マスク、ガウン、手指アルコール消毒剤等）の不足、感染予防策の徹底等様々な分野で影響が出ました。

町民の皆様にも感染防止のために検温、手指消毒、受付における防護シートの設置、面会禁止の要請、そしてマスク不足による使用制限が講じられましたが、津和野町をはじめ国や県からの支給や、単価は上がるものの業者からの納入が途絶えなかったことなどとともに、町民をはじめ多くの皆様の御協力で感染予防策を取ることができました。

そして何より、この益田圏域において、現在まで新型コロナウイルス感染症の発生がないことが幸いであります。しかしながら、今後においても予断を許さず対策は継続していく必要があると考えております。

収支における影響としては、4月期において外来収益対前年度マイナス5.8%、入院収益対前年度プラス16%となっております。外来については、緊急事態宣言等により長期処方などで受診を控えたことが影響しており、今後もしばらくは続くものと考えております。入院に関しては、益田赤十字病院との入退院連携を強化したこと、回復期としての機能に徹したことなどにより、今のところ大きく収支に影響は出ておりません。これは感染症受入れ急性期病院が大きく影響を受けていることからすると、機能分担をさらに明確にしたことが功を奏していると言えます。

介護老人保健施設せせらぎにおいても、益田赤十字病院、津和野共存病院、せせらぎ、在宅もしくは施設への流れの中で、在宅復帰あるいは施設への流れをさらに強化したことで、令和2年1月以降は平均ベッド稼働率90%を維持しています。

平均介護度が以前に比べ高くないために、単価が思うように伸びておりませんが、津和野町に住み続けられるためには、必須の施設と考えております。

訪問看護ステーションにつきましても、人口減少と高齢化が進み在宅で介護できる方の減少に伴い、なかなか利用数が伸びていないのが実情です。しかし、津和野町にとって欠かすことのできない在宅サービスであり、24時間相談や訪問に応じていますが、看護師不足は深刻で、夜間待機に苦慮している状況でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、再質問いたしたいと思います。

現在の日原診療所は、例えば朝9時に採血を行いまして11時から診察というような形を取ったり、診察の中で少し異常が見られてレントゲンが必要というような状況の場合は、津和野共存病院まで行ってレントゲンを撮らなければならないという現況であります。そのような中で、現在の日原診療所はレントゲン装置を含め、今申しあげましたような検査機器をほとんど持っておらず、津和野共存病院との連携で診療を行っているのが現状であります。平成30年10月以降、開業医が閉院し、町民の地区民の不安が増える中、医療を守り町民が安心して生活できる環境を整えるために診療所の機能を充実させる必要があると先ほど答弁をお聞きしました。

診療所においてレントゲン機器などの検査機器が必要と思いますが、どのように考えるかお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 医療法人橘井堂になりましてシャトルバスを運行して、今議員さん言われましたように検査は津和野共存病院でということで、要するに診療所の機能がその時点では検査機能が全て津和野共存病院というような状況になっております。で、人口の部分の減少あるいは高齢化で、やはり日原地域の患者さ

んにとりましては、今議員さんが言われましたように、ある程度の検査機能、いわゆる血液検査等の簡易検査、あるいは今言われましたレントゲン装置は、この地域医療を維持継続するためには必要と考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 診療所が今2階にありまして、やはり2階というのは利用者にとって不便であるという声も聞きます。あわせて入り口がちょうど中間にございますので、分かりにくいという意見も聞いております。同一敷地及び同一敷地内に専任の医師が常在という要件を満たさないと判断され、許可されないことはこれまでもお聞きしてきました。その後もやはり許可されないのか何度か申し上げてきましたけども、発熱外来施設を診療所として利用することはできないのか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 施設の集中化と効率化のときにも、要するに現在は診療所のいわゆるリハビリという状況で許可をいただいております。その中で理事長等とも協議をし、やはり開業の医院が閉院をされたということで、やはりこの2年間、そういう状況の中で指定管理を受けている法人のほうも2階から1階というお声も聞いております。

そのような状況の中で、同一敷地内が必須条件でありました。で、再度そのような状況で法人とも協議をして、先月、高齢者福祉課のほうの本庁のほうと再度協議をいたしました。で、このたび日原診療所が本庁舎になり、そして公道も町道であり、発熱外来も町の敷地内というか町の所有であるということを強調をいたしまして、どうにか同一敷地内で判断をしていただけないかという状況で、書面あるいは具体的な状況を説明をしまして、どうにかこのたび同一敷地内、そして診療所におきましても、常勤医師で通所リハのほうもそこで制度的には問題ないということをいただきました。

正式には今後——許可申請等は出しているんですけど——まずは医療法人橘井堂とその辺の状況を踏まえて、今後発熱外来を利用した診療所を機能できるかどうかということを、今後医療法人橘井堂のほうと協議してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） もう1点、先ほど答弁の中にありました、介護予防リハビリテーションの重要な役割という答弁がありましたが、具体的にこの介護予防リハビリテーション、普通は回復期のリハビリテーションということが通常考えられるわけですが、介護予防リハビリテーションの内容などについてお聞きをいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず介護予防リハビリテーション対象者は、要支援1、2の介護認定者でございます。で、やはり町長の答弁にもありましたように今後

も重要な役割ということで、地域包括ケアの中での一つとして介護予防という部分があります。今後、元気老人をいかにして維持していくか、そして介護度を重くしないかというような状況の中で、理学療法士等を専門的にそこへ専属をさせてリハを行うということでもあります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今、1、2、3点ほどお答えいただいたんですが、日原地域の医療というものを、今までの答弁も含めまして、総合的に今後どのように考えていくかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 高齢化、人口減少が進む中で、やはり日原地域約三千数百人の人口の中で、やはり津和野共存病院は津和野地域にあって、日原診療所は今後機能を、今議員さん言われたように、充実していかなければならないと思っています。それに加えて、今のレントゲン装置あるいは簡易検査、そして今後の住民にとって利便性を考えると遠隔診療または巡回診療も視野に入れて、今後の地域包括ケアを充実させていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先ほどの答弁にありました中で、益田日赤との連携が功を奏して、4月期の入院収益は対前年度比プラス16%ということでありました。これは木谷院長が統括をされておる中で、益田日赤と日原診療所、介護老人保健施設せせらぎを含めた入院から在宅復帰までのそのような連携が今機能しておると——訪問看護も含めてですね——と考えております。このような状況について所見をお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 益田圏域の機能分担の中でも、いわゆる各病院においてはそれぞれの機能を持っております。津和野共存病院におきましては回復期、そして在宅復帰の支援期ということでシフトをしております。益田赤十字病院はいわゆる急性期病院であり、我々津和野共存病院はその後方支援病院として今後も連携を結んでいきたいと思っています。

その中で、益田赤十字に重症の急性期の患者さんが入院をされた、一般急性期においては益田赤十字病院、入院期間が18日、そして津和野共存病院の一般病床は21日、地域包括ケア病床は60日と、それぞれの医療機関の中でこの期間の治療あるいはリハビリ等を行い、今後は退院調整を行っていくという状況の中で、いずれにしてもベッド稼働のほうも約80%を今維持しております。

その中で、やはり地域医療構想に沿った津和野共存病院の役割という部分を、より今後も圏域の中でその機能分担を充実して在宅重視に関わっていききたいと思っています。で、老健におきましては、要するに地域包括ケア病床でまず退院調整ができない人

をいかにしてリハビリ、もしくは訪問指導に力を入れて今後もいきたいと考えております。

以上、そういうような状況で考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 在宅に帰られてからは、やはり訪問看護ステーションというものが一番在宅での療養を支えていくものになってくると思うわけですが、訪問看護ステーションについては、人口減少と高齢化が進み在宅で介護、看護できる方の減少に伴って、なかなか利用者が伸びていないというのが実情なのであると回答されておりますが、現在の利用者数、そして在宅で介護、看護できる方の減少と答えておられますが、高齢で介護できない具体的なことがあれば、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 訪問看護ステーションにおきましては、医療介護部分が、ここ数年前は約4人程度ありましたところが、現在、医療介護は0.5人、そして医療看護は、9人程度あったのが約半分5.5人ぐらいになっているということで、やはり人口減少と高齢化、やっぱりみとりの部分も、高齢者世帯あるいは単独世帯では難しいということで、その原因になっているのが、要するに介護者自身が、やはり何らかの疾病を持っております。その中で身体的、精神的な介護が困難である。また、その一つとして、認知症も大きな原因になっているのではないかとこのことを考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 訪問看護に関しては24時間体制加算がつくわけですけれども、24時間相談の件数はどれぐらいあるのか。また、看護師不足は深刻であると答弁をされましたが、訪問看護における現在の看護師数等について、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 大体の件数ではありますけど、いわゆる待機をしまして、電話相談は約月7件。そして時間外で訪問するのが、月3件というような状況であります。

現在の制度的に、訪問看護ステーションの施設基準は、最低2.5人の人数でございます。その中でサテライトも持っており、そして24時間体制、そして待機というような状況の中で、理想とすれば常勤3人にプラス非常勤1人という状況ではありますけど、町長の答弁にもありましたように、非常に看護師が不足をしているという状況の部分であります。現在は常勤の看護師2名と、津和野共存病院、介護老人保健施設せせらぎ、日原診療所から応援をいただいて、どうにか施設基準の人数を上回っているという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今回、コロナウイルスが発生をいたしまして、注目されておるのがオンライン診療というものであります。オンライン診療は、ただ単に病院に行かずにインターネットの画像を使って、その状況を診療するというののみならず、やはり、日々のその状況を観察することもできるし、今後の診療においては、このオンライン診療というのが在宅支援にもなり得ますし、また、感染症がはやった場合の診療にも有効であり、今後非常に、見通しとしてオンライン診療というものが伸びていくのではないかとということも言われております。

このオンライン診療について、橘井堂の状況等について、お尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） このオンライン診療は、やはり、法人とも協議をしまして、今後生かしていこうということではあります。まずは、まめネットを利用して、今、飯島ドクターのほうをそれを中心となっていて、先日も町長等々、県のほうに御挨拶に行ったときに、担当の方とまめネットの状況を、いかにしていい補助金がないかということで。まめネットの場合は、画像診断を医療機関から医療機関ということもありますが、それを踏まえての部分での遠隔診断。

例えば木部公民館、あるいは畑迫、あるいは須川、そういう状況の無医地区におきまして、町長のほうが、F T T Hをもう導入をされておりますので、そこでテレビ画面を見ながら、今、コミュニティナースを、その辺の状況の中では一緒に力を合わせということで、これは津和野共存病院だけではない、具体的にはクリニックの先生等にも同じような状況の中で、そういう遠隔診療はできないかということで、今、そういう形の中で検討している状況でありまして、議員さん言われるように、今回のコロナウイルスが、やはり外来においても、なかなか診察の部分が、外来診療、厳しい状況の中では、処方箋をそういう形で厚労省のほうに、緩やかな許可をいただきましたので、それに踏まえて、今回、遠隔診療のほうも協議をしておりますので、今後はその方向に進めていき、地域包括ケアの確立、要するに移動支援等も、それができれば遠隔診断ということで。

都会のクリニックの先生は、もう既にそういう状況に入れておりますが、この中山間地でもそういう状況で、今後、進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今、いろいろ御答弁をいただきましたが、最後に津和野町の医療、特に日原地域の医療を今後どのように考えていくか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） やはり日原地域の部分の医療、まずは日原診療所を充実をしていくということで、先ほど診療所の発熱外来の活用ということで、今後、内部でも検討し、医療法人橘井堂と協議をしていきたいと思いをします。

そして、やはり津和野共存病院、地域医療拠点病院を現在目指しております。その中で、やはり巡回診療あるいは遠隔診療ということで、地域包括ケア、移動支援あるいはそういう形の中で巡回診療等も取り入れ、やはり最終的に津和野に住み続けられる、やはりそういう部分を考えており、日原地域におきましては、特に本庁舎も改修、そして分遣所、派出所、住宅等もありますので、ここが日原地域、津和野地域の日常生活的な拠点でもありますので、津和野地域、日原地域、それぞれそういう形の中で進めていきたいと考えております。

だから、医療におきましても日原地域の部分は、無医地区等も今後充実させ、この日原診療所、この地域を地域包括ケアの日原地域の拠点にしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、1点目の質問はこれで終わりました、2点目の質問をいたしたいと思いをします。

2点目は、農業振興と支援策、定住についてであります。

コロナウイルス感染症拡大による自粛により、全国の飲食店への来客数が激減し、併せてタラの芽やコゴミなどの山菜、ワサビ、そういうものの料理店で主に使う高級農産物の消費が落ち込み、価格が下落しております。サカキも神事の中止等により取扱い量が大幅に減少していると聞きます。

特に新規就農者は、前年対比での減少額が算定できずに、補償も困難と推測をいたします。島根県の産地創生事業は、なかなかハードルが高いとも聞きます。チームエントリー並びに個人エントリーの状況について、お尋ねをいたします。

現制度下では、島根県への新規就農者が定住していくことが、なかなか難しい状況ではないかということも聞いております。町内農業者と町内の飲食、旅館業や東京都文京区での町内農産物の活用など、農業振興・支援・新規就農への支援・定住等について、お尋ねをいたします。

また、都市部の人口密集地で、コロナウイルス感染が爆発的に起こっている状況の中で、テレワークも広がってきております。津和野町定住促進を今後進めていくべきではないかと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、農業振興と支援策、定住について、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、町内農家にも及んでおり、特に出荷時期を迎えていたタラの芽やコゴミなどの山菜、ワサビは、都市部での需要が減少したため市

場単価が大きく下落し、生産農家への影響は大きなものとなりました。また町内飲食店においても、観光客が激減したことからの影響もありました。

こうした中、昨年設立した地域商社まるごと津和野が、JAから山菜の買取りを行い、SNSや津和野町東京事務所を通じて、東京都文京区を中心に飲食店や周辺住民に対して商品を広報した結果、1パック1,000円の詰め合わせ商品を1,000パック以上販売することができました。

このほか、道の駅津和野温泉なごみの里が閉館中には、道の駅へ出荷する生産者の商品をキヌヤ等へ受託販売するなど、対応策を展開しております。

国の支援事業である持続化給付金の申請においては、前年の平均月収と比較して、50%以上の売り上げ減少となった事業者が給付対象となっておりますので、今年度到新規就農者となられた人は、減少額算定ができない状況であります。このような農業者は、これから作付をし、生産物を販売することとなりますので、町としてどのような支援ができるかを検討しているところでございます。

次に、今年度、県単の新規事業として取組が開始される産地創生事業についてですが、この事業はモデル性が高く、将来展望が持てる産地育成を目的としており、産地としての生産額の向上、新たな担い手の継続的な確保により、市場や消費者の需要があるものを生産することにより、産地をつくりだそうとする事業です。

本町ではこの事業に、山菜と栗とサカキの3つの生産組合が合同で事業協議会を組織し、事業展開する計画を進めてきましたが、新年度になって国際水準GAPの認証、または美味しまね認証を1年以内に取得することが事業採択の条件となり、各生産組合とも協議を重ねており、どのように対応するかについて検討中であります。

県は、この事業を年間3期に分けて申請受付を行うことになっており、現在1回目の申請が終了し、審査を行っている状況にあります。県へ確認しましたところ、県内では農業が9件、林業が1件、水産業が2件の合計12件の申請があったようですが、現段階では協議会の構成や取組内容をはじめ、採択の可否についての情報は公表されていないことから、これらの情報収集に努めている状況であります。

また、議員御指摘のとおり、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、都市部では、テレワークや時差出勤など新しい生活様式が求められるようになっており、都市部に居住し、都市部で勤務する意義について考え直す人が現れると考えられますので、農林業だけでなく商工観光業、教育など、様々な分野における我が町の良さをPRするとともに、定住のために必要な施策を実施することにより、定住促進を進めたいと考えます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、答弁に従って再質問をいたします。

1つ目は、1パック1,000円の詰め合わせ商品を1,000パック以上販売することができたということであります。

例えばタラの芽におきましては、もともと一番の生産地の元で、津和野町のタラの芽の師匠的などは山形県とお聞きしております。しかし、山形県においても首都圏への産出が減っているということでもあります。

ただし、津和野町でも東京全体をなかなか賄えるほどのロットはないということで、例えば文京区なら文京区に限り、文京区の料亭等に送ることができるならば、例えば継続的に、1日1,000パックが60日出せるとかそういうことになれば、例えば価格面でも、送料も含めて付加価値がつけば、十分今後の対象にもなると思いますし、また、このようなコロナウイルスの状況でありますので、ある地域で感染が爆発的に起こるといようなことになれば、その地域の商品も落ちてくることも考えられます。

そのときに、いろんなところに消費をしていただくところが、今回の文京区のように受けていただくところがあれば、非常に農業も、ものを作っても売れないという状況を克服できるのではないかと思います。所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） ただいま、コロナ禍におきます山菜等のパックの関係で、取組を行った状況について御質問がございましたが、今回は地域商社まるごと津和野のほうで、農協との連携を行いまして、山菜、コゴミ、それからタラの芽、ウルイといったものを取りまとめをしまして、1パック1,000円という形で商品化をいたしまして、これを文京区のほうに紹介をいたしまして、取扱いをしていただくという形での取組ができました。文京区長さんのほうも取組の中にも賛同していただきまして、輪が広がってきたということをお聞きしております。

議員が御指摘のように、今回はこういった中で、文京区という形のところを、まず足がかりという形で行って見たところ、ある程度の成果が出たと感じております。この後、これを、文京区を中心としまして文京区の中でも、旬の時期に一定期間取組ができるのか、また来年度に向けての、リピーターとしての皆さんをどのようにして情報を収集しておいて、そこに向けて、また情報を次年度提供することができるのかといったところ、また文京区以外のところで津和野町との関わりがあるというところがございますら、このあたりを地域商社のまるごと津和野、あるいは農協等を通じて情報を収集しながら、そこに発信をしながら取組をしていくということが考えられると思っております。

現時点では、今後の取組というふうな形の、まずは第一歩ができたというふうな形で考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今回、1,000パックをお送りした先は、大体150人ぐらい、料亭なども、料亭が、また料亭を紹介したりしながら、150人ぐらいの方々が求めていただいたとも聞いておりますが、この内訳としては、やはり料理

屋さんなどが多かったのか、個人もある程度あったのか、そのところもお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） 議員の申されるように、人数的には150ぐらいではないかと聞いておりますが、詳しい情報についての分析の情報を持ち合わせてはおりませんが、料亭のほうを通じてのところが多かったのもあろうし、文京区のほうは、区の職員のほうにも回覧等、内部の中で、庁舎の中で情報を流していただいて、買っていたというようにも聞いております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今回の文京区との連携の取組というのは、東京事務所を開設して以来、今まで尽力してこられました前任の職員、そして現任の職員、皆さん方のこれまでの努力のおかげだと思っております。やはり、今回のコロナウイルスで、生産して収穫期を迎えたけども出荷できないというそういうような状況を聞いております。その中で、このような取組は非常に有意義なことだと思いますので、今後とも文京区と連携をしながら、また、関連自治体と連携しながら農産物の産出について進めていただきたいと思っております。

もう一点、先ほどの答弁にあった中で、山菜とサカキと栗と、三つの生産組合が合同で事業所を組織しているということではありますが、国際水準GAPの認証または美味しまね認証を1年以内に取得することが事業採択の条件となったということではありますが、美味しまねのその認証を受けると、例えばそのものも値が確かにブランド的に価値を上げるのかもしれませんが、値段も上がるというふうに、例えば50円ぐらいアップするという、その中で美味しまねの製品として、わざわざそれを買うのかというようなこともありますし、実際、この3つの生産組合で、この申請をしていこうという状況になっているのか、その現況をお尋ねしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） 昨年まで行われておりました県単事業のがんばる事業が新たに取組の県単事業としての新しい名称として、産地創生事業という形に変わりました。昨年度末のところから津和野町と県とでいろいろと話をしておりまして、津和野町におきましては、山菜、栗、サカキの三つの部分が町としてのブランドになり得るのではないかということの観点から、県のほうで、この三つを取りまとめをしながら、協議会をつくって産地創生事業という形で進めていきたいと、町のほうも、そのことについて取組を協力しながらやっっていこうという形になっておりました。

それぞれの生産組合のほうとも話をしておりましたが、新年度になりまして新たに国際水準GAP、これは農家の皆さんが良い品物をつくるということで、農産物の安全を確保しながら、より良い農業経営を実施していくという取組でありますので、農薬の管理であったりとか農薬をいつどういう状況で使ったというふうな記録をつけていった

りというような形で、農業をされる方については、基礎的などこだと県は捉えているので、これらをきちんとやっていただきたいというような形のもが全面に出てきたという状況になっております。なおかつ、これを1年以内に認証という形で、県知事の認定を受けて取組をしていただきたいというものも、また付随してきましたので、このあたりについて、現段階では町内でこの認証を受けている方がまだ1人しかおりませんで、この部分の問題点を農林課としてもどのように生産組合のほうにフォローができるかと、支援をしていけるかというようなところも一緒になって考えていきたいというふうな状況になっております。生産組合のほうでは、既に総会等も終わっているところがございますので、この問題について、今後のところ、県と町と一緒に、もう一度組立て直しができないものかというようなことの話ができておる組合もございますが、これらについても、今後、どのようにするかという形のものをもう一度検討して取組の状況を詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 県内では農業が9件、林業が1件、水産業が2件の合計12件の申請があったということですが、内訳は分かるでしょうか。地域別の。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） 町長が申しましたように、現在、情報収集をしている状況なのですが、現段階ではどこの地域のどの協議会が申請をしたかというふうなところの情報がまだ公表されておりませんで、分からないという状況にあります。この情報収集について、今、県のほうに、もう間もなく可否が決まると、申請の結果が決まりますという情報は得ておりますので、それが出次第、どこの団体でどういう取組がクリアできていて、クリアできていないのがどういう状況になっているかというようなところを分析しながら、町の三つの生産組合の団体の部分をどのように組立てて行けるのかということを検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先ほど、町長の答弁にありましたように新規就農への支援、そして現在の、今お尋ねいたしました、その助成金の件、産地創生事業について、かなりの労力が必要だということも聞きますし、実際にどこまでのメリットがあるのかということも、まだまだ分からない状況でありますので、農林課とまた県とも十分に協議をしながら町の農業振興になるように期待をしておることです。それでは、次の質問に移らさせていただきます。

津和野高校の県外留学生の受入れ体制等についてであります。津和野高校へ県外留学した学生が東京大学の推薦入試で合格をいたしました。この春も県外留学生が九州大学に合格するという、そのような状況下で、津和野高校の学力も確実に上がっております。それに伴い多くの県外留学生が入学してきておりますが、コロナウイルス感染症拡大状

況下で、都市部からの入学や一時帰宅、3密状態での寮での生活、入寮できない県外留学生もいるなど、課題も多くあります。まずは、入寮を希望する県外生徒が全て入学でき、感染症が発生したときには集団感染が起きるリスクが高い現在の寮の建て替えを県に要望すべきではないかと考えます。また、感染症が拡大している状況下での休み期間中の寮や町内での受入れ体制の確立、入学式2週間前から町内で待機できる体制などの確立が必要と考えます。

また、先日、下校途中の学生が変質者に遭遇するという事件も起こりました。通学路の安全体制の整備も必要と考えます。津和野高校への県外留学生の受入れ体制の充実等についても所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野高校の県外留学生の受入れ体制等についてお答えをさせていただきます。

津和野高校は、高校魅力化の取組が全国的に認知され、志望する生徒が増加しております。これは津和野高校の教職員の御尽力に加えて、高校魅力化コーディネーター、町営英語塾HAN-KOH講師の高校に寄り添った活動が志願者数の増加につながっているものと考えているところでございます。

県営つわぶき寮につきましては、定員が男子36人、女子36人の合計72人であり、6月1日現在の入寮者数は、男子30人、女子36人の合計66人が入寮し、充足率が91%を超えている状況でございます。寮の建て替えについては、これまでも県に対して要望しておりますが、一定の改修を終えたばかりでもあり、建て替えは難しいとの回答を受けております。

町といたしましては、津和野高校魅力化事業に取組む上で、生徒の住環境の整備は喫緊の課題と認識しているところから、民間下宿を募集する等の対策を進め、今年度、新たに2件の下宿が運営を始めております。つわぶき寮の建て替えに関する要望については、下宿による地域資源を活用した取組を進めているところでもあり、津和野高校と協議の上で検討してまいります。

新型コロナウイルスが感染拡大する中で、寮や町内での受入れ体制の確立につきましては、津和野高校では帰郷した生徒に毎日検温を行うなど、体調管理を指導した上で、入寮の際には、1年生と2、3年生が入寮する日を分け、感染症拡大防止に努めてこられました。

また、始業式については、島根県教育委員会の指導に基づき、4月8日に行っておりますが、地元の生徒で通学を躊躇し欠席した生徒については、欠席とはならない出席停止扱いとする対応を取っております。町といたしましては、県外から生徒が入寮する際の感染拡大リスクを低減するため、一時的な待機場所の確保に向けて津和野高校と連携し、対策を検討してきたところでございます。

議員御指摘の感染症対策に伴う寮や町内での受入れ体制の確立に関しまして、感染症拡大が懸念される場合におきましては、町所有施設の活用や町内の宿泊施設を一時的に借り上げる等により、生徒が一定期間は別の場所で過ごし、感染症拡大のリスクを抑えるための体制整備に向け、島根県教育委員会の方針を踏まえ、協力してまいります。

通学路の安全体制の整備につきましては、現行の通学路が津和野高校から大橋までの間は、津和野川沿いの町道稲成丁線と町道大橋幸橋線となっておりますが、通行量が少なく人の目につきづらいことから、帰宅の際にはできるだけ多くの人数で通ることを指導されておられます。町といたしましては、津和野高校の方針や津和野警察署との連携により、有効な防犯体制の構築について検討してまいります。

津和野高校はしまね留学により県外の生徒を受け入れており、町といたしましても、町の将来の人材育成の観点からも津和野高校魅力化事業に取り組んでいるものでございます。今後も生徒が充実した3年間を過ごし、卒業後も津和野高校と津和野町に魅力を感じることでできる環境整備に向けて努めてまいります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先ほど答弁でありました町有施設の活用や感染拡大が懸念される場合、一時的に借り上げる等の生徒が一定期間、別の場所で過ごすという、その体制整備であります。この春先も一部の旅館等がこの提供をというお話もあったわけですが、どうも実現に至らなかったようでありますが、その後、協議をしたり今後の対応について具体的にどのようなようになっておるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今後の、春先の新型コロナ対策の関連を踏まえて、例えばこの夏に夏休みも帰郷する生徒が出るということが予想されております。それについては、高校のほうに確認をしましたところ、当面の今の緊急事態宣言が解除された今の状況ですと、そのまま帰郷したのを受け入れるというようなことでございます。ただし、状況が変化して感染者が増えて、また新型コロナウイルスの拡大により、非常事態宣言等が出た場合には14日間程度の別施設での健康観察を行うということになっており、その際の宿泊費とかを県が負担するというふうな形で県教育委員会の方針が出るということでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） では、それはある程度、旅館なり、旅館組合なりとの話し合いもできているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 旅館さんとか待機場所の検討については、これからになっております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 現状の中では、例えば寮生も毎日の体温測定など、集団感染が起こるリスクを下げる、そういうこともしておられるのかなと思いますが、現況をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 現在のところ、今は解除がなりましたのでしておりませんが、寮生についてはずっと検温と体制管理を行っているというふうに伺っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 変質者が出た件でありますけれども、町道稲成線のほうから神社のほうが特に暗いということで、高校のほうも集団で下校、登校をということであるようでありますし、また警察もよりパトロールを強化し、また監視カメラもつけられたという状況でもあります。町のほうも町道は照明等も増やしたかと思いますが、今後、例えば樹木の枝の伐採とか、もう少しライトを増やすとか、そういうことも建設課のほうで考えているのか、総務課、建設課のほうで考えておられるのか、また監視カメラ等については、警察が設置されましたが、町も考えているのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 町道稲成丁線でございますが、先ほど議員御指摘のとおり、昨年、あそこに照明が6基ほどございます。それにつきましては全てにおいて漏電等がありまして、消えたりとか暗かったりしたのですけれども、全てLEDに替えまして、今は相当照度が上がって明るくなったということでございます。その間に1件防犯灯があったと思いますけれども、という今の状況であります。今後、それを増やすかどうかというのは、ちょっとまだ今は考えておりませんが、当面、その明るい状況で様子を見ていただいたらということでございます。

それから、樹木の伐採については、あそこ松の木がずっとあるんですが、当然、町の道路の通行に支障が出る場合については、これも伐採等も考えますが、当面、木そのものの伐採とかいうのは考えておりません。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 津和野高校の通学路での変質者が出たということで、それで連絡を受けてすぐ、鹿足郡防犯連合会の会長を町長がやっておりますので、そういった関係もありまして警察署のほうに連絡をいたしました。その際、今、議員言われましたように、参道の入り口と津和野高校側に、いわゆる防犯カメラを1台ずつ設置したと、それと併せていわゆるパトロール強化を実施しているということでございましたので、その取組について、引き続き行っていただくようお願いをしたというところであります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは4点目の質問に移らさせていただきます。

4点目の質問は、旧左鐙小学校の跡地利用についてであります。旧左鐙小学校の校舎などを活用した施設の充実について、4月から集落支援員を配置されまして、地域からの要望に回答書も出されました。これからの展望と構想についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、旧左鐙小学校の跡地利用についてお答えを申し上げます。

旧左鐙小学校の跡地利用につきましては、地元より以下の具体的な活用案が示されております。一つ、地域住民の学習、交流事業、二つ、左鐙地域の災害時等の避難場所、三つ、不登校児童対策としての居場所づくり、四つ、サロンやサークル活動、五つ、管理団体の主催行事（宿泊体験、講演会、映画鑑賞会、スポーツ大会等）であります。六つ目、セルフサービス型交流宿泊施設、これはキャンプ、スポーツ合宿等、七つ目としてレンタルスペースとして地域内外への貸出し。

町といたしましては、地元の意向をできるだけ尊重したいと考えておりますので、活用案を具現化できるよう、今年度配置いたしました集落支援員を通じて、地元との検討を重ねながら必要な改修等を行いたいと考えております。そして一定の改修が終了した時点で、できれば指定管理者として地元で施設を管理いただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） この宿泊施設としてということではありますが、交流宿泊施設、これは簡易宿泊所としての届け出をするように考えておられるのか、また、風呂の整備なども考えておられるか、また、ボルダリングについて、スポーツ大会を開催できるようにというような話も聞いておりますが、そのところの内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まだ具体的な設計を描いておりませんので、どのような形で整備をしていくかというのは、今後、また地元との協議を踏まえて詰めていきたいというふうに思っております。来月早々のところで、また地元とも協議をする予定にしております。そういった流れの中で具体的な整備の仕方を詰めて検討していきたいなというふうに思っております。

それから、ボルダリングの施設につきましては、今の想定でいきますと、来年度のt o t oの補助事業に手を挙げていこうかなというふうに思惑を持っておりまして、その補助がつくようなことがありますと、来年度に整備ができるかなというふうな思いを持っております。そこでボルダリング自体も全国的な人気も受けて、オリンピック種目にもなっておりますので、競技人口も徐々に全国的に増えているような状況でもあります。そういった核になる施設があると、それを目的に合宿というようなこともできるかなというふうな、そんな思いも持ちながら計画を進めているというところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） ボルダリングについては、非常に町民の方々に使っていただく上でもいいかと思えますし、また、この地域が今でも少年サッカーなどが使っておられたりするようなことであります。地域として地域の振興になるように、今後進めていただきたいと思います、これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、岡田克也君の質問を終わり、10時10分まで休憩いたします。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序6、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 6番、丁泰仁でございます。本日、通告に従いまして、2項目の質問を用意しております。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは早速ですが、質問に入りたいと思います。

1番目に、コロナ感染症と緊急事態宣言解除後の当町経済対策に関しまして質問いたします。

昨日6月22日現在で、コロナウイルス感染症につきましては、日本国内感染者数1万8,600人、死亡者973人となっております。政府は、4月7日の7都府県に対する緊急事態宣言発令から約49日間で、5月25日夜、全面解除に至りました。

幸いにこの間、島根県におきましては、松江で24名の感染者で終息し、当町周辺におきましては、感染者ゼロと安堵するばかりです。このコロナウイルス感染問題は、これで完全に終息したわけではなく、長期的な予防対策が必要とされています。

さてこの間、コロナ緊急事態宣言で、全国的に大部分の産業分野での経済活動が停止になり、観光産業、宿泊、飲食、お土産を中心に、200件超の破産、倒産事象が発生し、今なお営業継続が危ぶまれる事業者が、膨大な数に上り、後を絶たないと言われております。

これら事業者は、政府、県などの自治体が経済対策として、特に外出自粛で打撃を受けた飲食、観光業界などの支援を目的に打ち出す様々な休業補助金、支援金を頼りに辛うじて、糊口をしのぎ、営業再開時期をうかがい、待っている状況です。

さらには、倒産などにより生じた非正規労働者の解雇による生活保護受給申請者の増加、アルバイト先を失った学生たちの生活困窮が日々、新聞、テレビなどで報道されております。

これら、かつて経験したことのない経済環境に、リーマンショックをしのぐ大恐慌が生じてくる可能性が、経済専門家の間で取り沙汰されています。

これら現実の悲観的な状況を打開するために、政府、各自治体は、今後将来に向かっての経済再生案を様々、提議しています。

まず政府案としましては、G o T oキャンペーンと名打って、1.7兆円予算で、1、国内旅行の代金を半額援助、1泊当たり最大2万円。

2、土産品などで使えるクーポン券の発行。

3、飲食店向けのプレミアム付食事券の発行やイベントチケットの割引なども実施予定としています。

島根県は、県内の飲食店や宿泊施設で使える県民向けのプレミアム付飲食券と宿泊券を発行する計画として、総額10億円を超える見込みで、6月定例県議会の一般会計補正予算に関連費を盛り込む予定です。

当町は、コロナ緊急経済対策をいち早く実施し、さらにはこのたび追加支援対策を検討し、町内経済消費喚起を促進させようとしています。

当町のコロナ緊急事態宣言解除後の経済対策に関しては、具体的には、当初の地域通貨券導入促進事業、業績悪化緩和運転資金補助事業等に加えて、コロナウイルス感染症対策プレミアム商品券販売事業など、直接事業者、町民に支給される給付金を中心に、17項目の盛りだくさんの県制度、町単独の消費喚起策補助事業が追加されています。これらのことを踏まえて、質問いたします。

1、当町3月から5月までの観光客概況及び今後の見通しは。

2、コロナ緊急経済対策、業績悪化緩和対策の今日までの利用者数、金額はいかほどか、継続期間はいつまで考えているか。

3、コロナウイルス感染症対策、プレミアム商品券販売事業に関して、内容を簡潔に説明してください。

4、SL運行再開時期の見通しはどのようなのでしょうか。

5、コロナ疎開として、都市部からの移住者を受け入れる計画はあるか。

6、梅雨時期を控えて、自然災害時の避難場所でのコロナウイルス感染症対策は整備されているか。

7番目に、コロナウイルス感染症による学校臨時休業での授業の遅れに関して、今後の学校スケジュールはいかなるものか、お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

コロナウイルス感染症と緊急事態宣言解除後の当町経済対策に関してでございます。

まず、本町における3月から5月まで観光客の状況についてですが、まず入込客数につきましては、3月が6万2,557人（前年同月比22%減）、4月が3万1,435人（同67%減）、5月が2万3,866人（同80%減）となっております。

宿泊数におきましては、3月が1,106人（前年同月比54%減）、4月が269人（同91%減）、5月が245人（同93%減）となっており、特に、飲食、宿泊、土産物等の観光関連事業者を中心に、深刻な状況となっていることがデータからも伺えます。

今後の見通しについても、一般社団法人津和野町観光協会、津和野町商工会ともに、移動の自粛が解除となっても、直ちに状況が大きく改善することは考えにくいとの認識で一致しており、町といたしましても、今後もしばらくの間は慎重な動きで推移するものと分析しております。

また、旅行の形態がこれまでも団体旅行から個人、グループへと移行しつつありましたが、このたびのコロナウイルス感染症の影響により、こうした傾向がより顕著になってきております。長引くコロナウイルスの影響で、町内の観光業の状態は極めて厳しい現状ではありますが、一方で、旅館業等におきましては、秋以降の予約が少しずつ入りつつあるとのことであり、僅かながら明るい兆しも見え始めたところでございます。

これまで、本町では商工会、観光協会等とも連携して、他の市町に先駆けて、様々な商工業、観光業事業者等の維持支援に向けた施策を展開してまいったところです。

今後は、いわゆるアフターコロナに向けて、国や県の施策や動向にも注視しつつ、関係機関等で構成する観光戦略会議等で現状の分析を行った上で、観光振興対策を練り直し、必要かつ適切な時期に攻めに転じた施策を展開していく必要があると認識しております。

次に、業績悪化緩和運転資金補助事業の今日までの利用数、金額、継続期間でございますが、6月12日までの申請受付は78事業者、受付件数120件、1,681万1,000円の申請がありました。

補助金の支払い状況については、6月15日までの支払い分が88件、1,253万5,000円。6月25日支払い予定分は32件、427万6,000円となっております。

月別の状況については、3月分249万1,000円、4月分861万8,000円、5月分570万2,000円といった状況です。

同補助金は3月分から9月分までと給付対象期間を延長しており、1事業者につき3回まで申請が可能です。なお、3回目の申請を受け付けた事業者は8者となっておりますが、今後、5月分の未申請分もまだあると予想されますので、9月分までを含めますとさらに件数等が伸びるものと思われれます。

次に、コロナウイルス感染症対策プレミアム商品券の販売事業に関してであります。外からの経済消費が期待できない現状下において、内からの消費を誘発し地域経済を活性化するため、町民の皆様を対象にプレミアム商品券を販売いたします。販売に際して

は、3つの密防止に配慮し、販売回数を各世帯当たり1回に制限の上、町商工会、町役場、町内6郵便局の窓口計10か所を販売場所とし、可能な限り分散販売を行います。

今回はプレミアム率を過去最高の25%とし、7月1日現在、町内に住民登録されている方を対象として、1セット1万2,500円(500円券×25枚)を1万円で、お1人につき2セットまで購入できるものとします。

販売期間は7月20日から8月31日まで、商品券の利用期間は7月20日から令和3年1月17日までの期間としております。

次に、SL運行再開時期の見通しであります。SLやまぐち号につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により運行再開が延期されており、本町といたしましてもその影響は甚だ大きく、対外的なイメージを含め観光・経済振興の観点からも、早期の運行再開が望まれるところであります。町観光協会との協議においても、新型コロナウイルスによる発生のリスクは完全には拭えないものの、町内事業者のSL運行再開に向けた期待は大きいとの回答をいただいているところでもあります。

しかしながら、SLの運行再開には、本町のみならず沿線自治体の意向やJRにおける内部調整、準備等、多くの要素が関係してまいります。町としての運行再開を望む思いは、関係団体である山口線SL運行対策協議会を通じてお伝えしておりますが、現時点で、議員の御質問に対して明確な御返答をできるまでには至っておりません。

次に、コロナ疎開として都市部からの移住者を受け入れる計画はあるのかということですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、都市部を中心に感染者が増加したことから、人口の少ない地域や地方へ移動する人の動きが今後も予想されますが、第2波、第3波が懸念される中、津和野町として、現時点におきましては、コロナ疎開として都市部からの移住者を受け入れる計画の検討には至っておりません。しかしながら、本町におきましても人口減少問題は喫緊の課題であり、これまで以上に移住者の受入れ体制を整えるべきであると考えているところであります。

今年度におきましては、ふるさと島根定住財団主催の東京、大阪、広島で例年開催されるUIターンフェアが全て中止になったことから、財団で検討しているオンライン移住相談に加え、不要不急の往来を要しない新しい形の移住相談を進めることにしております。

また、新たな施策として、空き家情報バンク事業において、既存の改修補助金に加え、しまね定住推進住宅整備事業を活用し、賃貸用の空き家を改修する所有者に対し、一定の条件を満たした場合に改修事業費を補助する新たな事業、津和野町空き家再生事業を創設し、さらなる定住対策の拡充に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、梅雨時期を控えて自然災害時の避難場所での新型コロナウイルス感染症対策は整備されているのかということですが、本町におきましては、避難所内でのマスクの着用や手洗い等を徹底するため、マスクや消毒液、手洗い用石けん等の物資の備蓄を強化すべく、取組を進めているところでございます。

また、発熱、せきなどの症状が出た方のスペースの確保が必要となることから、避難所内に別室を設けることができない場合に備え、できる限りスペースを区分けできるよう各避難所に間仕切りを整備するとともに、大雨や防風などにより窓を開けての換気が困難な場合に備え、発熱、せきなどの症状が出た方のスペースを中心に除菌空気清浄機を整備したいと考えております。

一方で、マスクや消毒液などの備蓄数には限りがあり、避難が長期間にわたることも想定されますので、避難場所への避難の際は、マスクや消毒液、除菌シート、体温計などの感染症対策物資をできる限り御持参いただきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業による授業の遅れに関して、今後の学校スケジュールについてであります。新型コロナウイルス感染症による臨時休業での授業の遅れについては、1学期に予定していた各種の行事の中止や簡略化とともに、町内全小・中学校において、夏季休業日を授業日に変更することで授業日数を確保できると考えております。

具体的には、1学期の終業日を全小・中学校で7月31日までとしております。2学期は、全小学校が8月28日から、中学校は、津和野中学校が8月27日、日原中学校が8月25日からの始業式の予定となっております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 質問が7項目に及んでいますので長いんですが、今お答えいただきましたことに関しまして、再質問をしてみたいと思います。

まず1番目の、当町3月から5月までの観光客の概況及び今後の見通しというので御回答いただきました。このことに関して、恐らく当町が今出したような概況なり答えは、全国的に観光業界におきましては同じような答えだと思えます。それで、端的にそれを如実に表している、我が国の観光のメッカである京都市、これは京都府観光連盟がアンケートを5月30日に取っているんです。これがたまたま私の目に入りましたので、その記事を切り取ってまいりました。ここに、いろいろ京都市その1番目からの、このいろいろな質問の概況が出ていますので、ちょっと読み上げてみます。

観光関連事業者の60%超が、昨年5月に比べ9割以上の売上高、取扱高の減少に直面している実態が判明。緊急事態宣言下で、観光需要をほぼ消失し、臨時休業も拡大するなど、深刻影響が広がっている。

1、業種別にはどこがダメージを食っているか。宿泊38.9%と最も多く、飲食は15.0%、小売が10.4%と続く。また、従業員数10人以下が47.0%と半数近くを占めると。

それから2番目に、売上高、取扱高が減った事業者のうち、減少率10割が35.8%を占め、最も同9割が30.6%で、合わせると全393事業者の61.3%を占めると。

3番目に、観光客数は10割減、9割減も全事業者の55.7%に上り、需要の急減が浮き彫りになっていると。

それから4番目に、現在困っていること。雇用の維持が59.3%、将来の見通しが立たない51.1%、感染予防対策が50.1%、家賃など固定費の支払い46.1%、複数回答がこれは許されているんですが、多かった。

5番目に、国や自治体による支援制度では、利用した制度で8割超が持続化給付金、それから6割超が雇用調整助成金となっています。

それから今後、国や自治体に期待すること。終息後の消費拡大や観光誘客の支援、事業継続、雇用維持のための給付金や補助金を望むことが、事業者の8割を超えていると。

それから、京都の主要ホテルの稼働率。これは京都市観光協会がアンケートを6月9日に取っているんですけども、2019年12月に76.8%ありました。2020年1月68.8%、2月は54.3%。それからいよいよ3月30.3%、4月5.8%、いよいよどん底です。これは日本人、外国人延べ宿泊数95.7%減、宿泊需要ほぼ消失した実態。

緊急事態宣言解除後も営業再開に至らない施設多く、室内の客室数100室以上のホテル約120施設が休業状態。5月13日、20日のピーク時でも、全事業者の45%が休業状態であったと。こういう記事が出ておりました。まさに、ああ、やはりそうだなと。これはテレビ等で随分取り上げられていましたので、ある程度はわかっていたけど、実際にこういうアンケート、実態が本当にリアルに感じました。

例えば、本論に戻りますが、当町におけるそういうデータもまさにこれに比例しておるのではないかなと思います。

それで、元に戻って今後のことです。まず、やはり当町の観光というのは、SL運行から始まるんです。それで今、回答にありましてSL運行の再開がちょっと不透明だと。いつの時期になるのか。これが非常に将来、あるいは観光業者にとりまして、頭の痛い問題だと思うんです。

それで今、飲食店、恐らく土産店は、このSL運行の再開に死活問題をかけると思うんですけど。現時点で何とか、飲食業界は弁当、テイクアウトが広まる。こういうことで何とかしのいでいるんですけど、これはもう本当に微々たるものです。土産店におきましては、これはほぼゼロじゃないかなと思うんですよ。壊滅です。

こういう中で、今後どういうふうに生計をつないでいくかという、そういうことを我々は今、商売をする者は考えていますけども。

やはり、公的な給付金。特に今、政府から出されました国民全員に行き渡る1人当たり10万円の定額給付金。それから、事業者にとりましては、先ほども述べましたが持続化給付金。これは個人事業者には、これはある程度の資格というか、それは検査の書類が整えた場合ですけど、100万円出ますよね。それから法人は200万出るんです。これが現実に現金として手に入ります。こちら辺で今、食いつないでいると。

それから、当町が出している業績悪化緩和資金。これが随分、やはりここに来て助けになっておるんですよ。ところが、ここで私は大体、今始まってどうかと。これは9

月までですね、期限が。それで3か月、要するに月の悪い前年に比して、悪い月3か月で、どれぐらいの今日まで6月、大体3月から始めて6月、3か月。あと3か月残っておるんですけど。どれぐらい消化されているのかということで回答いただきましたけど。

大体78事業者、受付件数120件と。それから消化されている金額は1,681万1,000円ですか。これで、私ちょっと算用してみました。78事業者が、大体3回普通に出すとしますよね、業績悪化で。それで、9月までに今の見通しではSLも運行再開しないし、恐らく収益、営業はそんなに回復することはないと思います。ということは、9月まではまた悪化する月がどんどん出てくると思うんで。そうしますと、今3か月で1,681万もう消化しているんですよ。ところがこれに対して、補正予算を当町2,070万組んでおるんです。そうすれば、あと320万しか残っていないと、補正ですよ。ただ今組んでいる補正予算で。

そうしますと、今120件の申請というと、78事業者が3回申請しました。約240件ですか、約120件というのはその半分なんですよ。その半数は、恐らく1.5か月ぐらいの悪化のところ申請して1,600万費やしているんですよ、もう。そうすると随分金が、これはあと300万しかないとなると、さあ、どうかなと。ここら辺をどういうふうを考えられとるか。恐らく、足りなくなるのではないかなと思うんですが、そこら辺の予測は、執行部としてどういうふうに思っていますか。ちょっとお答えください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御質問の状況でございますが、御指摘のとおり、現時点で受付件数が120件の1,681万1,000円。おっしゃるように、まだまだこれから伸びてくるであろうというふうに考えております。

そういった状況でございますので、当然、「もう予算なくなりましたのでここまでです」ということには、具体的にはまだ財政のほうと詰めてはおりませんが、なかなかそうは言いにくい部分が当然あるのかなというふうには、担当課とするとおはしております。

今後、2次の緊急交付金のほうもまた概要が見えてくるとお思いますので、そのあたりの状況も踏まえつつ、いろいろ対応を考えていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） そういうふうに、ぜひ商工会とも密接に調査を、データを取りまして、そういう給付金につきましては、これが本当に、もう、これで見えないような状態ですので、ぜひ途切れさせないように次の補正を組むなりもして、ぜひこれだけは継続して行ってほしいなど、そういうふうに思います。

それで次に、消費、要するに今ほとんど当町、消費も何も止まっているような状態ですが、消費喚起策として、次にコロナウイルス感染症対策プレミアム商品券販売事業に関して先ほど質問しまして、これに対してお答えいただきました。

それで、これは要するに、あと売り尽くすというか、用意しとってそれが売れ残るというか、要するに消化されない場合、これも予算が4,000万ですか、このたび補正が上がっております。これが消化されない、再販をしないと、売れ残るというか。その場合は、この4,000万のうち予算が余るという格好になると思うんですけど。

そういうもの、この予算の余った場合、全部消化できればその分だけ町内に消費喚起で相乗効果を起こすんですけど、要するに。そこら辺も、余った場合はどうするのかと。ということは当然、そこら辺も執行部ちょっと、考えられとるんではないかなと思いませんので、そこをちょっとお答え願います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 御指摘のとおりだというふうに思っております。

今回、再販をいたしませんので、売り切れない場合、なるべく多くの方に買っていたいで町内消費に御協力をいただけるとありがたいというところでございます。

ただ今回、過去最高の25%というプレミア率でございますので、ある程度売上げも伸びてくるのかなという予想もしております。

ただ、ほかの利子補給等、また、なかなか雇用調整の特別助成金あたりについても、制度としては設けましたが、国の制度がだんだん拡充をされてきておりますので、必要度が若干落ちてきている部分も出てきておると思います。

そういったものを踏まえて、トータルで先ほど申し上げました業績悪化の件については、増額が予定もされておるということは考えますと、国の交付金あたりを最大限有効に活用する上でも、ある程度予算を今後の補正予算の中で組替えをしながら、現実的な対応をしていくということはお出してくるかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） そこもよく、とにかく現金給付金というところで、途切れないようにお願いいたします、再度。

次に、5番目のコロナ疎開。これをなぜ取り上げたと言いますと、先般、全国の知事会があったらしいんですけども、そこで今、やはり東京1,400万人、一極集中で、前から言っているように、これ分散しなきゃいけない、分散しなきゃいけないと言ってきたんですけど全然、分散どころかどんどん増えている、東京に。地方はどんどん減少していっていると。

全国知事会でもこのたび再度、この問題について取り上げられたらしいですが、今コロナ疎開として、やはりこういう事態になったら地方のほうがいいのではないかなと。しかもここに、オンラインという電子化の話が関わってきましたら、地方で住んで地方

で仕事をしてもいいんじゃないかなという話がどんどん持ち上がってきているみたいです。

それで、これは当町、私が今質問しましたら、そういうコロナ疎開を受け入れる対策は特には設けていないけど、やはり人口減少で、今後は必要なんだということで、いろいろ空き家対策をここに新規の事業、津和野町空き家再生事業として、持ち主に対して改修する場合には、また新たに資金を提供するというような御回答をいただきました。

これは、私は前から空き家のことにつきましては、一覧表を作るなりリストアップして、いつでも都会から来た人に一覧してこういう物件がありますよと。言うなれば不動産屋をやるのではないけど、行政としてもそこら辺のサービスはしといてもいいんじゃないかなと常々言ってきたところです。

それで、前これは、どうしても都会から迎え入れるんですから、そこで東京事務所がやはり役割を果たす、重要な拠点になると思うんです。それで、この空き家対策は、東京事務所では今までどういうふうに取り扱ってきたか。つまり、そういう一覧を作って、そして来られた方に、津和野に移住したいという方にそういうことを案内してきたのかどうか。これはちょうどいい。東京事務所におられました課長、ひとつお答え願いたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 議員御質問の、まずは空き家対策の内容でございますが、この6月議会でまた補正予算を提案しております。

これ中身は、議員おっしゃるようにコロナ疎開も見据えてUIターンの方々を対象に、受け入れる一つのツールとして新規で作成したものです。これは県の補助事業も使いまして、改修費の5分の4補助をしようというような新しい取組でございます。

こういうことがある津和野町の一つの武器として、それでコロナ疎開も含めて移住者促進を図っていきたいというふうな考えでございます。

もう一つ、東京事務所との連携でございますが、私は3月まで東京事務所いましたが、津和野町から来てやるUIターンフェア、それから新農業人フェアというところに私いつも出向いておりました。そこで、例えば新農業人フェアで申しますと、農業関連の移住者はそこで誘致するわけです。そのときにいろいろな、議員おっしゃるように空き家情報も含めて御案内するわけですが、そこですぐはなかなか決まらないという状況がございました。

そこには何が必要かといいますと、やっぱり津和野町に来ていただきたいという特徴、これはやっぱり強く、ほかの自治体もいっぱいいらっしゃる中で、「我々の津和野町はこういうところが突き抜けています」というような特徴をしっかりとアピールすべきだというふうに私は感じておりました。

そうしたことも含めて、今回つわの暮らし推進課に戻りましたので、議員おっしゃるように空き家のリストアップ、それからそれをちゃんと可視化して見えるようなウェブ

のサービス、こうしたことは今後、改善していきたいというふうを考えております。その第一弾が、今回の空き家関連の補助事業の創設というふうにお考えいただければと思います。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） すばらしい回答をいただきました。非常に心強く思います。そういうことをぜひ、それは机上の案やなくて、ちゃんと実施して欲しい。特に東京から帰られたんだから。そこら辺は現実を知っているんだから、実施できると思いますんで期待しております。ぜひお願いします。

それから次に6番目。自然災害時の避難所でのコロナウイルスの感染症対策は整備されているかということで、大体がそういうできるところはやっているみたいですね。

テレビなんかを見ていると、各そういう避難所の様子が今出てきています。特に大雨が今、どんどん降っているところも出てきています。避難所をよくテレビで映しています。そうすると、仕切りで段ボールを非常によく活用しています、上手に。それから床が痛いですから、お年寄りが多いでしょう、避難する方。そうすると床が痛いですから、そこへクッション代わりに安価で、下関の避難所を出しておりましたけども、内装メーカーかどっかがマットを安価で作って非常にクッションが良くて、そういう畳代わりに敷いて、そこで寝たらクッションがいいからと言ってお年寄りが喜ばれていました。

だから、そういう資材もあるということをお聞きして、段ボールは間仕切りでいいですから、要するに床の、お年寄りがそうやって痛くない、寝てもどうもない。そういうのを少し研究してみられたらいいんじゃないかな。下関のほうで今、ほとんど使ってみています。市役所に聞いたらわかるんじゃないかなと思いますけども。

ぜひ、研究してみてほしいなと思います。ここはこれで。

7番目に、学校臨時休業による授業の遅れに関しましては、どうかということなんで。

この前、新聞アンケートでやはりこれはあったんですけど、今後、こういうことが起こりまして教育の遅れをどういうふうに取り戻すかということでアンケートを取りましたけども、5割ぐらいの学校が今からオンラインを使ってオンライン教育をするんだという話です。4割ぐらいがやはり今、当町が答えましたように夏休みを短縮させて、そこで授業の遅れを取り戻すというような回答がありました。

実際、当町、オンラインを使って将来的に云々ということは、これは先日の同僚議員からもオンラインのことについて話があったと思いますけども、再度ちょっと、そういう考えはどうか。

私が考えますに、端末を用意するのに非常に財政的な問題もあろうし、また、島根県の教育委員会の方針もあろうから、そこら辺はどういうふうになっているのか、ちょっと答えてください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） オンライン授業でありますけれども、これは設備的なものも当然必要になってまいります、あと、要はそれに対応する先生方、これがまず、今までそんなことを経験をしていない現実があります。

当町ではICTの機器をある程度以前からそろえて、ICT機器の利用については、どの学校も授業で有効に活用をしておりますけれども、それを使って単純に在宅での授業を本当にやれるかということになると、例えば同一家庭で1人ならまだ対応ができますけれども、お兄ちゃん、お姉ちゃん、例えば3人おったとする。それじゃ3台が同時に家の中で授業ができるか、1年生と3年生と6年生が同時に授業を同じ時間にできるかということ、なかなかそういう簡単なものにはいかないという。

今回、実験的にうちのコーディネーターさん、魅力化のコーディネーターさんが一部のお知り合いの家庭で、そういったリモートでのオンライン授業の実験をやっていただきました。その子に対しては個人的に、いわゆる家庭学習の補助的な部分で、直接指導を受けながらやれるので非常によかったわけなんですけども、ただ、それを一律で授業と同じような形で、学校の教室と同じように先生が黒板で、あるいは電子黒板を利用したにしても、それを一律のペースでそれぞれの子供たちに配信できるかとなると、一方的に流すだけならいいけれども、授業というのは返しがありますので、それはなかなか一朝一夕、簡単なことではないなということは、現場でその実験も踏まえて、先生方の意見もいろいろ聞きながら検討しておりますけれども、一朝一夕で簡単に、はい、授業ができますというようなものではないというふうに理解をしているところであります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい、わかりました。じゃあ、休みを短縮させて、その間しっかり取り戻すように用意してください、お願いします。

最後、これ通告はしていないんですけど、もう一つ、ちょっと忘れていたものがあるんです。特例貸付っていうのがあるんですよ、社会福祉協議会に。これは、休業や失業で収入が減った世帯に生活資金を援助するための資金貸付け、全国社会福祉協議会で、既に現在9割方が決定して745億円が支出されているというようなことで、この内容は緊急小口資金で20万円を一括、一度に貸付け。それから2番目に総合支援資金、最大、月20万円を3か月支給、無利子、連帯保証人不要。それから住民税非課税世帯は返済免除と、こういう、何かあるらしいですね。これは当町におきまして使用されているかどうか。ちょっと簡潔に、分かる範囲でいいですから、これは通告していないですから、どうですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 議員おっしゃられるとおり、社協のほうでコロナ関係の緊急貸付けというところで、10万円もしくは20万円というところの上限で貸付けを行っておるといのは聞いております。これにつきましては、県の社会福祉協議会のほうが主導となってやっておられるということも聞いております。

5月の終わりぐらいだったと思いますが、そのぐらいの時点で町内の方が5人ぐらい申込みに来られてお貸しをしているというようなところを確認しておりますが、その後のぐらい増えたかというの聞いておりません。また、1年後の状況によりましては、1年後、同様な状況であれば、その貸付金はもう返さなくてもいいというようなことになるということも聞いております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間もありませんので、次の2項目めの質問にまいりたいと思います。

これは観光一般に関してでございますが、今般のコロナウイルス感染症の影響で山陰各県の観光主要施設の入り込み数は前年同月から激減し、臨時休業、施設閉鎖により減少率9割超というショッキングな数値が報道されています。

一方、国土交通省中国運輸局の調査による1月から3月までの中国地方の国内客宿泊者数によりますと、島根県が2.3%増の68万5,000人、鳥取県が3.2%減の51万3,000人、広島県が16.1%減の181万8,000人となり、島根県が唯一、前年同期を上回っていることがわかりました。いわゆるコロナ疎開の顕著な現象に思います。

最近の調査によりますと、緊急事態解除後に一番やりたいことに「旅行」がトップを占め、あと、「外食」「美術館などの鑑賞」が続いています。

7月末からの夏休みを目標に、政府、各自治体が、このたび打撃を受けた観光業界の経済復興を目指して、各種のプレミアム付飲食券、旅行券を発行する予定です。ぜひ、美しい町、クリーンな空気が楽しめる当町へ、コロナ疎開として観光客を誘致したいものです。そのためにも観光関連事業の整備を怠りなく促進する必要があります。

質問します。今年度、観光関連事業を説明してください。それから特に津和野駅前開発事業、駅前交番の解体進捗状況、それから駅舎改修について詳しくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、観光関連一般に関して、御質問にお答えをさせていただきます。

今年度の観光関連事業につきましては、コロナウイルス感染症の影響もあり、当初の予定どおりには実施できない状況にあります。

計画としては、まず山口県央連携都市圏域7市町の共同プロジェクトとして、令和3年度開催を予定している山口ゆめ回廊博覧会の前段としてプレイベントを秋に開催する方向で調整中です。既存の観光・食イベントを、より魅力的にブラッシュアップし、強力で広範な広報活動を行い、7つの市町を回遊してもらう屋外型のイベントとなります。津和野町では堀庭園を活用したイベントを次年度に向けて試行的に実施する計画で

す。同様に、萩・津和野イメージアップ協議会や高津川流域都市交流協議会においても連携した観光キャンペーンを行う予定としております。

また、本年2月、津和野太鼓谷稲成神社の初午祭に合わせ実施しました狐の失せ物探し行列など、PRに活用した山口県のタウン誌広告の効果が高かったため、年間を通じた継続的な広報活動を展開したいと考えております。

アフターコロナの状況下では、家族や小グループによる個人旅行が増えることが想定されます。ついては、島根県・益田市と連携してフランス人コンサルタントを招聘し、体験プログラムの掘り起こしと商品化を図る晴れまちプロジェクトを可能な限り早い段階で再開したいと考えております。

また、一昨年度から2年間実施した農山漁村振興交付金事業の蓄積も生かして、体験プログラムの複数商品化、ホームページの運用開始を目指します。

また、本議会で予算化を提案させていただいております総務省のシェアリングエコノミー活用推進事業による長期滞在型の旅行モデル構築の中でも体験プログラムの充実が必要です。同じく同省の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業による日原賑わい創出推進協議会補助事業においても、日原にぎわい創出拠点かわべと、道の駅シルクウェイにちはらを中心としたにぎわい創出について体験プログラムが重要な要素となっており、体験プログラムの展開による滞在時間の延長は本年度の大きなテーマと捉えております。

観光イベントについては、コロナウイルス感染症の動向も踏まえつつ、段階的な取組を模索し、秋には許容される範囲・内容とはなりますが、イベント開催を目指したいと考えております。

今後、国のGOTOキャンペーンや県のしまねプレミアム飲食券・宿泊券、さらに町観光協会ほかと実行委員会をつくり実施しておりますクラウドファンディングを活用した津和野未来チケットを連動させながら、本町にお越しいただけるキャンペーン構築も関係団体とともに進めてまいり所存です。

駅舎及び駅周辺関連整備につきましては、国の歴史的風致維持向上計画の認定を受け、駅前の空き店舗、老朽アパートの除去を行うなど、津和野の玄関口としての美観を整えるとともに、SL到着時等の人、一般車両、観光・路線バスが錯綜することで生じる交通事故等の危険を回避し、駅舎の耐震化・冷暖房整備など、ホスピタリティーの向上を目指すものです。

平成27年度に行ったデザインコンペの結果を基に、歴史的風致維持向上計画協議会の論議も踏まえた全体計画に基づいて、本年度は平成27年度に実施した旧SL館の跡地と平成31年度に島根県から取得したつわぶき安全センターの土地を整理し、一体となった駅前小公園の整備工事を進めているところでございます。整備後は、駅舎及び駅前周辺広場等とともに町歩き促進につながるようなスペースとして活用できるよう考えております。

駅舎につきましては、現在JR西日本と、駅舎の町取得について協議を進めているところでございます。取得後は耐震化、待合室の冷暖房設備の整備、観光案内機能の向上など改修工事に入る予定です。また、既存の駅前トイレには、スペースの都合から設置できなかったオストメイトにも対応可能な多目的トイレについて、津和野駅を発着するSLやまぐち号の姿を望むことのできる展望台機能を付加して整備いたします。列車の運行をしながらの工事となりますので、工期は長くなると思われませんが、安全性など最大限の配慮をして実施したいと考えております。

駅前周辺広場整備につきましては順次工事を施工している状況でございますが、今後、既存トイレの古い合併浄化槽を撤去し、下水道に接続した上で新しい駅前ロータリーを整備し、これまで乗り入れできなかった石見交通の路線バス等も含めて、雨にぬれずに乗降できる屋根つき回廊に隣接した一体的なバス停を設置する予定でございます。既存の駅前ロータリーについては、日常はバスと分離して一般車両の乗り入れ可能なレーンを設けて乗降に利用いただき、土、日、祝日等の周辺商店会イベントやSLイベント時には進入制限の上で、広く利用可能な駅前広場を整備いたします。

今後、駅前周辺整備工事の進捗過程で駅舎整備工程との施工順序の調整等が必要となってくると考えます。工事期間中につきましては皆様に御不便をおかけいたしますが、早期の完成を目指して進めてまいりたいと考えますので御協力をいただきますようお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 時間ありませんので、まとめて最後の質問をします。

今お答えいただきましたが、駅舎の町の取得について協議を進めているみたいですが、これはいつ頃に話がつきそうなのですか、それが第1点。それから第2点は、これは前々から言うように跨線問題、例の階段、あれはどういうふうに進捗しているのかと。それから3点目に、駅舎利用の津和野高校生の待ち時間の利用で、彼ら達の、駅舎改修のときに空間を設けられるか、ぜひ設けてほしいと前々から言っていますんで、そこら辺がどういうふうを考えているか、そこらの再度回答をお願いします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 駅舎の購入につきましては、補償料等の問題につきましてもおおむねの線が出てまいりました。今年度の早いうちには何とか購入までいって、改修工事にも入っていきたいというふうに考えております。

それから、跨線橋の問題ですが、議員御指摘のとおり、何らかの解決策を考えていきたいというところでございます。ただ、バリアフリーのエレベーター等を設置することになると、工事費、また事業主体が町として、そこへ設けることができるのかとか、いろいろ難しい問題がございます。JRさんとしても、なかなかJR側としての工事ということは難しいという回答を得ておりますので、ただ、その中で何らかの解決策

がないかということ、現在も町長以下検討しておるところでございますので、もう少し何かないかということを探していきたいというふうに思っております。

次に、高校生等の待ち時間等の問題につきましては、先ほどの町長の答弁にもございましたように待合室が冷暖房の完備ができます。そういった形で、待ち時間に自習もできるような形のテーブルも、ある程度設置ができるというふうに思っておりますので、快適な空調の下で待ち時間を待っていただける形にはできるのではないかとこのように思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） いろいろ事業が難事業もあり、かかっていくわけですが、町民の期待に沿えるように頑張してほしいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わり、ここで11時15分まで休憩といたします。

午前11時06分休憩

.....

午前11時13分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序7、2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 発言順序2番、米澤宥文でございます。通告に従い、質問をいたします。

災害時の新型コロナウイルス対応避難所及び避難方法について質問をします。

奥出雲町が、新型コロナウイルス対策で特別定額給付金などの事務作業に追われる職員の負担軽減のため、6月議会の一般質問を取りやめております。私も、当津和野町がコロナ対策で忙しい職員の負担軽減を考え、一般質問を取りやめることも考えましたが、災害時の新型コロナウイルス対応避難所及び避難方法につきましては、昨年、一昨年の全国的な大災害発生を見ますと、この件だけは先延ばしにすることができず、この1件を質問いたします。

本年も6月に入り、大災害発生シーズンに突入しております。既に6月中旬には、県内の江津市から安来市にまたがり、洪水警報や大雨警報が発表されております。6月18日には津和野町でも、早くも洪水警報、大雨警報が発表されました。昨今の豪雨災害で、降雨量の想定外、予想外の言葉は通用しなくなりました。

6月10日、津和野警察署員の方から、津和野町・津和野警察署連署の避難情報に関するチラシをいただきましたが、少し違う角度から質問をいたします。

令和2年5月29日、政府は、国や自治体を実施する災害対策を示した防災基本計画を改定しております。新型コロナウイルス感染が拡大したのを踏まえ、避難所の過密を

抑えるなど、「感染症の観点を取り入れた対策が必要」と明記しております。昨年、相次いだ水害に対し、基本計画は、備蓄するのが望ましい物資にマスクと消毒液を追加しております。避難所を運営する町に、平素から、感染者が発生した場合の対応などを検討とあり、以下の5点の質問をいたします。

1番、避難所は不特定多数の住民が密集し、感染症のリスクが高いとされています。基本計画は、備蓄するのが望ましい物資にマスクと消毒液を追加するとありますが、これの調達は可能でありましょうか。

二つ目、密集を避けるための避難所の増設、既存の公共施設不足の場合はホテルや旅館を視野に入れるべきとありますが、これの確保はできるものでありましょうか。津和野町ではホテル、旅館が閉館や休業が多い中、活用の可能性はあるかどうか。そして車中泊も視野に入れ、常時、燃料を満タン状態にしておくことの呼びかけも必要ではないでしょうか。

3番目に、水害に関しては、町が避難を呼びかけても、安全な場所にいれば避難の必要がないこととあります。自宅2階などへの逃げない垂直避難、危険な場所にいる場合は早期に逃げ、避難先は安全な親戚や知人の家も選択肢になることの徹底した広報は必要であります。しかしながら、安全な場所、危険な場所の判断は、各戸または自治会や町内会組織、消防団、役場、警察、消防署などで、戸別の水害に対する判断となるのでしょうか。

4番目に、ケーブル放送の避難勧告や避難指示などは、ほぼ全戸を指したものであり、防災ハザードマップの土砂災害警戒区域内の危険な場所の住人の避難を促すなどの放送に変えるべきではないでしょうか。

参考までに、平成21年8月、津和野町と同じ中山間地の兵庫県佐用町では、夜中の避難の途中、19人が犠牲になっております。そして1人は避難しなかったお年寄りの女性が平家建てであったため、天井まで水が来て亡くなられて、合わせて20人の方が犠牲になっておられます。皮肉なことに、避難所に避難せず、自宅の2階に逃げた人は全員助かっております。ただし、ハザードマップで浸水区域内の平家建ての方は早めの避難が必要ということは、このことで分かります。

5番目に、平成24年5月配布の町防災ハザードマップの改訂時期ではないか。洪水の土砂災害に関する防災情報の5段階レベル及び避難所の備蓄物資の追加、また、防災ハザードマップには配布年月日が今まで記載されておりません。何枚かありますが、いつのものか分かりませんが、1枚だけ記録してあるのがあります、私も持っております。

以上、5点を質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

災害時の新型コロナウイルス対応避難場所及び避難方法についてでございます。

まず、マスクについては、現時点で3万枚程度を確保しております。アルコール消毒液については、専用のポンプスプレーボトルを含め、品薄の状況にあります。平常時の価格に比べると、まだ高額ではありますが、ジェルタイプのものなど徐々に流通してきておりますので、引き続き確保に努めてまいりたいと考えております。

二つ目の御質問でありますけれども、3つの密を避けるためには、避難所内に一定のスペースを確保する必要があり、想定する受入れ人数を減らさざるを得ず、避難所の不足が懸念されますが、避難所の増設に当たっては、物資や対応する職員に限りがあるため、まずは避難所内のレイアウト等を再検討した上で、避難所の増設やホテルや旅館等の活用について検討してまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルスの影響により、危険な場所でなければ、一時的に車の中で過ごす車中泊は、分散避難の選択肢の一つとして関心が寄せられています。また、自動車があれば家族と一緒に迅速に避難できることや、徒歩での移動が困難な方でも避難できることなどから、自動車の燃料を準備しておくことは有効な備えの一つと言えます。一方で、車中での長期の避難生活により、エコノミークラス症候群を招くおそれがあることや、移動中に洪水に巻き込まれるおそれがあることなど課題もありますので、今後、対応を検討してまいりたいと考えております。

三つ目の水害に関する避難行動の徹底した広報。安全な場所、危険な場所の判断といった御質問であります。議員御指摘のとおり、避難所に移動することだけが避難行動ではありませんので、CATVのテロップ放送やデータ放送、チラシ、町ホームページなどにより、避難に関する情報の周知に努めてまいりたいと考えております。

安全な場所や、危険な場所の判断につきましては、御自宅付近にある川や水路、裏山など、災害発生時に危険箇所となるおそれがある場所や、防災ハザードマップ等を平時から確認いただき、大雨による浸水や洪水、土砂災害など発生のおそれがある災害に応じて各自で御判断いただくことが基本ですが、避難行動等の防災情報の周知に併せ、安全な場所や危険な場所の判断に関しましても情報発信をしてまいりたいと考えております。

次に、緊急時の避難勧告等の避難情報の発令については、気象情報等の内容に応じて、できる限り簡潔に発信する必要があり、大字単位を基本に発令しているところです。危険な場所の住民の避難を促す情報発信については、発信時の表現を工夫するなどの対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、本町の防災ハザードマップにつきましては、平成31年3月に改訂版を作成し、同年5月に全戸配布を行ったところです。現時点では、次回の改訂時期は未定ですが、改訂に当たっては、警戒レベルや基本となる備蓄物資の情報などの記載を検討したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 再質問に入らせていただきます。

まず1番目の避難所の件ですが、一般質問の通告期限の6月12日を過ぎたときから、浜田市、雲南市が仕切り板や段ボールベッドの準備の新聞報道がありました。そして、昨日、9番議員、本日の6番議員の答弁でありましたが、発熱やせきの症状がある方が出たときは、各避難所に間仕切りを整備するとあります。これもあと関連しますが、発熱やせきの症状がある方があるなしにかかわらず、3密回避の2メートル四方の仕切り段ボール、または段ボールベッドの調達が必要と思います。このことについては可能でしょうか。症状が出た方があってもなくても、この4平方メートルの仕切りは、先ほど言いましたように浜田市、雲南市では既に準備しておられるようです。

この件について、準備というか、調達はいかがお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 避難所における間仕切り、あるいはベッド等の備蓄の関係ということだろうと思います。

間仕切りにつきましては、今回、ああして地方創生臨時交付金の実施計画を、先般、全協の中で説明させていただいておりますけども、その中の調達物資の一つとして間仕切りを要望しております。今回も6月補正予算の中で、そういった予算措置を計上させていただいているところであります。

それから、ベッドにつきましては、先ほども議員さんのほうから、下関市はマットというふうなこともありましたけども、本町におきましてはマットを備蓄をしているという状況でございます。今、マットの在庫が500という状況でございます。これにつきましても、今後もこういった物資の調達に力を入れてまいりたいというふうに考えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 避難された町民の方、また町民以外の方も避難されるかもしれませんが、安全、安心のために必要と思いますので、努力をしていただきたいと思います。

次に、水害に関して、町が避難を呼びかけても安全な場所にいればという項目ですが、危険な場所の判断を各自ですることが基本とのことではありますが、お年寄りの家庭も多く、また、少しこのことは無理があるのではないかと感じております。自主防災組織や自治会、消防団などと相談し、ハザードマップの土砂災害警戒区域内や浸水区域内などは危険であるというような指針というか定義といいますか、やはり、そのようなものを何か示さないと、各自で判断しなさいというのは、ちょっと無理があるのではないかと感じるような気がします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長(岩本 要二君) 水害に関する避難行動というところでの安全な場所、危険な場所の判断ということだろうと思います。その危険な場所等につきましては、町のほうで平成31年3月に防災ハザードマップをいうものを各世帯にお配りさせていただいています。こういったものになりますけども、これを各御家庭に配っておりまして、この中に、今議員がおっしゃいました土砂災害の警戒区域、あるいは洪水時などの浸水想定区域を図面上に落としております。こういったものを参考にさせていただきながら、まずは御自分の御自宅の付近にある危険な場所の把握をしていただきたいというふうに考えております。

さらに、今言われましたように自主防災組織、あるいは自治会等の中で、そういった地域の中で危険箇所の確認等もお願いをさせていただけたらというふうに思っております。

加えまして、町としてそういった避難行動に関する情報だとか、気象情報についての情報発信をしてみたいということを考えております。

自助・共助・公助の中で、そういった避難行動なり災害対策に取り組んでいくことが大切ではないかというふうに考えております。

○議長(沖田 守君) 米澤君。

○議員(2番 米澤 宏文君) 同じ項目での——これは質問になるかどうかですが——避難所への物資の提供などは重点的になりそうな気がいたします。2階などへの逃げない垂直避難をされた方や知人宅、親戚宅へ避難され、または車中泊の方の把握と物資の提供、保健福祉面の支援も考慮した対策が必要と思います。

といいますのも、平成25年7月の津和野町激甚災害で指定避難所へ避難された方は物資の提供などを受けておられますが、避難所ではなく自宅避難、つまり鷲原が床上1.5メートルで被害を受けておりますが、この方たちは地元の炊き出しでいろんな対応をしてきました。ただし、炊き出しの費用は町から出していただいております。しかしながら、今後はもっともっと大きな災害になると思います。津和野町で25年に起きた災害の3倍も4倍もの雨量が全国で降っておりますので、いつ来てもおかしくありませんが、そのときに、なかなか難しいかもしれませんが、その方たちへの対応も考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(岩本 要二君) 今、議員おっしゃいますように、これからの避難行動につきましては、今回の一般質問の中でも答弁させていただいておりますけども、避難所に避難することだけが避難行動ではないと、議員のほうからも御指摘いただいておりますように、垂直避難、あるいは知人、友人宅への避難、車中での避難といったことも考えられます。ただ、なかなかそういった部分を把握するのは難しいというふうに考えておりまして、そういった状況の中で、もし、そういった物資面でお困り

になっているような状況がございましたら、ぜひ役場のほうに御連絡いただけたらというふうに考えているところであります。

今、なかなか把握することが難しいというふうに考えておきまして、ただ、備蓄物資については、そういったお困りの場合があれば提供してまいりたいというふうに考えておりますので。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宏文君） それでは、最後になりますが、令和2年6月19日、新型コロナウイルス感染拡大を受けた都道府県をまたぐ移動自粛が全面的に解禁されました。このことにより津和野町にも、観光やビジネスなどで様々なところから来町をされます。先ほどの6月21日日曜日、父の日には、多くの観光客が津和野を訪れておられます。初めての観光バスも入っております。このような状況下において、いつ感染者が津和野町で発生してもおかしくないと思っております。

そして、2013年——つまり、平成25年7月28日の日曜日ですが、津和野町激甚災害、名賀川の氾濫が主ですが、死者1人、総雨量、28日4時から17時の8時間雨量390ミリ、これはもう、過去、津和野町では最高であります。もちろん全国的にもほとんど最高でありましたが、この後、日本全国で想定外の集中豪雨が頻発しております。

平成30年7月、西日本豪雨におきましては、総雨量、5日間で、高知県では1,512ミリ、1日に約300ミリが5日間降り続いたということで、皆さん、まだまだ覚えておられると思いますが、広島県の土砂崩れ、この災害におきまして死者・安否不明者が267人、広島では128人が死者・安否不明者になっております。岡山でも真備町の浸水におきまして、岡山県では83人が亡くなられておられます。ということで、この想定外の集中豪雨が必ず津和野町にも、また再来するのではないかと考えております。

したがって、この避難所の対策につきましては、万全とは、なかなか田舎の町ですので難しいかもしれませんが、財源も要ることですが、できる限りの手を打っていただきたいと思っております。特に間仕切りにつきましては、これは発熱、せきの方が出てから調達するのでは、まず無理だと思っております。早め早めの手を打っていただきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 最後の答弁は要らんかいね。総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 避難所の運営というところでの御質問ということでありまして、答弁の中にも書かせていただいておりますけども、今回はこうして新型コロナウイルスというところで、避難所の運営の見直しは、なお、されてきているところであります。

そういった中で、主に避難所の中で、やはりスペースを確保していくと、そのスペースを確保するために間仕切り板が必要であろうということも考えております。そのスペースを取るのに1から2メートル間隔で人が集まる場所を確保していくということになりますので、それをしていくと避難所の中、収容人数が限られてくるというような状況になります。そういったのを踏まえながら、今後も避難所の増設や、そういった部分を検討していきたいというふうに考えておるところでありますし、間仕切りにつきましては、発熱、せき等のある人が出た場合は、なるべく個室を、我々としては準備していきたいとは考えておりますけども、ただ、施設的にそういったものが準備できない施設というのがありますので、そういった部分を想定した中で間仕切り等を設置していきたいというふうに考えております。

先ほど議員言われましたように、出てからでは遅いということではありますが、今回の6月補正で予算を計上させていただきましたので、お認めいただいた後は、すぐにそういった購入手続に入っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 以上で質問を終わります。できる限りの安全、安心のための準備をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、2番、米澤宥文君の質問を終わり、これで、今6月定例会7名の方の一般質問、全てを終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で一般質問を終結し、本日はこの日程全て終了いたしましたので、本日はこれで散会といたします。大変御苦勞でありました。

午前11時41分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和2年 第4回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和2年6月24日（水曜日）

議事日程（第4号）

令和2年6月24日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第64号議案 令和2年度津和野町役場本庁舎（元日原診療所）
改修工事請負契約の締結について
- 日程第3 町長提出第65号議案 小型動力ポンプ付普通積載車の取得について
- 日程第4 町長提出第66号議案 津和野町職員の特殊勤務手当の支給に関する条例
の一部改正について
- 日程第5 町長提出第67号議案 津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正
について
- 日程第6 町長提出第68号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第69号議案 津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第8 町長提出第70号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第71号議案 津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第72号議案 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関
する条例の一部改正について

- 日程第 11 町長提出第 73 号議案 津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正
について
- 日程第 12 町長提出第 74 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 75 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 76 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 77 号議案 津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する
条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 78 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正
について
- 日程第 17 町長提出第 79 号議案 令和 2 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 町長提出第 80 号議案 令和 2 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予
算（第 1 号）
- 日程第 19 町長提出第 81 号議案 令和 2 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第
1 号）
- 日程第 20 町長提出第 82 号議案 令和 2 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）
- 日程第 21 町長提出第 83 号議案 令和 2 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 22 町長提出第 84 号議案 令和 2 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補
正予算（第 1 号）
- 日程第 23 町長提出第 85 号議案 令和 2 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第
1 号）
- 日程第 24 町長提出第 86 号議案 令和 2 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会
計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 町長提出第 87 号議案 令和 2 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 町長提出第 88 号議案 令和 2 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 町長提出第 89 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第 28 請願第 5 号 「新型コロナウイルス感染症対策についての意見書」の提
出を求める請願について
- 日程第 29 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について
- 追加日程第 1 発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策についての意見書（案）
の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 町長提出第64号議案 令和2年度津和野町役場本庁舎（元日原診療所）
改修工事請負契約の締結について
- 日程第3 町長提出第65号議案 小型動力ポンプ付普通積載車の取得について
- 日程第4 町長提出第66号議案 津和野町職員の特殊勤務手当の支給に関する条例
の一部改正について
- 日程第5 町長提出第67号議案 津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正
について
- 日程第6 町長提出第68号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第69号議案 津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第8 町長提出第70号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第71号議案 津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第72号議案 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関
する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第73号議案 津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正
について
- 日程第12 町長提出第74号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第75号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第76号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第15 町長提出第77号議案 津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する
条例の一部改正について
- 日程第16 町長提出第78号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正
について
- 日程第17 町長提出第79号議案 令和2年度津和野町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第18 町長提出第80号議案 令和2年度津和野町国民健康保険特別会計補正予
算（第1号）
- 日程第19 町長提出第81号議案 令和2年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第
1号）
- 日程第20 町長提出第82号議案 令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）
- 日程第21 町長提出第83号議案 令和2年度津和野町下水道事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第22 町長提出第84号議案 令和2年度津和野町農業集落排水事業特別会計補
正予算（第1号）

- 日程第 23 町長提出第 85 号議案 令和 2 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 町長提出第 86 号議案 令和 2 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 町長提出第 87 号議案 令和 2 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 町長提出第 88 号議案 令和 2 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 町長提出第 89 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 28 請願第 5 号 「新型コロナウイルス感染症対策についての意見書」の提出を求める請願について
- 日程第 29 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について
- 追加日程第 1 発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策についての意見書（案）の提出について

出席議員（12 名）

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宥文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊昭君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	桑原 正勝君	商工観光課長	藤山 宏君

環境生活課長 …………… 清水 浩志君 建設課長 …………… 益井 仁志君
教育次長 …………… 齋藤 道夫君 会計管理者 …………… 青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから、4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、米澤宥文君、3番、川田剛君を指名します。

日程第2. 議案第64号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第64号令和2年度津和野町役場本庁舎（元日原診療所）改修工事請負契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 3点ほどお伺いしたいと思いますが、本庁舎の一般競争入札でA級指定建設業者が3社で今回の工事を取られておりますが、工事も来年3月まで9か月間あります。

そこでお尋ねをしたいと思います。1点目、津和野町の建築工事の現状は、津和野庁舎の増築棟の改修工事、山村開発センターの解体とか、また、日原保育園の建設、そして木部保育園の建設等いろいろあるわけですが、これはA級特定建設業者の3社でのローテーションでやっておられるような気がしてならないわけですが、B級の建設業者でJVでも組まれて入札参加の考えはないか、そのことを1点お伺いをしたいと思います。

また、工期内の完成についてであります。この工事も今から着工しても9か月の日程しかありませんが、今、国土交通省の今年度の公共工事の中断要請が700件も出ているようであります。道路とか災害工事は、緊急性の高い工事は、そのまんまやられるわけで、原則続けるわけですが、庁舎等の建築現場は3密が生じやすく、工事の中断や工期変更を認めると、公共事業に関する国土交通省の新型コロナウイルスに対する対策であります。これに対して大型ゼネコン業者、清水やら鹿島等は7都道府県での工事は全て中断をされております。また、これが緊急事態が解除されたら再開され

るわけでありますが、工事は相当遅れると予測されているわけでありますが、この現状を踏まえて、本庁舎の改修工事の進捗をどのように捉えておられるのか、工期内完成ができるのか、それについてどのようなお考えをされておるかお伺いいたします。

3点目、今、島根県の発表されております建設現場での人身事故が6件発生しておりますわけですが、これにより3か月の指名停止処分が2件、1か月の指名停止処分が3件、2週間の処分が1件、建築工事での転落事故、重機事故と、建設業法の無資格者を現場の監理技術者として配置していた件が1件、このような県発注工事の状況であります。

本庁舎改修工事を受注されました、今回の堀建設株式会社が、これが、県が発注されました県営住宅建設現場で作業員の転落事故により2週間の指名停止処分にされたわけでありますが、工事請負契約を締結され、信義に従って誠実に履行するものであるわけですが、安全管理に対する認識の欠如ではないかというふうには私には思いますが、町長は、この事故で資格停止処分になりましたこの建設会社をどのように思っておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 最初の質問についてお答えをさせていただきます。

入札の参加資格の関係ということだろうと思います。今回の本庁舎改修工事の一般競争入札に係る入札資格についてでございますけれども、まず、入札参加形態は、単体または特別共同企業体とするということで、単独の事業所と、あるいは特別企業体の事業所、この二つを参加要件とすることにしております。

その中で、単独、いわゆる単体と特別共同企業体の代表の構成員は、建築一式工事について規定する特別建設業の許可を有するものとするということを規定させていただきました。また、共同企業体の構成員は、特定建設業または一般建設業の許可を有するものということで資格の要件に定めております。つまり、共同企業体の場合は、代表者は特定建設業の許可は必要でございますけれども、その企業体を構成する事業者につきましては、特定建設業許可と一般建設業許可、いわゆる一般的に許可をいただいている建設業の許可でありますけれども、これを有する事業所ということにしておるところであります。

それから、いわゆる事業所の場所ということではありますが、主たる営業所を益田市、鹿足郡内、いわゆる益田管内に有する事業所というふうにしております。なお、単体事業所の場合は、主たる営業所を津和野町内に有するというふうにして規定をさせていただきました。

そして、格付等級、県の格付等級になりますけれども、A級、なお、町内に主たる営業所を有する事業所はAまたはBとするということで、B級もここで認めております。共同企業体の場合、構成員に資格要件を満たす津和野町内に主たる営業所を有するものを含めるということでありまして、企業体の場合は、代表者は益田管内で特定建設業許可

を持った事業所ということで規定しておりますが、企業体を構成する構成員については、町内に営業所を有するB級の事業所と、しかも一般建設事業許可を有する事業所ということでございます。そうすることでするので、町内でいいますとA級、B級の資格を持っておられる事業所が3事業所、3事業者あります。そして、特定建設業は持っていないですけども、B級の格付を持っておられる事業所が1業者ということで、町内の事業所の中でいうと4事業者が資格要件を満たしていたという状況でございます。

それと、工期内完成ということでございますけども、議員のほうの御質問の中にありました、コロナの関係で工事現場が緊急事態宣言中に3密を避けるとか、そういった状況の中で工事を中止して工期が延びているという現状があるというふうなことでございました。

確かに、国のほうから、そういったコロナ対策ということで現場の取扱い等について通知が出ております。そういった状況を踏まえまして、今後、これから工事発注、工事を進めていく中で、工程会議を場面場面で開いていくことになろうかというふうに思っておりますけども、そういう工程会議の中で、そういった安全対策の徹底を指示していきたいというふうに考えておるところでありまして、工期内の完成をまず目指して、工事のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 全ての町の発注工事につきまして、請負業者さんには安全管理というものをお願いをしているわけでありまして。しかし、残念ながら、先ほど御指摘をいただいたような事故が、今回の対象の請負業者に起きたということでありまして。これに基づいて、県のほうも、この該当業者を指名停止の処分——ちょっと私は期間は覚えておりませんでした。先ほど議員のほうから2週間というお話もあったので、そのとおりに思っております——これに基づいて、町といたしましても、県と同等の期間、この業者を指名停止処分にしております。で、その処分期間が明けて、今回、入札もあったという状況でございますので、業者さんにはこうした指名停止という、そういう重たい処分を受けた上で、改めてこの安全管理というものについて見直しをしていただきたいというふうにも思っているところでもありますし、また、先ほど課長が申し上げましたように工程会議等でも、その都度、安全管理というものについては徹底をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 4点ばかりお伺いいたします。

新設道路ということで、新設通路ですか、これが新たに計画をされているようですが、この目的といたしますか、どういうことでこれを計画されたのか。

それから、職員駐車場の関係ですが、駐車場の関係につきましては、玄関前も切り下げて、非常にいい駐車場を造っていただけたと思いますが、職員の駐車場というのはどのように考えておられるのかということと、それから駐車場が町長室前あるいは応接室の前も駐車場が計画をされているようですが、よそからいろんな人が、ここは訪れられる場所でもあると思うんですよね。できれば、その部屋の前に大型のバンとかが止まったら、戸を開けてもなかなか外が見れないようなことも出るんじゃないかなと思うんですけども、町長室と応接室の前の駐車場ぐらいは少しなくすというか、したほうがいいんじゃないかなというように気がしておりますが、その辺はどうでしょうか。

それと、以前、バス停ということであったというふうに思いますが、今度、新しい新庁舎になって、町民の方が、例えばバスを待つとかそういったときに、遠慮なしに休んだり、あるいはトイレに行ったり、そういうことができるのかどうか、その辺ですね。

それからもう一つ、周辺環境整備ということですが、今さっき言いました町長室あるいは応接室のところから見える国道ののりではありますが、ここは今、桜の木とかツツジが随分植えてあります。でも、桜の木も、もう枯れそうなんです。それで非常に危険なような状況になっております。それから、ツツジ等も植えてありますが、全然整備されていない、管理がされていないですね。本庁舎になるわけですから、周辺の整備ということで、これは土木事業所の管理だというふうに思いますので、そこら辺と協議をしていただいて、ぜひ管理をやっていただくような協議を、ぜひしていただきたいというふうに思います。

以上ですが。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 最初の御質問であります新設橋についてでありますけども、新設橋につきましては、2階の——1階が副町長室になろうかと思っておりますけども——その2階の端から、いわゆる国道187号線へ向けて鉄骨でそういった橋、通路を設けていきたいなというふうに考えております。新たに設けるといっておりますけども、いろんなことを想定した中で、一つの安全対策といいますか、2階からそういったところに移動ができるような手段というところの確保のために、こういったものを設けさせていただいております。

それと2点目、職員駐車場ということでございますけども、職員駐車場につきましては、今現在考えておるのは、今、消防分遣所あるいは警察署があります元石西社跡地になりますけども、あの部分を職員駐車場として利用していきたいなというふうに考えております。

それと、町長室、応接室のへの駐車場のところの管理についてでありますけども、そういった大型バスが止まることがないようなことはしていきたいなというふうに考えています。ただ、駐車場も台数に限りがありますので、そういったことを見ながら、

そういった部分の利用については、また検討していきたいなというふうに考えております。

それから、国道187号線ののりにあります、その管理、桜の木とか、今、生えておりますけども、以前も議員のほうから、せっかく庁舎が完成して、その周辺整備についてどうなんだというふうな御意見、御指導をいただいております。それに基づきましては、既に土木事務所のほうともお話をさせていただいております、あののり面の、ちょうど桜が植えてあるところは町有地になるというふうなことでございましたので、そういった部分で、そういった桜の木の管理とかはしていきたいなというふうに考えています。かなり桜の木も、もう大分古いようでして、そのままにおくのがいいのか、あるいは切るのがいいのか、いろんな方向性があるかと思っておりますので、そういった部分は、また現場を見ながら検討していきたいなというふうに考えています。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 以前にも少しお尋ねしたと思うんですが、今現在の本庁舎だと視覚障がいを持たれている方が、点字ブロックというんですか、あれがあることとかで、とても本庁舎に行くのに楽なのでありがたいという気持ちを持っておられたんですが、移転を知られて、あんな遠くになったら、点字もないし、独りじゃ行けないなという不安を持っておられたんですが、点字とかはまだ計画はないですか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 歩行するのに、点字ブロック……。下の。（発言する者あり）ええ、当然その庁舎内の中には設けていきたいとは考えております。（発言する者あり）はい。今、まだそういう状況でございます。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 先ほどの1点、待合室の関係、お願いします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 以前、議員さんのほうから待合室の利用、バスを待つときの利用ということで御質問をいただいた経過もございまして、エントランスホールをそういったバスの待合室に使えるように、休みの日でも土曜日は町営バス運行していると思っておりますので、そういった部分も、エントランスホール的一部分、要は、中に入って休めるようなことができるような仕組みにはしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） この件だけではないんですが、このように大きな、町内業者による入札で落札された場合、町内の業者から、できるだけ町内の下請業者などを使ってほしいという、そういう声が多々出ております。強制することはできないと思うんですが、お願いという形で、いろんな形で、町内の疲弊する経済のことを

考えたときに、そのようなことを、今、お願いという形でもされておるのか、考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員おっしゃいましたけども、入札の参加資格の中でも御説明しておりますけども、我々としては町内業者さんを優先をというところで、まず考えておるところでございます。そういった考え方の中で、やはり下請業者さんにつきましても、町内の業者さんを優先的に使っていただきたいということはお願いをしてみたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第64号令和2年度津和野町役場本庁舎（元日原診療所）改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第65号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第65号小型動力ポンプ付普通積載車の取得について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第65号小型動力ポンプ付普通積載車の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第66号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第66号津和野町職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第66号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第66号津和野町職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第67号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第67号津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第67号津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第68号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第68号津和野町税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第68号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第68号津和野町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第69号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第69号津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 今回、なぜこれが6月議会に提出されるのか、4月1日から、これは前もって分かっていることじゃないのかなという気がします。これが、この69号に限らず、次に70、71号とありますけども、なぜ3月議会にこういったことが出せないのか、何か後出しじゃんけん状態で、もう認めざるを得ない案件ですよね、これ。そういう手続に関してどうなのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず、69号につきましては、これまで内容的には議会のほうにも移管をするということ、民営化するということはお話をさせていただいて、ほぼ御了解いただいているかなというところもありました。

あわせて、一番大きなことは、今回につきましては、県のほうに日原保育園のほうを一日原保育園は保育所ですので、県の認可になります。町のほうが3月で廃止をするということ、それから清流会が4月1日から運営を開始するという、このことの認可申請と廃止の届けをしておりましたが、3月議会の議会提案をするまでに、それが間に合わなかったということで、一応、県の認可でありますので、小規模保育事業所でしたら町の認可になりますので、町の方針的にはある程度見えてくるところがあるんですが、県の認可ということでもありますので、県知事の許可をちゃんと確認してから議会へ出すというような考えがあったところでもあります。

それからあと、ほかに議員がおっしゃられるのは、恐らく放課後児童クラブの定数の問題とかもあるかと思いますが、木部小学校へ木部保育園から場所が移ったということでもあります。これにつきましては、場所が移ったことにつきましては、確かに3月議会で出せなかったかと言われますと、出せたかもしれませんが、あわせて今年、つわのっこクラブの人数が同時に改正をさせていただいておりますが、1年生が28人中20人ぐらい申込みがあったりした関係で、その確定が、1年生でしたので、3月になって、その辺の人数の確定が出たというところがありました。その人数によっては、児クラの定数を変更しないといけないというようなこともありましたので、木部のことと、2回に分けて、それは出せばよかったかもしれませんが、同時に、併せて今回出させていただいたというようなことでもあります。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 今後、こういう件に限らず、3月議会は補正も2回あるし、それだけの期間を設けてあるんで、なるべく年度内を出していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第69号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第69号津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第70号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第70号津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第70号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第70号津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第71号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第71号津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今回、資格を取りに行かれるのが3年間延びても大丈夫ということになったんですが、今現在、どのような状況になっているのか、分かれれば。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今、支援員の資格を持っておられる方は、今ちょっとはっきりした数字は持っていないんですけども、シダックスの関係に委託をして

いる4事業所のほうでは5人程度だったと思います。それから、畑迫のほうに委託をしておる事業所のほうが2人か3人だったと思われま

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第71号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第71号津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第72号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第72号津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） つわのっこクラブについてお尋ねします。人数の増員に合わせて施設の対応は、それと対応される保育士さんの対応についてお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） つわのっこクラブのほうです。6月1日時点で、今50名ということになっております。それで、施設につきましては、これまでの教室と、今、子供の数が多くなりましたので、ランチルーム、こちらを学校のほうに話をさせていただいて利用させていただいているというような状況であります。

すみません、職員の人数、今はっきりとは覚えていないんですが、支援員を持っておる職員が、つわのっこでいいますと2人ぐらいだったと思います。それから、その他一、まだ支援員の資格は持っていないんですが、手伝っていただいている職員さんは結構多くて、五、六人おられます。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第72号津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第73号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第73号津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第73号津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第74号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第74号津和野町国民健康保険条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 改正される附則のところに、6番の数字がついているところの、給与と賞与の支払いを受けている被保険者が療養のためということなので、

例えば個人事業をされている方で雇い主になっている、雇われているんじゃない、雇い主になっている方は、この範囲に入れてもらえない、傷病手当金をいただける範囲には入れてもらえないということになるのかなというのが一つと、それから一番最後の11番に、前項の規定により町が支給した金額は当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収するという項目があるんですが、お金の流れとしては、事業主さんから最後にはもらうということになるんですが、その事業主さんは国の制度でお金が入ってくるということなのでこうなっているのかな、その辺のお金の流れのことを教えていただけたらなと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これは町が独自で定めている規定ではありませんので、全国の市町村、同じ規定になっていると思います。

今、議員言われますように、国保の条例ではありますけれども、給与等の——いわゆる給料をもらっている方がコロナにかかったり、それで就業ができなくなって給料がもらえなくなったということに対しての補償ということになっております。恐らく、今、議員言われますように、この事業主の方につきましては、その他の持続化給付金だとかそういうもので補填をされるということで考えたらいいんじゃないかと思います。

そういうものがあるということで、最後11項のところに書いてありますように、最終的には、町としましては一旦お支払いはしますが、そのことは事業主さんからきちんと、雇用主が雇用している方に支払うべきものであるという考えの中で、いただくということになっております。

○議長（沖田 守君） いいですね。9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 全国の中では少数派なんですけど、雇用主さんのほうにも傷病手当金を対象としてされるところも幾つか出てきているので、これからちょっと研究をしていただけたらなと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 私の認識では、そういうところがあるというのを知りませんでしたので、また検討させていただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第74号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第74号津和野町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第75号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第75号津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第75号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第75号津和野町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第76号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第76号津和野町介護保険条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第76号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第76号津和野町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第77号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第77号津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第77号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第77号津和野町医療従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第78号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第78号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第78号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第78号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで9時55分まで10分間ほど休憩したいと思います。

午前9時45分休憩

.....

午前9時52分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を始めたいと思います。

日程第17. 議案第79号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第79号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 23ページの上の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金、これ畑迫の、この2,000万の大体どういうことをするのかと。

それから、61ページ、これもちょっと漠然としているんですが、一番下の段、日原の賑わい創出推進協議会補助金、これも2,000万、これは国庫から出ているみたいで、地方創生関係かもわかりませんが、漠然とちょっとしているんで、ここら辺どういうことに使われるのかなと、ちょっと説明してほしいなと思うんですけど。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 最初の23ページの2,000万の件でございますが、これは、事業名は議員おっしゃるように過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業でございます。

事業実施主体は、畑迫まちづくり委員会になりまして、補助率は国の10分の10でございます。事業内容に関しましては、旧畑迫病院の糧の活用、畑迫地区の魅力発信、ウォーキングイベント、クリ園オーナー制度等の推進でございます。

2番目に遊休施設の活用としまして、地域の空き家を改修しまして、宿泊交流、加工拠点として整備をいたします。

3点目として、IoT、ICT技術を利用した地域医療の機能強化としまして、旧農協施設を活用しまして、遠隔医療の実証実験等を行う予定となっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 商工観光課の事業、日原賑わい創出推進協議会に対する補助2,000万につきましても、先ほどつわの暮らし推進課長が申し上げました事業とまったく同様の財源でございまして、賑わい推進協議会が事業主体となります。補助率は10分の10です。

まず、事業の内容としましては、まちづくり人材の育成広域連携事業という形で、よりにぎわいを創っていきこうという中で、そういったにぎわいを創るための様々なイベン

トや講座というようなものを、講師を雇った上で行っていくと。また、そのスタッフの教育等についても、人材育成についても対応していくというものがございます。

次に、体験型観光の推進による交流関係人口の拡大ということで、これは昨日の一般質問でも、丁議員さんの質問の中にもありましたが、今回、体験プログラムというものが、かなり一つテーマとしております。その一環として、にぎわいの中でも高津川を使った体験プログラム等、漁協の日原支部とも良好な関係できておりますので、そのあたりとも連携したような形での体験プログラムを創ってモニターツアー等を行っていきたいということです。

次に、道の駅を活用した地域ブランドの発信ということで、道の駅とにぎわいの拠点かわべとをつなぐという中で、道の駅での高津川流域としての商品発掘といった形の、高津川流域のブランドといった形での売り出しができないかというようなことも考えております。

次に、広域間の施策地域間連携の推進ということで、コーディネーターを置いた上での連携事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宏文君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 27ページ、コロナウイルス感染症対策新商品試作開発とは、どのようなものなのかと。

それから、あとは65ページ、高質空間形成施設整備事業が何でトイレに関係があるのか、ちょっとわかりません。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、御質問のございました新商品試作開発事業補助金につきましては、さきの臨時議会のほうで一応御説明をさせていただいたところではございますが、今回、予算を地方創生系でまとめるという形になりましたので、国からということになって、こちらに計上されております。これにつきましては、食品を新しい津和野ブランドの商品、なかなか新しいものが出てこないような状況がございまして、そういった中で、芋煮の、三大芋煮セットとかいうことも一つのテーマになっておりますが、レトルトの製造機を今回整備するというものと、CASを使った長期保存、またより良質な保存をするというようなテーマを入れながら、その他も含めますが、ある程度の一定の保存が効く商品等、今後ネット販売等の需要が高まってくると思われますので、そういった場合に新商品を開発する場合につきましては、1件20万まで企画を練っていただいた段階で助成をしていこうということでございます。

一定程度の人件費とか、水道光熱費については、ある程度一定額は最初の時点で見込んだ上で、実績を基に精査をして最終的に生産をしていただくというような形で、より使いやすい制度を目指しております。これを使った上で、さらに本格的になれば、県と

また同様に今回、一緒に入れておりますが、商業サービス業感染症対応支援事業補助金、こちらのほうで5分の4補助を取って本格的な商品化に進んでいただくというようなことも可能ということになっております。

それから、高品質形成施設整備事業でございますが、なかなか確かに、よくイメージ的に持ちにくい名前とはなっておりますが、これがトイレ関係ということになります。駅の展望台もついて、トイレ関係ということになります。こればかりは、国の事業と分類の中で分類をされておりますので、その中で、より高品質な空間を造るという部分で、より多目的の、より良いトイレを造るという部分でこれに当てはまるという中で、国の事業的な分類の中で、これを利用しておるということになっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君、11番。

○議員（11番 岡田 克也君） 56、57ページの林業振興費のところの委託料、急傾斜地の調査に関する資料作成業務委託料と、その下、原木・チップヤード建設地測量調査業務委託料、これは3月議会等でもう既に計上されていなければならないものではなかったのかとも思われますけれども、この内容についてお尋ねしたいと思います。

そしてもう一つ、その下の借上料72万でありますけれども、この算出根拠がどのように出されたのか、またその土地の所有者は何名なのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回、バイオマスの御質問が出たということでありまして、前回全員協議会議題を予定しておりまして、今回、そのときに、ちょっとまだ準備が十分できなかったということで議題から取り下げさせていただいて、6月の定例議会で全協お願いするというので申しておりますけれども、今回、県の補助金も確定して、その調整という予算も出てきておりますし、先ほど御指摘いただいた歳出の予算も出てくるということで、議案のほうで御審議をいただこうということで、全員協議会のほうは議長にもお願いをして議題としては取り上げないということにさせていただいておりますので、そのことだけ最初に私のほうから訂正をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

まず最初に、急傾斜地の調査に関する資料作成ということでありまして、これにつきましては、当初の国のほうへの計画段階のものの中に含まれていなかったものが、これから発生したということで、今、県のほうと測量の設計をしていく際の中で、この二つにつきましては、その下の部分につきましても、地質の調査等が出てくるということが、

必要だということが県との協議の中で出てまいりましたので、これらのところにつきまして、6月の補正のところでは計上させていただきたいという形になります。

急傾斜地の関係につきましては、あそこの建設予定地が崖地に当たりますので、崖地のところの建設要件をどのように満たしているかということが示す必要がありますよということ、指摘を受けました。それから、その下のところの測量設計につきまして基準点等を打つということが、測量の前のところで必要になってくるということも分かっていたので、これまでのところで含まれていなかったという状況になっておりますので、このところの2点を入れさせていただいております。

それから、続きまして、使用料の関係の根拠についてであります。これにつきましては開発予定地が約8,000平米であります。今年度につきましては、町が借上げをいたしまして、森林環境譲与税を活用した形でお支払いをしたいという形で、今、考えております。来年度以降につきましては、こちらのほうの土地が整備されて、という形になりますので事業体が入る予定になってまいりますので、事業体のほうで町のほうに支払いをしていただいて、町を通して持ち主さんにお支払いをしたいという形で、今、考えております。

この根拠であります。益田市等で現在借りているような状況のものを、調査をしまして、この金額を8万円というふうな形を出しておるという状況であります。それから、土地の持ち主さんであります。お二方おられまして、現在、契約のほうに向けて進めておるという状況になっております。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） ということは、8,000平米で72万ということ、1平米が90円、大体これは路線価格等から算出されたんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） 路線価という形というものよりか、そこのこれから先、経営をされていかれる事業体のほうと打ち合わせを行いまして、そこのところで金額を算出させていただいたという形になります。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） ということは、業者のほうからこの金額で借りたいという申出があって、その金額にしたということではないんですか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） 業者のほうと打ち合わせをしまして、発電所の業者さんの形で打ち合わせをいたしまして、この金額という形になったのと、それから直接土地の所有者さんのほうにも提示をしまして、この金額での折り合いがついておるという状況になっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 25ページの総務費の津和野城山整備事業費でお尋ねをしたいんですが、これはこの前、全協で碑の建立の図面をいただいた分であろうというふうに思うんですが、寄附行為の分でありますね。

町長にお尋ねしますが、この津和野城跡整備に対して、株式会社リログループの創業者であります佐々田会長より、津和野町に対する強い郷愁の念に鑑み、7億5,000万という高額な寄附をされたわけでございますが、津和野町へこういうふうに貢献されたわけでございますが、この功績に対しまして名誉町民としての称号を贈り、碑文にされ後世に伝えることが望ましいのではないかというふうに私は思うんですが、そういったことが町民の総意と思われ、また感謝の意と私は思っておりますが、一般町民であればそんなことはできるわけはありませんので、こういった方に対して名誉町民という称号を与えて、それであそこへリフトのどこですか、その碑を建てられるというふうがいんじゃないかというふうに思っておりますが、町長どのようにお考えか、お聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） こうして多額の御寄付をいただいたの事業でありますので、そうした御恩には報いていかなければならないという気持ち、重々に持っているところであります。

今回、記念碑の建立もその一つということであります。名誉町民というのは、今まで検討したことがございませんでしたので、今回こうして議員のほうからも御提案をいただいたということも踏まえて、また御本人の御意向というものもあるかと思っておりますから、そういうことはいろいろ内々で調整しながら、そういうことができるかどうか、また今後の検討課題とさせていただければというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 3点ほどお聞きします。

21ページの公共施設等個別施設計画策定業務委託料、ちょっとこの内容をお願いします。

それから、63ページの委託料でシェアリングエコノミー活用推進事業委託料、これがありますけども、これのちょっと内容ですね。

それから、83ページの工事請負費の関係です。作業道の復旧ということとありますが、文化庁あるいは県との協議がどういうふうななっているのか、この工事の概要についてお聞きをしたいと思えます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 21ページの公共施設等個別施設計画策定業務委託料ということで、242万円ほどの予算を計上させていただいております。これにつきましては、平成28年度に津和野町の公共施設総合管理計画を策定しております。

その中で、町有施設について今後どういった管理の方向を示していくかということで、大まかな方針をその計画の中で示させていただいております。

その方針に基づきまして、今後は個別施設計画ということですので、各施設ごとにその施設のあり方、統廃合するのか、改修するのか、交渉していく等ですね、そういった方向性をさらに決めていった中で整備計画をしていくという内容のものでございます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 63ページの委託料。シェアリングエコノミー活用推進事業委託料でございますが、これは総務省の補助事業を受けまして、津和野町としまして長期滞在型の旅行モデル推進事業というものを、今回、計画し申請をしたいというところでございます。

補助率につきましては、10分の10でございます。

目的としましては、空き家等の利活用を行い、町事業者と連携した体験プログラムをコーディネートすることでインバウンド旅行者や国内旅行者の中でも長期滞在者、ワーケーションという言葉がございます。田舎に来て、こういうテレワークとか、このコロナの関係で出てきた関係もございしますが、要は田舎に滞在しながら、そういう自然とかも楽しみながら仕事もできるというような切り口も踏まえつつ、地域経済の再生を図りたいということで、事業主体としては町が事業主体にはなりますが、観光協会やファウンディングベースあたりとも連携をして、空き家を活用するという視点で、今、一つゲストハウスを造りたいというところが進んでおりますので、そういった部分や、先ほどつわの暮らし推進課のほうもございました畑迫地区の計画が上がっている物件、また、日原のかわべとか、そういったものも連携しながら、全国的にそういった空き家を滞在するというような切り口で、宿泊プラットフォームということで、そういうアプリを運用されておられる会社、アドレスというような会社があるということもお聞きしております。

そういった全国展開しているところとも連携しながら、津和野に長い時間滞在いただいて、先ほどから申し上げております、その体験プログラムというものを充実させて、より長くおっていただきたい。

また、今後、個人旅行というものが伸びてくるというふうに想定もされますので、そういった部分で、そういったニーズに応えていきたいということで計画をさせていただいておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 城山の作業路の復旧工事につきましてですが、文化庁のほうと復旧の方針を協議をしました結果、毀損前の地形を推定して復旧することということと、ただ、復旧後に崩落や流出はしないように安全対策は取れということと、復旧に際しては遺構や地形を新たに損壊することがないようにすることということ

と、損壊した遺構2か所、曲輪の遺構が壊れたところがございますが、その損壊した遺構につきましては、遺構の原状を推定して復旧するということと、盛土により埋められた旧道、三本松の曲輪から喜時雨に下りる旧道がございましたが、一部、埋まった状態になっておりますので、この部分につきましては土を取り除いて、元のその道を出すようにと、使えるようにということであります。

あと、復旧後の地表面については、現地植生が回復するように配慮をいただきたいということ、それから可能な限りにおいて現地発生の礫と土を使ってくださいということ、文化庁のほうと協議をしております、それを基に今回、修復するわけですが、御存じのとおり、現地がかなり急峻な斜面になっておりますので、今、元の形に戻すと、また雨などで、今度は二次災害的に土砂の流出が起こる可能性もあるということで、戻すに当たりましては、最大でも1割の勾配で戻すということを考えております。基本的には、終点側から修復をしながら戻っていくということで、途中にあります曲輪の遺構については、そこについては現況どおり復旧をして、また、始点のほうに向いて、だんだん戻りながら修復をしていくという形になろうかと思っております。

今回、元の形に戻すということにはなりませんので、今回の工事に合わせまして盛土の上部を約1メートルぐらいになろうかと思っておりますけども、今後の管理にも使えるようにということで、歩道の形として残して修復をするということを基本に考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 今の関係ですが、1メートルぐらいの歩道は残すということですか。

随分、立木等が切ったのがのりの下にありましたが、そういったものは全部搬出をされるのか、あと、これ、後の工事については、どこが担当課としてやられるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 伐採木の話をしませんでしたけど、今、常に伐採してあります伐採木につきましては、基本的には復旧工事に先立って搬出をするということになっております。

あと、今、見える部分はそれである程度対応ができるんですが、実際の状況、下の部分の状況というのはがちょっと分かりませんので、土を戻す中で出てきたものにつきましては、その都度検討の余地はあるかと思っておりますけども、例えば現地に積み置きをして土留めとして使うとか、そういった形になろうかと思っております。

それから、先ほど言い忘れてましたが、今回、測量段階で雨が降ったことがございまして、そのときに、一か所、かなり水が出るところがございましたので、その部分は、もう事前に分かりましたので、その部分につきましては排水管を事前に布設をするというふうに考えております。

あと、谷部分になっているところで水を集めそうなところについては、下部、中のほうにふとんかごを入れて排水のほうは考えて、土砂の流出がないようにというふうに考えております。

で、工事につきましては、今回も文化財保護費のほうにつけておりますけども、教育委員会のほうで施工管理のほうはしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ページ数の新しいほうから4点ばかりお伺いしたいと思いますが、最初に20ページの財産管理費の津和野庁舎の増築棟の実施設計の設計委託料が1,042万4,000円。これについての、その実施設計に関わる仕様書というか、これまでの説明で後ろの何と何を壊して、更地にした後に建てるよと、その建てる分は二階建てにするんだよというような話もおもむろありますが、その辺について、今回、設計委託に対する仕様というものがどのような形で出されているのかをお聞かせいただきたい。

22ページの定住対策の関係で補助金が1,200万出ていますが、これは補助金として計上してありますが、これは県の島根定住推進整備支援の関係の県の補助金が1,026万5,000円出たものが、この補助金1,200万に充当するのか。その際、その県の支出金は900万、あと一般財源が300何万になっていますが、この辺が、これじゃないのか、これなのか、その辺について少しお聞かせをいただきたい。

そして、これは野口の医療住宅の3件のうちのもう1件という、これに充当するのかということもお聞かせをいただきたい。それが22ですね。

それと、57ページで、先ほど同僚議員からバイオマスの発電の関係がありましたが、これについて予算と関連しておりますので許されるかもしれませんが、発電事業会社の設立が6月末をめどに進められるように聞いておりますが、この辺についての進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、61ページの商工観光課の日原にぎわい創出という関係の予算ですが、昨年、たしか、この時期に1,799万ばかりの予算を手を挙げて取られまして、今年、また2,000万取られた。去年どれだけのものがあって、これがどれだけの目標値、KPTとか何か言いますが、その辺の目標値に対して、どこまで1年目が進んで、さらに今年も2年目として事業を申請して採択されたか。これは、また次年度も手を挙げればもらえるものなのか、やり方によってはもらえるものなのかどうか。その辺については、今回、畑迫地区でも、商工観光課とは関係ない部署で出ていますが、スタート時点から、これからやっといこうとする中で、どうしても次年度、3年度、やりたいことはようけあるんですが、やはり固定費というものもかかってくるし、その辺についての1-2年目2,000万ももらえるという、その辺の仕組みについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 21ページの設計監理業務委託料1,042万4,000円予算計上させていただいております。これにつきましては、議員おっしゃいましたように津和野庁舎の増築棟ということで、その設計業務になります。以前から、津和野庁舎につきましては、現在の執務室が面積不足があるということで基本構想でまとめさせていただいておりますけども、そういった部分を踏まえての増築棟の建設ということになります。

議員おっしゃいましたように、今、仕様と申しますか考えておりますのは、今の職員寮、そして駐車場がそのへりにありますけども、その部分を解体して、そこにこの増築棟を建設していきたいと、二階建てで建てていきたいというふうに考えております。

今後、埋蔵文化財等の調査等もしていく必要があるかと思っておりますので、教育委員会等と御相談をさせていただきながら、設計業務のほうをつくり上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 2点目の23ページの1,200万についてであります。これは津和野町空家再生事業と申しまして、津和野町の空き家情報バンクに登録した物件において、住宅機能向上のために行う修繕等に要する経費の補助となります。実施年度は、今年度から令和4年度の3か年を予定しております。

議員おっしゃるように、県の事業名は、しまね定住推進住宅整備支援事業でございます。町の補助率は5分の4を予定しております。ですから、事業費の上限は500万で予定しております。なので、500万の修繕費に対して、町が400万を補助するという内容でございます。その400万のうちの4分の3が県の補助でございます。それが、先ほど申しましたしまね定住推進住宅整備支援事業でございます。

で、入居者の資格者は原則UIターンの方々ということで今回計上させていただいております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） ただいま御質問いただきましたバイオマスの発電所の関係の新たな会社の立ち上げの件であります。本年度になりまして立ち上げの準備を進めていくという計画ではありましたが、あまして新型コロナウイルスの感染症の拡大がありまして、東京のほうの会社のほうが、なかなかこちらのほうに出向いてきてということが今、かなっておりません。で、発電所の関係の会社のほうからも連絡を取っておりますが、今、移動が可能になってきておりますので、様子を見ながら、近々、打合わせをしたいというふうな形ではきております。

で、これまで、平成25年から、町のほうでは協議会を立ち上げまして、地元の事業体、木を集めていただける事業体等にも呼びかけをいたしまして協議会を進めてまいっ

ておりますので、その中では、この新たな発電所の会社が立ち上がる際には、その中に参画をしていただけるかどうかというようなところは、これまで確認でお話は申し上げておりますが、正式には、この後、東京のほうから会社のほうが来られまして、打合わせを行ってという形での段階を踏んでいくという形になっております。

発電が令和4年の4月からという予定でありますので、木材を集めたりということになりますと、来年度になりまして、どのぐらいの必要量を確保しておけばいいかというようなことが起こってこようかと思いますが、それまでのところで、会社のほうとで木材を供給していただける会社、地元の会社とも協定を結ぶというような形になろうかと思っておりますので、その準備を今、進めていくという状況になっております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘のとおり、昨年度も同様に、この2,000万という事業、同様なものを取らせていただいております。

これにつきましては、かわべのオープニング等に関するイベントやその関連の施設の備品等について、かなりの部分、この中で準備をさせていただいたり、あと、道の駅シルクウェイでのバーベキューイベント等も、この中を利用させていただきました。

また、高津川について、東京大学と連携して、その川辺の有効利用というような形で、どうしても土砂が堆積するというような部分について、どういう原因かというような調査研究もこの中でやった上で、今回、道の駅の前のステージがございまして、あの周りの河床掘削も若干この中でやらさせていただいておるというようなこととございます。

それと、イベントとしては、かわべのオープニング関連イベントもこの中でやった中で、特にミズベリングという、7月7日に全国的に統一して、水辺の活用を祝って、また水辺に親しもうというようなことを——今後も何とか継続できればと思っているんですが——そういった中でもこれを使わせていただいて、高津川というものが全国的なホームページがございまして、その中にもバナーができて登録をされたというようなこともきっかけにこれが始まっておるというところとございまして。昨年は割と準備的なことが主にやっております、今年度はそういったことも生かしながら、総務省のほうからも市民大学というようなものも人材育成の中で予定をしているんですが、ここらあたりもほかの指針にもなることなので力を入れてちゃんとやってほしいというようなこととございます。

そういったところも踏まえて、いろいろ実行していく頃ではあるんですが、いかんせん、このコロナの問題がございまして、人を集めにくいところで、本当どうしようかというところも多少あるところとございます。そういう部分では、今後、より有効に利用できるように頑張ってもらいたい。

ただ、議員御指摘の3年目が取れるかどうかということについては、今の段階では、私もちょっと答弁しかねるかなというところとございます。一応、2年ぐらいが切りかなというところでは思っているところとございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 先ほどの順番から言いまして、津和野庁舎の増築棟の場合の——今の農林課の上は、あれが電算センターでしたかいね。じゃけえ、電算センターちゃ、何かCATVの関係のあれがあるところは、いずれにしても環境生活課が入っているところは壊さない。今の職員寮と、その隣にある自転車置場ぐらいを一応撤去して更地とする、そのスペースに建てられる程度のものを建てるということですか、そのことと。

それから次は、今の22ページの関係の分については、結果的にしまね定住推進のあの1,026万5,000円というのは、今後3年間、空家対策で使うための補助金として今年頂いて、来年、再来年、3年間で、この1,200万ですか、補助金を使えばええわという話なんでしょうか、その辺ちょっと。医療住宅の改修費は別個に、そいじゃあ組んであるということで結構ですね。

それから、あとは分かりました。それだけで結構でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員おっしゃいましたように、庁舎裏の職員寮、その横に鉄骨で造った車庫があると思いますが、その部分を解体して、そこに建てていきたいと、増築棟を建設していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） この1,200万に関しては、今年度の事業費というふうにお考えください。（「今年度」と呼ぶ者あり）はい。来年度以降は、また新たにこの予算規模で、また計上する予定でございます。

それから、野口の、議員おっしゃった住宅に関しては、しまね定住住宅推進、この事業は使いますが、この事業とかぶってやりよるわけじゃございません。（「それは、どの予算になりますか」と呼ぶ者あり）それは、当初予算のほうで。（「当初予算のほう」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 25ページの津和野城山整備事業費であります。記念碑の除幕式の予定、これは整備の進捗状況にもよるとは思いますが、大体の予定というのは決めておられますか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 城山整備の記念碑のことでございますが、まだ今から発注して、当然、設置をするわけでございます。それと、まだ時期がいつ頃になるかというのは分かりませんが、またそんなことも考えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） もう一回、83ページの文化財で城山のことをお聞きしたいんですが。復旧方法について、もうちょっと説明いただきたいんですが。のり面、相当高いところから切っておられますね。そのまんま、あれをおかれるのか。あれは植栽土のうか何かを盛って——今、五分ぐらいの勾配で切っと思うんですよ。それは、そのまんまおかれるのか。あれだけ高いものをそのまんまさらしでおくのか。植栽土のうか何かで復旧される計画が、この中に入っておるのか。盛土にしても、よそからつい盛土を持ってくるというわけにはいかんと思うんですが、あそここの土質が違いますんで、それは文化庁は認めてくれとるんですか。そこんところを、もう一回。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 先ほども言いましたように、かなり急峻な斜面になっておりますので、のり面も当然、かなり高さがある場所もございます。ただ、復旧につきましては、安全性を考慮して最大で1割ということになりますので、当然、切り取った上部まで盛土に戻るといふことにはなりません。その部分につきましては、場所にもよりますけど、必要に応じて外から、例えば種子の吹きつけはちょっとできないので、現地の植生を回復しろということもございますので、外から、よく道路工事なんかでのり面の吹きつけというようなことはちょっとできませんけども、現状の形で植生の回復を待つという形になろうかと思います。

○議長（沖田 守君） 10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 吹きつけは、当然できんわけですが、あんなとこへ持っていくわけにいきませんが。植栽土のうというのがあるんですよ、種苗が入った土のうが。そういうもんで、高所とか機械が行かんところは、そういうなんで大体復旧するんが建前なんですけど、そういう候補もあるんで、ひとつそこも検討していただきたいと思いますが、もう一点ほどお聞きいたします。

この破損問題で、町長、三役が責任を取って給料の減額をされました。これについて、担当課である農林課、教育委員会の職員はどのような処分をされるのか。このまんま何にもなく終わられるのか、その点はどうなんでしょうか。そして、この事業を直接やられました業者に対して、これは何のペナルティーもないのか。全面的に役場のほうが悪いということで、業者には何らペナルティーは科さないということなんであるか、そこんところを、もう一回聞かせていただきたいです。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 担当職員等への処分ということにつきましては、これまでも、私、副町長、それから教育長、総務財政課長等で構成します懲罰委員会を開催してきておりまして、何度も委員会を繰り返して、そして担当職員も個別にその委員会に呼んで、そして事情経過、そういうものを聞きながら、どういうところに原因があったのか、そういう部分を、もう数か月にわたってやってきているという状況でございます。

す。ほぼ、いろんな状況の調書はできておりますので、私どもの気持ちとしましては、今日こうして予算を認めていただけましたら、そして、その後にも一度この懲罰委員会を開催をして、最終的に担当職員についても処分というものを決定していきたいとそういうふうを考えております。ですので、できれば今月中ぐらいのところでは開催をして処分を下していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、今回、業者のほうでございませけれども、やはり根本として町の管理で大きなミスがあったということでありまして、その業者に対しての発注をミスのまま行ってしまっているというような状況でございませから、業者に対して何らかの処罰というものを示していくということはないというふうに思っておりました。あくまでも、町の責任として、今回のこの事業については完結をしていくというふうに考えているところでございませ。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 先ほどの切土部分につきましては、特殊配合の種子なしのものをつけて植生を回復するというようになっております。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありますか。8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 1点ですけども、63ページの景観対策費の中の負担金補助及び交付金、この景観対策事業補助金の174万3,000円、これについて、ちょっと説明いただきたいなと思ひませ。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） これにつきましては地倉沼でございませが、地倉沼のほうに木道がございませ。ぐるっと、要は地倉沼の周りを回遊できる木道があるんですが、これにつきましては、雨が降ったらある程度浸りながら、雨がやめば、また出てくると、現れるというような形のものでございませ。

これにつきまして、地元が以前、農林系の補助事業を取って独自に造られた木道でございませして、当初、県と協力しながら自然公園内の設備ということで更新を——かなり老朽化しておりますので——ということで進めてまいる予定だったんですが、これはやっぱり地元が造られたということで、県の資産でないということになりましたので、もう既に一部直しをしております。今後、残りの3分の2程度なんですけど、今回併せてやらさせていただきます。実際に私も先日、出来上がったのを歩いてみたんですが、大変いい形で、地元の方のかなりボランティアの部分で御協力いただきながらですが、きれいに整備されておひませして、あれが一周きっちり直ると、とてもよい環境になるのかなというふうに思っております。

そういった部分で、地元の方にも、若干、今回は労賃あたりも見ながら、あと材料費等がある程度計算しまして、この補助金という金額を算定した上で、今回、助成をさせていただきます。というふうにございませ。

以上でございませ。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第79号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第80号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第80号令和2年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第80号令和2年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第81号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第81号令和2年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第81号令和2年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第82号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第82号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第82号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第83号

○議長（沖田 守君） 日程第21、議案第83号令和2年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第83号令和2年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第84号

○議長（沖田 守君） 日程第22、議案第84号令和2年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第84号令和2年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第85号

○議長（沖田 守君） 日程第23、議案第85号令和2年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第85号令和2年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第86号

○議長（沖田 守君） 日程第24、議案第86号令和2年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第86号令和2年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第87号

○議長（沖田 守君） 日程第25、議案第87号令和2年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） すみません、2ページのところと3ページのところで過年度損益修正益となっているんですが、これまでは過年度損益留保資金で補填するというような書き方だったような気がするんですけども、この辺はどういったあれなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） このたびの病院事業会計の補正予算、まず特別利益の過年度損益修正益。これは、地方公営企業法に基づきまして、企業会計、3月31日で決算になっております。診療報酬の2月分、3月分が、現実的に国保連合会、あるいは社会保険診療支払基金から入ってくるのが、4月、5月分になっておりますので、未収金で調定を上げております。現実には、4月、5月で未収金の調定より970万2,000円ほど現金のほうが多く入ったということで過年度損益修正益で上げると。議員さん言われました損益勘定内部留保資金の部分は、これはあくまでも4条予算の中で、工事請負費等の部分で資本的収入から資本的支出が不足していた部分を、かがみの中でそういう部分で補填を留保するという事になっております。以上です。

○議長（沖田 守君） いいですね。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第87号令和2年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第88号

○議長（沖田 守君） 日程第26、議案第88号令和2年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第88号令和2年度津和野町水道事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第89号

○議長（沖田 守君） 日程第27、議案第89号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今定例会に追加で提案いたします案件は、条例案件1件でございます。重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第89号でございますが、津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について議会で議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第89号を御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、職員の東京事務所での赴任について、新たに単身赴任手当を支給することに伴い、島根県条例に準じた内容で津和野町職員の給与に関する条例を一部改正するものでございます。

裏面のほうを見ていただけたらというふうに思います。新旧対照表を御覧ください。アンダーラインの部分が改正内容となります。

改正内容といたしましては、第9条の手当について、第6号で単身赴任手当を新たに設けております。第15条の2第1項で単身赴任手当支給の対象職員を規定しております。第2項では、単身赴任手当の月額を定めております。第3項では、その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は町長が規則で定める旨を規定をさせていただいております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わりますが、これから質疑に入ります。ありませんか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） この提案は、正規職員と非正規職員、つまり非正規職員というのは退職された職員ですね。この方にも同様にこれは適用されるものか。というのは、このたび、この東京事務所とありますから、現実に照らしてみても、このたび東京事務所に赴任される方は、もう退職された者が、会計年度職員制度に当てはまるかどうかですね、そういう方が今度行くと思うんですよ。要するに、はっきり名前を言わせて前つわの暮らし課長ですね。そうしますと、その方に適用されるような状況になると思うのですが、そこで、その非正規の職員と正規の職員と同じようにここは扱うのかどうかと、それが1点。

それから2点は、第15条の2の3項、2項においては単身赴任手当の月額が7万円とするとちゃんと打っております。第3項においては、前2項に規定する者のほか、前2項に規定するというのは7万円というこのことを指すんだと思うんですけど、の者のほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は町長が規則で定めると。こうなりますと、どういうことを想定されているか。つまりこの意向は、町長の思惑で規則というか、町長が規則で定める。町長の思惑で定められるというふうに解釈してもいいのではないかと。ここら辺をちゃんと、どういうことを想定されているのか説明してほしいなと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） まず、今回の東京事務所への赴任職員につきましては、会計年度職員という身分ではなくて、再任用職員という身分の職員でありまして、東京事務所に行かれた再任用職員といいますか、職員ですね、規定の中では職員に対する単身赴任手当の支給関係の条件を定めているというものでございます。

それと、第3項について、単身赴任手当の支給に関する必要な事項は町長が規則で定めるというこの規定でございますけれども、想定しているものはございません。

これまでも、条例等の新設、あるいは改正の中では、こういった規則委任に対する条項を設けて制定をしてきております。説明の中で申し上げておりますけれども、島根県条例に準じた形で作成しているということで説明させていただいております。そういった島根県の条例の中にも、こういった規則委任がうたわれておりますので、こういった条項を設けさせていただいたということでもあります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） このたびの条例の一部改正ということなんですが、これまでどのようにされていたのか。なぜ、ここで必要になったのか。それと、これはなぜ東京事務所だけなのか。ほかにも出向している職員さんはいらっしやると思います。と、7万円の基準といいますか、そういったものも示していただければと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） まず、最初の御質問であります。

今なぜここで、ということでございますけども、何にも定めておったかということですが、別で、津和野町東京事務所設置要綱という要項を定めております。その中で、この再任用職員が東京事務所へ赴任するということで、その要綱の中にそういった手当を規定してまいったところがございます。ただし、先般6月19日でありましたけども、監査委員さん、監査委員のほうからの指摘がございまして、こういった給料関係につきましては、地公法で、いわゆる条例で制定するということが規則であるということで御指摘をいただきました。

当初、私といたしましては、こういった東京事務所設置要綱というものが、別建てで要綱が設置されておりましたので、この中にそういった手当関係をうたうことでより分かりやすくなるのかなというふうに考えておったんですけども、先般監査委員さんからの指摘を受けまして、今回条例で、条例の一部改正ということになりました。

それと、単身赴任手当の月額7万円につきましては、島根県の条例の中で、定額3万円という部分と、あと距離的、距離加算というものがございまして、そういった部分で東京ということであればプラス4万という加算額がつくということでございまして、7万円という規定をさせていただいております。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） さっきの条例の条文の内容ですけども、県のそのまま持ってきたと言われたんですけど、ですよ。県の、この第15条の2、津和野町東京事務所に赴任を伴いと、そのまま転記されたみたいなこと言われましたよね。（発言する者あり）準じたちゅうことは、もともとは県のだけでも、これにこう手を加えてみたいなことなんです。これ、面白いなあと。この条文読んで面白いなと思ったのは、住居移転し、同居していた配偶者と別居することとなり単身で生活することをと、何か口語体をそのままぼろんと持ってきたような、条例の条文としてこんな表現があるんかいなと思ったんですよ。何かおかしいと思いません。だから、準拠したちゅうときに、配偶者と別居することとなった。それで同居しているというような、別居しとったらどうするんですこれ。言葉のあや、あやですけども、今私が言ったのは。これ条例の条文かどうかというのが不思議でならんのですけど。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 島根県の条例の内容に準じて作成をさせていただいたということで御説明をさせていただいております。

島根県の単身赴任手当、第10条の2に規定されておりますけども、その中では、公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い住居を移転し、父母の疾病その他人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で当該異動または公署の移転の云々というふうな表現がされておりますので、こういった表現を用いさせていただいて、町といたしましても条文を作成させていただいたという経過でございます。（発言する者あり）

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 別居といういろんなパターンがあるかと思っておりますけども、別居の場合は単身赴任手当の支給の対象にならないというふうに考えております。（発言する者あり）

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） いろいろ初めてというか、今までのことが同僚議員もありましたが、今まで、長く東京事務所開所して今日まである中で、こういう単身赴任なのか、世帯で東京に行かれて住まわれて、その際には、地方自治法上に何かある地域手当というのか特勤手当というのかよく分かりませんが、この表現からすれば、東京事務所に御夫婦で行かれていた前任者の方に対しては、単身ではないけども家族で一緒に行った部分で特勤手当というようなものが条例上あって、それが支給されたのかどうか、そんなものもちょっと私は今回分かりませんので、お聞かせいただきたいと思っておりますし、あと町の中では、再任用職員というものが、今回の5月の町広報の中に東京事務所の次長という管理職のラインに入っているのを見て、おいおいというような話も伺ったときに、普通再任用職員というのは、現課において退職したところでさらに必要があるならば、そこに長年おられた経験を生かしてそのお手伝いをするというのが基本的なスタンスではないか。それが今回、つわの暮らしから商工観光課の次長というふうにトラバユをしたところにはどういう背景があるのか、そんなところもお前知つとるかというようにも聞かれて、私はどうしたものかいなあと思って、今回はこの際だから聞かせてもらおうと思うんですよ。

それで、最後に、東京事務所というの、私ども大きな期待を寄せておりました。以前から、同僚議員が何度か東京事務所の存続に対する云々が問われたときもありましたが、やっぱりこれは先行投資、費用対効果がなかなか数字としては見えないけども、津和野町の新しい町長が施策として取り組まれた。その中で、それこそ、先ほどのKPIじゃありませんが、なかなか評価というものがしにくいものがありますが、やっぱり私は必要であったと、今までは大変な御努力の下でいい成果が、まあ数字じゃないが客観的にあったと私は思っています。その辺について、今回、再任用職員という人事は、東京事

務所の位置づけがちょっと下がったのではないかと。もっと戦略的に津和野町がやるとするならば。

○議長（沖田 守君） 板垣君、質問の要旨を簡潔に。

○議員（5番 板垣 敬司君） 再任用職員がラインに入ること自体はそんなに問題はないのかどうか、そういうことと、以前のおられた担当者の方には、何と言いますか、特地勤務手当というようなものが支給されておったのかどうか、その辺について。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 議員の質問であります、前行かれておった職員に対しての、いわゆるそういった手当と、支給があったのかという部分につきましては、支給されていた手当というものはございません。

今回の、いわゆるこういった手当の創設に当たりまして、今議員おっしゃいましたように、再任用職員の職員の方に、東京赴任ということで行っていたということになりました。そういった中で、それでは東京で生活していかななくてはならないということもございます。再任用職員ということになると、現役の給料表よりもぐんと給与額が、月額が下がってまいります。そういった状況を見た中で、東京に単身赴任で行っていただくというふうなこともあって、そういった背景を見ながら、月額30万程度あれば何とかやっていけるんじゃないかと。我々が内部協議した中で、そういったことを考えたわけですが、そういったことで今回は新たに単身赴任手当というものを創設をさせていただいたということでございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回、東京事務所に再任用職員を送ったという、少し人事の考え方についても、せっかくですからお話をさせていただこうというふうにも思っております。

ああして東京事務所のごことは、本当、宮内も一生懸命がんばってくれまして、先行投資というよりも、この期間中に私は本当に大きな成果を出してくれていると、今回のことも宅食とか、それから一般質問でも1,000パックの農業分野での達成感も出たりというようなことを、それらは一部でありまして、あとは文京区からも企業が来てくれたりとか、いろんな面での効果があったというふうにも思っております。

今後もやはり、東京事務所はさらに、特に文京区長が津和野町に対して非常に熱い目を向けていただいております。文京区も、10以上自治体と交流協定を結んでおりますが、その中でも津和野町が今一番関係性が深いと、太いというふうに私自身は思っているところでもありまして、やはりこうして成澤区長がおられる間は、ぜひともこれをいい御縁と、そしてきっかけとして、東京事務所をさらに盛り立てていきたいという気持ちは変わりありません。

そういう中で、私としては、東京事務所、2人職場、あるいはときに1人また追加するということにもなりますが、小さい職場ながらも、離れたところでの組織管理という

ものもここで一度しっかりしておきたいという思いがございます。そういう中で、このたび、内藤が定年になったわけでありませけれども、課長経験ということで、非常に管理職としてもいろんな経験やものを持っておりますので、一応その経験を生かして、東京事務所の組織管理というものを徹底していきたいというのが、私自身の今回の思いであったということと、それから今回は非常に新人の職員を大量に採用しております、そういう中で中堅の職員をこの一、二年は送れる余裕もなかったと、そういうことがありました。宮内は、当然管理職として帰らせたいという思いもあったということでもありまして、そういうもろもろの背景があった中で、今回は再任用でも課長経験者である内藤のほうを送って、この一、二年しっかり組織の管理というものを構築していきたいという思いがございます。その上で、また中堅どころの職員を送って、より基盤をつくった上で、この東京事務所を活躍させていきたいとそういう思いであるということでもあります。

そういう背景の中で、再任用職員でございますので、給料としてはすごく下がってくるというところで、東京事務所を、東京というその物価の高いところでの生活もあるわけでありますから、そこは配慮していかなければならないだろうということと、それからやはり組織管理という面においては、一定の役職を与えていかなきゃならないということで、次長という形での、いわゆる人事をしたというのが私の思いだというところがあります。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。（発言する者あり）

5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） この際、せっかくですから、最後にちょっと確認なんですけど、今回の人事に伴う再任用職員の給与表というのを昔の条例を見ますと、再任用職員は一つ横並びでありますけど、結果的に31万5,100円というのが給与としては掲げられて、さらにそれに管理職手当と単身赴任手当が加算されて本人に支給されるということだと思いますね。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今回の再任用職員につきましては、今議員おっしゃいましたように、条例の給与表の一番下に横並びであるところなんですけども、月額が28万9,700円です。ただ、本町の場合は、再任用職員の職員につきましては、短期再任用職員ということで雇用させていただいておりますけども、そうしますと週4日勤務ということになります。この基礎額に5分の4、週5日ですので、4日勤務ということで、5分の4を掛けた23万1,760円が月額ということになります。これにプラス、今回条例で提案させていただいております単身赴任手当が月額7万円がプラスされると。（発言する者あり）そうです、はい。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 言葉の遊びというよりも、さっき私、質問した分の別居の場合は出んちゅうたでしょう。別居と同居ちゅうのを、どうやって確認するんです。これ離婚していたら、出ないでしょうけどね。別居と同居ちゅうのを、どうやって確認、今、出んちゅうて言われましたけんね。ゼロちゅうて言われたから、どうやって確認するのかなあとかね。後々ね、これ、こういうような字句ていうのは、裁判になったとかの等々になったときに、非常に重いことをしますんで、今、出んちゅうていうのはどうなんかなという感じなんですけど。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） ありがとうございます。先ほど御説明する前に、別居についてはいろいろな考え方があってということで、一言触れさせていただいて、説明したと思うんですが、その部分が今、議員さんがおっしゃいますような、別居が何をもって別居なのかという部分は、その事案、事案ごとに内容を確認して見ないと、何とも判断できないという意味合いを込めて、先ほどそういうふうに言わせていただいたということで、御理解いただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。まずは、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 東京事務所に今まで赴任された方には、ついていなかったけど、再任用で行かれるので、この手当をとということで条例をつくられるということなんですが、これから先は、正規の職員は派遣しないということなんでしょうか。正規職員さんもこれの対象になるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 条文の中で、うたわれている文言は職員ということで、うたわさせていただいておりますので、今、議員おっしゃいましたように正規の職員の方も該当してくるというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） ここを見る限り、単身赴任の部分載っているんですが、例えばその、家族で出た場合ですとか、既婚者ではなくて未婚の方が出られた場合、この場合というのは、ごめんなさい、この条文が上下がありませんので分からないんですけども、どういった手当がつくようになるのか、東京事務所に限っては、単身赴任、同居されている方が別居をして単身赴任で行かないと、こういった手当がつかないのかというのをお願いします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） この手当につきましては、東京事務所に関する手当につきましては、今現在、単身赴任手当のみという形になります。

ただ、引っ越し代とかいろいろな部分がありますので、そういった部分は移転料ということで、また別で分けさせておりますけども、手当という形で支給されておりますのは、単身赴任手当ということだけです。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 分かるんですけども、今説明の中では、いろんな、まあ東京に行くことによる物価の上昇だとか、そういったところで30万円の基準という部分を、津和野町として持っていると思うんですけども、となると、もし今後、前任者のように正規職員の方が行かれた場合、その方がどういった家族形態か分かりません。その方の状況を見たときに、その水準というのは30万円で合わせていくのか、それに合わせて条例を改正していくのか、それとも今回だけが、この単身赴任手当という形にしているのかとか、正規職員でしたら金額が上になっているかならと、いうことになるかもしれませんが、そういったところで、全体を見たときにほかの条文を改正する必要はないということなのか、お尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 先ほども、答弁させていただいておりますけども、職員ということでありますので、私が行った場合も、単身で行った場合にはプラス7万円が出ると、支給されるということです。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 東京事務所の場合は、文京区役所とのお付き合いとか、いろんな飲食店に津和野町の産物を使っていたり上では、やはり飲食をしたり、相当、前任者もかなりの交際費がいったと予想されるんですが、そういうものは一切なかったと思います。

議会でも、そういうものをというお話も多々ありましたけども、今後例えば、単身者が行ったとしても、やはりいろんな形でかかると思いますので、まあ今回はこれとしても、今後、東京事務所をどういうふうと考えていくのか、できればやはり前任者のときから、そういうことを、もう少し考えてあげるべきではなかったかと思います。今後また、単身者が行った場合はどうするかとか、そういうことをまた後日でも、また協議等もしながら、東京事務所をどう考えていくべきかを考えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） ありがとうございます。こうして、今、宮内課長が帰られまして、そのときの状況というものが直接聞けるという状況でございます。今、議員おっしゃいましたように、その状況に合わせて見直しというのは必要になってくるんだというふうに思っておりますけども、またその部分については、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 確認させてください。「同居していた配偶者と別居することとなり」とありますが、配偶者がついて行った場合は、つかないわけですね、この手当は。

- 議長（沖田 守君） 総務財政課長。
- 総務財政課長（岩本 要二君） 単身赴任手当という手当でございますので、そういうことでございます。
- 議長（沖田 守君） 家族あげて行ったらつかんのか。おかしいなあ。いいですか。
- こりゃ、問題があるで。6番、丁君。
- 議員（6番 丁 泰仁君） ちょっと今、単身者には7万円の単身手当のあれですけど、家族で行った場合には、前任者は何もついてなかったという、先ほど答弁ありましたね。そうしますと、東京で暮らすのにこのたびは30万円くらいは、大体単身者でも必要だろうと、物価水準に合わせて。家族で行った場合には、ここでもらえるそのうんぬんよりも、向こうでそれなりの手当ちゅうか、何らかの形でやっぱり東京で暮らせるだけの、家族が、それはやっぱりつけとったんでしょ。単身赴任手当じゃなくて、家族手当とか何とかいうもので、やはりそこの給料をアップしてあげていないと、やっていけないんじゃないか。ここでの給料をそのまま持って行って、家族で暮らせて行って。そこはどういうふうに使っていたの。
- 議長（沖田 守君） 総務財政課長、宮内君のときの実態も率直にお話をしておいていただかないと、降って湧いたように、今回手当をつけるなんちゅうのは、なかなか皆さん納得できんよ。
- 総務財政課長。
- 総務財政課長（岩本 要二君） 宮内課長が行かれとったときの手当につきましては、今言う単身赴任手当は今回創設しますので、そういった手当の支給はありません。従前たる扶養手当とかそういった部分の手当のみの支給でございました。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、三浦君。
- 議員（8番 三浦 英治君） これもそうなんですけども、なぜ、3月に出せなかったかというのも、すごく感じます。また、今回、単身赴任手当という形が出ましたけども、今後です。当然1年か2年で、組織管理を見直していきたいと言ったら、また、当然人が変わっていくわけです。今の状態で、この降って湧いたようなを出して、職員がその出すことによって励みになればええけど、これ、ひがみでもうがたがたになるんじゃないかなというのを、すごい恐れるんです。
- まして、同僚議員からも出たように、例えば、前任者に対して出ていないんなら、東京事務所、今、抜本的に見直して、前任者に、そのそれだけの家族手当を、後で払うべきじゃないかと。これを通して、再任用の人に払うんならですよ。もうちょっと、こう東京事務所の重要性、まあ大変重要だと思います。だったら今、見直しをかけて、こういう人件費に関することも、例えば、今後、同居で行く人には家族手当を出すとか、その職員の中で励みになるような部分をもっていかないと、ちょっと逆に怖いなという気がしております。

これが通って、その検討すると言うとりますけども、今ここで見直しをかけていかないと、なかなかそのようにならないんじゃないかなという気がするんですが、どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） あの町長、いろんな意見が様々出とりますから、条例として提案をされた限りには、執行部はぜひ可決をしてほしいという強い思いもありましょうから、納得のいく説明がないと、なかなかこの案件は難しいと思いますから、町長からしっかりお答えをいただきたい。
どうぞ。

○町長（下森 博之君） まずこの6月議会での提案ということになりましたことについては、課長が先ほど申し上げましたように、当初、要綱で対応するという思いであったわけであります。

それが、監査委員さんから御指摘を受けまして、これは条例の改正が必要だということから、急遽、しかも、もう本当に6月議会がもう始まる直前ぐらいの指摘でございましたので、6月議会も初日にお願ひするということじゃなくて、今回、追加提案で慌てて出させていただいたというのが、本来のところでございます。大変これについては、申し訳なく思っておりますが、まあ、そういう事情でありますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

で、そうした中で、何とか説得のある言葉ということで、議長からも言われましたけれども、今回、特にその背景にありましたのは、繰り返しになってしまいますが、再任用職員を送るということで、で再任用職員でありますから、その内藤の給与というのは、これまで課長まで定年までの給料からいくと、かなり下がるということになるわけです。で、その中で、今度東京での生活を強いられるということでもありますので、そこは何とか手だてをしてやらにやいかんというのが、今回、手当をつけようということになりました、根本的な背景であります。

で、その7万円というものも基準がありますので、いろいろ県の条例等も調べた中で、こういう金額を導き出してきたということでもあります。

で、ただ、7万円の手当を出したとしましても、これまでの内藤がもらっていた金額、また宮内が収入として得ていた額よりも、まださらに、7万円がプラスされても、こりゃ下がるという中で、しかし、次長としての役割も果たしてもらわなあいかと、そういう部分があるというところでもあります。

ですので、今回、この条例をちょっと否決ということになりますと、内藤のほうに、かなりしわ寄せが行くということもございまして、そういう意味でも何とか御承認いただきたいという思いがあります。

で、ただ、その中で、じゃあ、今回再任用職員が行った場合のみ、認めるかどうかという議論も、内部でしたわけでありますけれども、それについては、やはりもう今後は、正職員であっても、やはり東京でのいろんなその生活面での悩みがあるということでも

ありますので、いろんなお金がかかるということで、単身手当というのは、もうこれは正職員があっても、上乘せする形で認めてやろうという改善の処遇をしていくと、そこに条例も含めてきたというところであります。

で、今日、今、御議論になっているのが、じゃあ、これまで家族で連れて行った場合には、もっとお金がかかるんじゃないかと、それとの整合性はどうするのかということ、今問われているかと思っておりますので、これについては、また、今回の議会の皆様の御意見も踏まえた中で、もう少し検討する時間をいただきたいというふうに思っております。

ただ、今回については、繰り返しになりますが、内藤との待遇というものにも、関わってくるということもございませぬ。非常に再任用のもう本当にその手当がなければ、厳しい状況の中での、東京での仕事、生活を強いるということにもなりますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） これ、つまみあてがいた的な感覚なんです、私が、感じは。それで、この第3項のこれは入れるべきじゃないですよ。もう原則論だけでいかないと、これこんなのがついてると、なんかまた、ちょろっと出てくるんじゃないかみたい。だから、この3項は、私は削除すべきだと。

それと、さっき冒頭に言うた「同居していた配偶者と別居することとなり」という、そのこのところも、もうちょっと条例っぽい言い方に変えていかないと。口語体ですよ。これ。

○議長（沖田 守君） 質問、質疑ですか。

○議員（4番 道信 俊昭君） 3項削除する気はありませんかと。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 先ほども御説明しておりますけども、県に準じた形で、内容を作成させていただいているというふうなことで、御説明しております。

そういった中で、この3項もこういった規定をさせていただいておりますので、このまま議案として、提案させていただけたらというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 基本的には、地方自治法でこの手当に関するということについては、条例で制定しなければ支給することができないということで、条例で制定しないものを支給すると、基本的には地方自治法違反になるのではないかと思います。そこを確認したいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今言われましたように、地方公務員法でそういったことが定まっておりますので、条例で定めることになろうかと思います。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） いろいろ意見ありましたけど、私、思いますけど、この案件、今、町長も説明されましたように随分考えられて、まあこういう案件になったと思うんですが、問題は、これを認めるとするならば、前任者の、今、座っておられる、家族を連れて行ったとどこに何の手当もなかったと。

こういうことで、前任者がこの案件が通った場合、どういうふうに思われるかと。それはやっぱり一つの職員の公正さとか、何かそういうもんが入ってくると思うんです。つまり、整合性があるんじゃないかと。

だから、そういうところを前任者の気持ちをどっかで吸収して、そこを調整しないといけないんじゃないかと思うんですが、それが、今ここで、あなたどうですかということとはちょっと不可能ですね。言いにくいんじゃないかと思うんで、そこは、議長ちょっとひとつ聴取しまして、その気持ちと、町長とひとつ話をしまして、そこを調整して納得いくように、この条例が通るようにしてもらえれば、私としましては、これはまあそれでいいんじゃないかなと思っております。私としましては、そういう意見ですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長、6番、丁君の貴重な御意見ですから、町長からしっかりお答えをいただきたいと思います。

○町長（下森 博之君） 今回、こうした手当をつくるということで、私も、その前任でやりました宮内課長と今まで苦勞かけてまいりましたので、そことの不公平感というか、そういう部分というのは、非常に心情的にも申し訳ない気持ちもありながらというところでもありまして、非常に気にしておったところでもあります。

ですから、今回、条例を提案させていただくに当たっては、前段で、宮内と町長室に来てもらって、2人でいろいろ話をいたしました。

で、まあそういう中で、今回こういう待遇改善になるんで、宮内との比較の中で、宮内もいろんな思いが当然あるだろうし、本当にそこは申し訳なく思うけれども、後任から、また、さらにその次、誰か後任に行くにしても、宮内の経験から一つ待遇改善につながることで、理解をしてくれないかということで、お願いのような、おわびとお願いのような形で率直にさせてもらったということでもあります。

で、宮内のほうからは、本当いろいろ自分自身も苦勞してきたけれども、こういう形で待遇改善なることは、ぜひやってもらいたいと、そういう話もしてきたところでもあります。

そういう中で、当然、宮内自身には、いろんな思いが、まだあるかと思いますが、しかし、一応、そういう話し合いのもとで、気持ちよくこの提案をするということについては、賛同してくれた経過は取ってきているというところがございます。

○議長（沖田 守君） ただいま、6番、丁議員からの質疑というか、貴重な意見を含めての町長に対する思いがお話になられて、町長もそれに対して回答があったわけではありますが、少なくとも、前職の宮内課長は3年という長きにわたって東京事務所

で頑張ったという、そういうこともありますので、そこら辺を踏んで町長、どういう形でどうするかは執行部のお考えでありますから、とやかくは申しませんが、なかなか本人の口から私はこうじゃったんだからとは言われませんので、そこは首長がしっかりお含みになって対応していただくと、こういうことでお願いしたいと思います。その他、御意見ありますか。質疑、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 以上で、質疑を終結させていただきます。

これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 今回の条例、若干、少し問題があるかなとは思いますが、やむにやまれない条例提案ということで、これはこれで賛成したいと思います。先ほどのような議長の取り計らいのもとで、これから東京事務所の位置づけと職員の待遇、その他、十分熟慮されて検討されて、さらに近い将来、次の定例会にでも一部改正をまた地域手当なのか特地手当かわかりませんが、それにそぐうような手当を検討されて、条例を提案していただくことをお願いして賛成したいと思います。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、米澤宕文君。

○議員（2番 米澤 宕文君） 賛成いたします。

いろいろな問題が先ほどから出ておりますが、前向きな東京事務所での活躍ができるような方向に行っているものだと思っております。

ただし、6番議員も言われたように前任者のいろんなことを考えて、また今後、正規職員が行ったときのことも考慮に入れていただきまして、賛成いたします。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） やっぱり東京、大東京ですんでね。ここから、情報とか、もろもろは絶対に必要になるんですよ。ですから、この田舎を育てていく、あるいは発展させていくのはやっぱり東京があつてこそというふうに、私も思っていますんで、これはぜひ、遂行していきたい、もらいたいと。

ただ、条文もうちょっと考えんといかんですよ、これはね、というところしまして賛成とします。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結したいと思います。
よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） これより議案第89号を採決します。本案件を原案のとおり
決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立、全員であります。したがって、議案第89号津和野町
職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第28. 請願第5号

○議長（沖田 守君） 日程第28、請願第5号「新型コロナウイルス感染症対策に
ついての意見書」の提出を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。

本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略した
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略
することに決定しました。

これより本請願について、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。

9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 本請願について趣旨説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策のための緊急事態宣言は解除されましたが、解除後も
東京都を中心に感染者が報告されています。

また、世界保健機関のテドロス事務局長は、6月19日の記者会見で感染者が1日と
しては最大の15万人を超えたことを受けて、パンデミックは加速していると警告しま
した。

多くの感染症の専門家は、秋、冬にインフルエンザの流行とともに新型コロナウイルス
のさらなる感染の広がりとの可能性があると指摘しています。

津和野町では、感染すると重症化のリスクが高い高齢者世帯が多く、感染を防ぐとと
もに感染者が出たときの対策の備えが必要です。感染の拡大が落ち着きつつある現在こ
そ、経験を踏まえ問題点を明らかにし、今後の対策に生かしていただきたいと思いま
す。

特に、医療、介護体制などを抜本的に拡充することや、子供たちの教育と学習環境を
守る緊急対策が求められます。町民の暮らしや命を守るために津和野町議会においては、

請願事項について、政府に対し意見書を提出していただきますようよろしくお願いいたします。

請願事項としましては、

1、検査体制・医療・福祉体制の強化について

①効率化が優先されてきた現在の医療体制では、感染症の拡大や医療崩壊を防ぐことはできないことが明らかになった。安心できる医療体制の確立が求められる。公立・公的病院再編リストの撤回と地域医療構想を抜本的に見直すこと。

②医療機関及び福祉施設に対し、病床確保、減収補填、感染拡大防止のための施設整備及び資材、備品の調達費用などへの財政支援を行うこと。

③感染拡大によって受診抑制が起きており、医療機関は深刻な減収に直面しています。地域での医療体制を維持するためにも医療機関への財政支援を行うこと。

④介護事業者は、デイサービスや訪問介護の中止・縮小で大幅な減収となっています。このままでは介護事業所の倒産、介護労働者の離職が相次ぎ、介護サービスの基盤が崩れかねません。サービス中止などによる介護サービスの減収分の補填を行うこと。

⑤医療崩壊を止めるため、検査体制を抜本的に改善・強化すること。

2、子供の教育と学習環境を守ることにについて

①、子供への手厚く柔軟な教育をするためにも、また、新型コロナウイルスから子供と教職員の健康と命を守るためにも、学校の教職員やスタッフを大幅に増やし、少人数学級にすること。

②急激な収入源にも対応できるよう、就学援助の対象を拡大すること。

以上の項目について、津和野町議会において、国、関係機関に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で、紹介議員からの説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 質疑ですね。この紹介されている寺戸議員は、本町の実態をどのように理解しておられるのかということが、ちょっと気になりますので質問しますが、本町の公立・公的病院再編リストということで、全国に何病院か掲げられたものが本町においては、これはリストの対象から下ろされたというふうに私は理解しておりますが、このことについて、この文言が入っていることについて違和感を少し感じます。

それと、子供の教育と学習環境というところに、少人数学級にすることというようなことが、あえてうたわれておりますが、この辺についての現状認識をここへ加えているということについて、寺戸議員の認識を伺います。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 再編リストに関しては、県のほうでは津和野の共存病院は、対象もうこれ以上、再編する必要はないと県は言われているんですけど、これ

を出した国は、直接、そういうことを言っていないということと、それから、公的な病院の再編ということになりますと、津和野町だけの問題ではなく、全国的な問題として津和野町議会で訴えていただきたいということです。

そして、少人数学級につきましては、津和野町は既に少人数学級なんですが、やはり隣の益田市とか、そういう県内の東のほうにも、少人数学級にはほど遠い学級がありますので、そのことも考え、津和野町議会から声を上げていただきたいということです。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますね。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより請願第5号を採決します。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、請願第5号「新型コロナウイルス感染症対策についての意見書」の提出を求める請願については、採択と決定いたしました。

日程第29. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（沖田 守君） 日程第29、各委員会からの閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

委員会	目的	事項	期限
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	津和野町の生鮮食料品・日用品店の現状について	9月定例会まで
文教民生	〃	学校教育の現状と文化施設のあり方について	9月定例会まで
議会運営	所管事務調査	議会の運営に関する事項	9月定例会まで

お諮りをいたします。

申出のとおり閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

請願第5号が採択をされましたので、この請願は、意見書の提出を求める請願でもあります。つきましては、発議第1号新型コロナウイルス感染症対策についての意見書(案)の提出についてを日程に追加し、追加日程第1、発議第1号としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

日程の追加をお願いしたいと思います。

ここで11時55分まで休憩といたします。

午前11時47分休憩

午後0時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

追加日程第1 発議第1号

○議長（沖田 守君） 追加日程第1、発議第1号新型コロナウイルス感染症対策についての意見書(案)の提出についてを議題といたします。

本意見書については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。

本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、発議第1号新型コロナウイルス感染症対策についての意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

したがって、各関係機関に津和野町議会の意見書として提出いたすことに決定をしました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

令和2年第4回津和野町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞でございました。

午後0時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

